

景観・まちづくり 活動事例集

一般社団法人
日本建築士事務所協会連合会
Japan Association of Architectural Firms



— 持続可能な
まちづくり —

『景観・まちづくり活動事例集』 発刊の経緯

私の学生時代に、当時の田中角栄総理大臣が『日本列島改造論』をぶち上げました。

つまり、高速道路や新幹線で日本中を繋ぎ、中央に集中しすぎた人とお金の流れを地方に分散し、過疎と過密を解決していこうという発想で、建物に関しても、“スクラップ&ビルド”の精神がまかり通る高度成長期真っ只中でした。

高度成長期が終わり、街並みは一見美しくなりましたが、画一的で周囲の街並みとの調和が取れていない無秩序な建物群は、パリやローマ、ロンドンに代表されるヨーロッパの統一感のある街並みと比較するとお世辞にも美しい街並みとは言えない状況です。

建築家・芦原義信氏が40年以上前に発刊された著書『街並みの美学』の中で、「パリが丹念に織りあげられたペルシャジュータンであるとするなら、我が国の都市はイグサで作ったアンペラのようなものである。まちづくりの努力の蓄積が少なく、なんといっても時間がかかっていない。戦後の驚異的發展を遂げた東京大改造の街もヨーロッパと比較すれば、ほんの“即席都市”である。」と述べている。

パリは約170年前にセーヌ県知事・オスマンによって行われた「パリ大改造」により、現在の統一感のある街並みの原型が形成されました。日本の街づくりに関する意識の希薄さは行政を含め、我々専門家も多いに反省すべきではないでしょうか。

さて、平成21年に「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」が建築関係団体と地方公共団体の構成で設立され、国の補助事業が開始。連動して日事連では「景観・まちづくり特別委員会」が設置され、今日まで形を変えながら活動を続けてきましたが、令和2年日事連・児玉新会長により、「景観・まちづくり専門委員会」に位置付けを変更し、下記2項目に特化した委員会にするよう求められました。

① 会員への教育普及を目指して

今までの活動では、街の景観としての建物づくりや地域ニーズへの対応が会員に十分浸透していない。景観・まちづくりに寄与していくことが社会から求められているため、会員への教育普及に重点を置く委員会とする。

② 建築設計の業務として成長させる

都市の成熟と共に生活空間の一部としての建物造りの意識が市民の間で高まり、地域の景観やまちづくりの重要性が評価されつつある。しかし現在のところ、これらの業務に関する適正な業務報酬の枠組が十分ではない。今後適正な報酬を伴った設計業務の一環として確立する努力が必要である。

このように児玉会長に高いハードルを求められての「景観・まちづくり専門委員会」の船出となりましたが、令和2年11月2日の第1回委員会から令和4年7月8日の第7回委員会まで、私を含め6名の委員が論議を重ねた結果、最終的に各単体会から執筆者を募り、会員の「景観・まちづくり活動事例集」の冊子を発刊することが、会員にとって一番わかりやすく、かつ今後の普及活動に繋がるとの結論に達し、その後編集のための委員会を経て、今回の発刊にこぎ着けた次第です。

ちなみに活動は、A: アクティビティ(活動・人材育成)、B: ビルディング(建築・建設)、L: ランドスケープ(ランドスケープ・街づくり整備)、R: レビュー(レビュー・表彰)、S: スタディ(研究・調査・講座)の5つに分類いたしました。今後この冊子が多くの会員に読まれ、その後の設計活動の一環として、地元の街づくりに寄与するための活動の手引きの一部となれば幸甚に存じます。



景観・まちづくり専門委員会
委員長
柏本 保

目 次

1. 建築士事務所協会会員の景観・まちづくり活動事例集の目的と概要……………	2
2. 建築士事務所協会会員の景観・まちづくり活動事例一覧（マップ付）……………	4
3. 景観・まちづくり活動 [25 事例] ……………	6
4. 景観・まちづくりの動向……………	68
5. おわりに	
◎（編集後記）……………	74

1. 建築士事務所協会会員の景観・まちづくり活動事例集 の目的と概要

■本書刊行の背景と目的

建築士事務所の業務は、景観法など社会からの要請により、周辺環境に対して景観的に配慮する傾向が高まっている。また、社会から建築の専門家として、景観・まちづくりに寄与していくことが期待されている。一方で、これまで、会員による景観まちづくり活動は、「日事連」等にて紹介されてきたが、会員の景観まちづくりに関する活動全体を一望できる冊子がなく、会員への情報提供に改善の余地があった。

また、会員としての景観まちづくり活動の知識を得るとともに、建築士事務所の業務へと、どのように関連づけてゆくことができるのか？その可能性を紐解いてゆく方法の提供に欠けていたと言える。

さらに、街の景観としての建築づくりや地域ニーズへの対応も建築設計の重要なポイントとなってきている。

本企画は、会員がかかわる景観まちづくり活動をあらためて紹介し、建築設計の業務への可能性を探る糸口を提供する情報冊子を提案するものである。

■本書の概要

本書では、会員がかかわる景観まちづくり活動についてあらためて調査し、いくつかのカテゴリー・プロトタイプ（Activity（活動・人材育成）、Building（建築・建設）、Landscape（ランドスケープ・街づくり整備）、Review（レビュー・表彰）、Study（研究・調査・講座））に分類・整理し、ビジュアルな内容をとおしてわかりやすく紹介してゆく。なお、各活動が、SDGs（Sustainable Development Goals）へどのように応答しているのかについても分析を加え、それらが社会に対してどのような意味を有しているのかを解説する。

■分類凡例

各事例は、以下の5つの項目に分類している。分類の目的は、会員等による景観活動が、建築士事務所本来の事業とどのように結びつけられてゆくのか？ その端緒を探るためである。

A	: activity (活動・人材育成)	良好な景観形成に寄与する活動、また、そのような活動を通して、景観形成に貢献する人材の育成。
B	: building (建築・建設)	建築の建設やリノベーション等を通じて、良好な景観形成に貢献している活動。
L	: landscape (ランドスケープ・街づくり整備)	良好な景観形成に寄与するランドスケープ、街づくり整備活動。
R	: review (レビュー・表彰)	景観に関する団体によるレビューや表彰等。
S	: study (研究・調査・講座)	各建築系団体、または、学会での発表を行っている、景観に関する研究・調査・講座

■景観まちづくり活動の事業展開へのフロー

景観まちづくりに関する情報収集 → A、B、L、R、S (分類) → 景観活動の傾向を知る

■SDGs : (Sustainable Development Goals) への応答

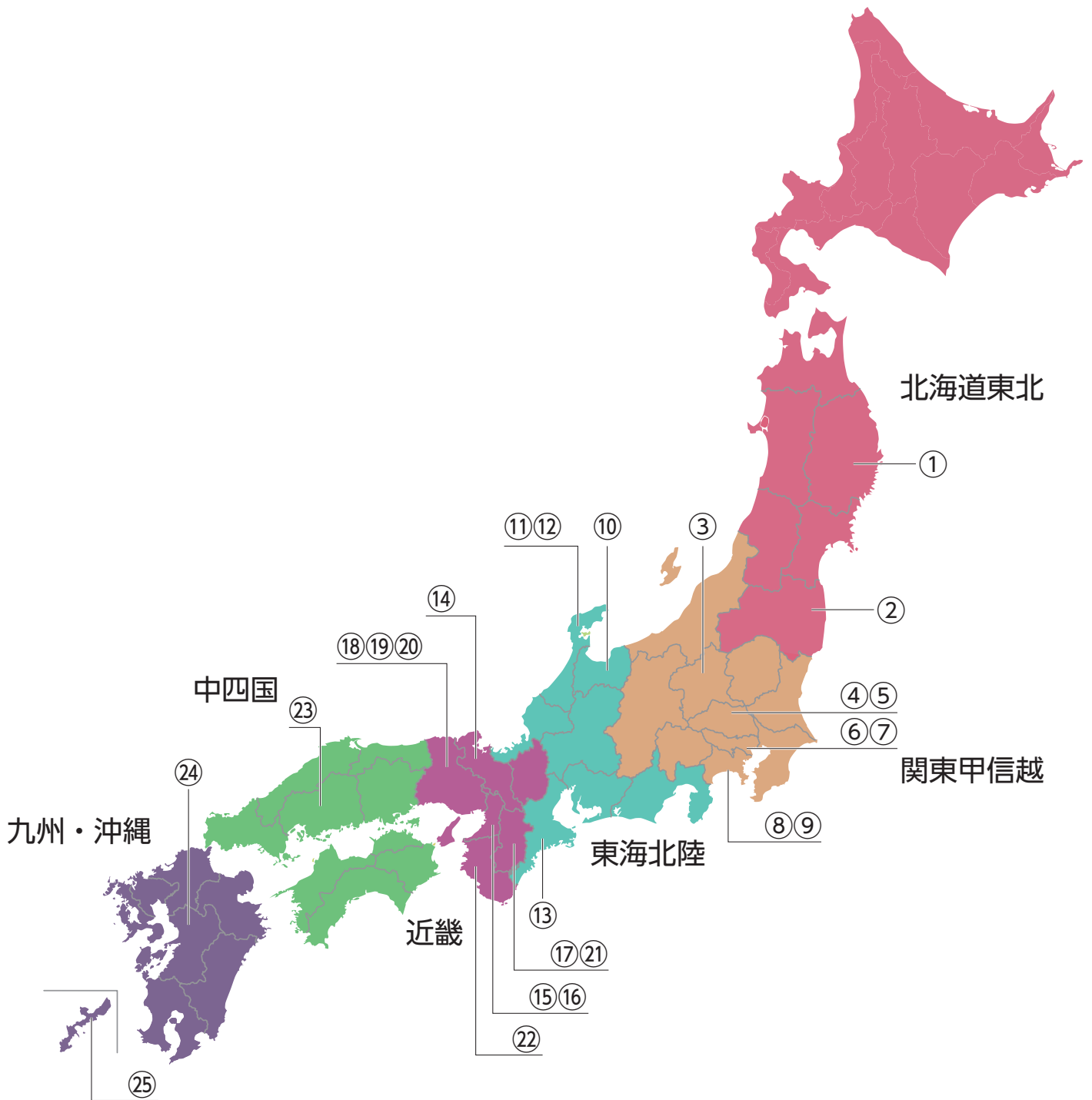
	01 貧困をなくそう		02 飢餓を0に
	03 すべての人に健康と福祉を		04 質の高い教育をみんなに
	05 ジェンダー平等を実現しよう		06 安全な水とトイレを世界中に
	07 エネルギーをみんなに そしてクリーンに		08 働きがいも 経済成長も
	09 産業と技術革新の基盤をつくろう		10 人と国の不平等をなくそう
	11 住み続けられるまちづくりを		12 つくる責任 つかう責任
	13 気候変動に具体的な対策を		14 海の豊かさを守ろう
	15 陸の豊かさを守ろう		16 平和と公正をすべての人に
			17 パートナーシップで目標を達成しよう

2. 建築士事務所協会会員の景観・まちづくり活動事例一覧(マップ付)

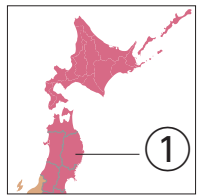
■建築士事務所協会会員の景観・まちづくり活動事例一覧

番号	分類	単体会名	執筆者	タイトル	掲載頁
①	L	岩手会	菊池 公明 (有) 菊池設計	遠野市の街づくり (地域住宅計画から現在までの活動)	6
②	A	福島会	白井 武男 (株) 白井設計	「会津の歴史的建造物を守り隊・活かし隊養成事業」の取り組み及び効果について	8
③	L	群馬会	石井 繁紀 (株) 石井設計	地域社会への発信と新たな官民協働への支援 ーイメージムービーによる発信と、街並みガイドライン実現への支援ー	12
④	A B L S	埼玉会	浅野 正敏 浅野設計室	歴史的建造物を保存活用したまちづくり	14
⑤	A S	埼玉会	稲垣 雄二 稲垣雄二建築設計事務所	埼玉会「景観まちづくり」における人材育成	16
⑥	A B S	東京会	五味 道雄 (株) 五味建築設計事務所	東京都中野区の開発上の歴史と再開発の現状	18
⑦	A	東京会	米田 正彦 (株) ATELIER FOLIUM一級建築士事務所	文京支部における「景観」・「防災」まちづくり活動 ー「文京 景観・防災ハンドブック」の制作ー	22
⑧	A S	神奈川会	寺本 勉 (株) TERRA デザイン	景観整備機構の活動	26
⑨	L	神奈川会	寺本 勉 (株) TERRA デザイン	住宅地の景観	28
⑩	L	富山会	林 芳宏 空創建築計画事務所	吉久の町並みと重伝建地区選定までの地域活動について	30
⑪	L	石川会	浦 淳 (株) 浦建築研究所	行政区域を越えたNPO主体の広域まちづくり ー北陸工芸の祭典「GO FOR KOGEI 2021」の開催ー	32
⑫	L S	石川会	増田 達男 金沢工業大学 (細川 顕司 ほそ川建設 (株))	歴史的まちなみに調和する「金沢式まちや」のリリース	34
⑬	A L	三重会	滝井 利彰 一級建築士事務所タック設計室	城下町の景観・まちづくり ー伊賀上野ー	36
⑭	L S	京都会	名和 啓雅 一級建築士事務所 名和建築研究所	地域の特性に応じた景観の形成に私たちができること・・・ どうかかわるか	40
⑮	L S	大阪会	加藤 精一 (株) ジャス	「ビュースポットおおさか」と「現場から学ぶ実践講座」 ビュースポット：視点場とも言い、景観(視対象)を眺めることのできる場所	42
⑯	A S	大阪会	西埜 彰一 西埜彰一建築環境研究所	ぶらり大阪“景観”ウォーク 東住吉区web編	46
⑰	A S	大阪会	入口 嘉憲 (株) ユーデーコンサルタンツ	奈良県・明日香村での景観形成の取り組み ー住宅開発事業における明日香景観デザインレビューの活用ー	50
⑱	A L	兵庫県	才本 謙二 (有) 才本建築事務所	丹波篠山における歴史的資源を活用した景観・まちづくり	52
⑲	A L	兵庫県	中川 順二 中川設計工房 錦野 元伸 ニシキノ建築設計事務所	「洲本レトロこみち」について (城下町洲本レトロなまち歩き)	54
⑳	L	兵庫県	鈴木 祐一 一級建築士事務所 大和船舶土地 (株)	板宿地区活性化プロジェクト「職能の枠を超えた横断的な取り組み」	56
㉑	R	奈良会	城田 全嗣 (株) 城田設計 巽 浩典 (株) 福本設計	『場を生むデザイン賞』～第19回奈良県景観デザイン賞～ ー「場」を評価するという新たな取り組みへの挑戦ー	58
㉒	R	和歌山会	島 桐子 アトリエクワン一級建築士事務所	建築三団体まちづくり協議会による「きのくに建築賞」	60
㉓	S	広島会	柳河 元木 (有) アリクデザインスタジオ	東広島市西条地区伝統的建造物群保存対策調査	62
㉔	A	熊本会	甲斐 健一 (株) 甲斐構造設計事務所	町屋を活かした城下町の復興と再生	64
㉕	A S	沖縄会	伊良波 朝義 (有) 義空間設計工房	50年後、どんな首里のまちにしたいですか ー悠久の時をつなぐまち、首里からの提言ー	66

■建築士事務所協会会員の景観・まちづくり活動 マップ



3. 景観・まちづくり活動【25 事例】



遠野市の街づくり（地域住宅計画から現在までの活動）

個人（会員）の活動

有限会社菊池設計

岩手県建築士事務所協会 遠野支部長

菊池 公明

岩手会

Landscape

ランドスケープ・
街づくり整備

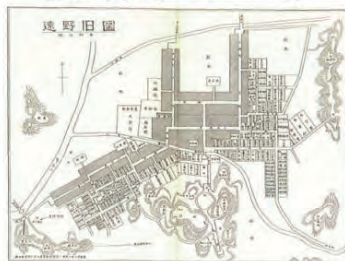


遠野市木工団地



曲がり家集落の再現

【明治初期の遠野市中心市街地】



【現在の遠野市中心市街地】



遠野市は岩手県の東南部、北上山系のほぼ中央に開けた盆地で、現在の人口は25,300人弱、面積825km²（東京都23区の1.3倍程度）のうち山林が85%を占め、気候は夏は30℃以上、冬は-15℃以下に達するなど寒暖の差が激しく、こうした気候風土のもとに「住まい」と「うまや」が同居した「南部まがり屋」が生まれ、民俗学者柳田国男の「遠野物語」の地として全国に知られております。

当市は、東は三陸海岸、西に奥州街道（現在の東北自動車道・東北新幹線）という交通の中継地としての歴史を有し、古くは南部藩の城下町として昭和40年代においても宿場・商店建築等その名残を感じさせる街並みが存在しておりました。

遠野市の街づくりは、当初、商工会の「遠野市コミュニティマート構想事業」のため市役所、設計事務所、建設業勤務の建築士で職種の壁を越え街づくりについて活動をしておりましたが、昭和60年、当時外部コンサルへの委託が普通であった旧建設省「地域住宅計画」作成業務を遠野市の英断により地元建築士団体（建築士会）へ委託したことから遠野市の街づくり活動が始まります、当時の活動は「遠野景観」、「街づくり」、「遠野住宅」と3部門に分かれこれからの街づくりについて議論を重ね昭和61年3月に遠野市HOPE計画を作成しました。

「遠野景観」部会においては、前述した地理的条件による街並みと柳田国男の「遠野物語」で表現された景色が独特の景観を形成しているということから街づくり、住宅づくりへの景観上の指針を示すと共に、具体的には駅前広場の再開発、市内に現存していた曲がり家を移築集積した曲がり家集落の再現等の提案を行い、「街づくり」部会においては市街地の課題の抽出を行い、伝統的な街並みの片鱗が残る「大工町通」「大手門通り」「一日市通り」の整備計画を作成し、地域住民と懇談を重ねながら修正を繰り返し、街路事業及び区画整理事業の整備指針の元となる構想を作成、「遠野住宅」部会では、「いろいろの心、遠野の住ま



大工町通り及び下一日市通りの街並み風景

い] をテーマに掲げ、昔ながらの団欒の場として居間を大きくとり、家族がそろって過ごせるような空間の提供を目指し、県内でも有数の寒冷地である当地に適した住宅構造、寒冷地対策等を検討し、中でも地場産材の活用の重要性を掲げ、この活動が後に「遠野式・循環型林産業」構築への挑戦として森林組合、製材所、プレカット、建具、集成材工場が集積された「遠野地域木材総合供給モデル基地」(通称：遠野市木工団地)の創設に繋がりました。

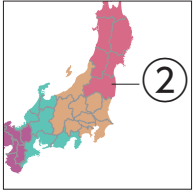
その後、平成6年、市内の下一日市地区区画整理事業の決定を受け、これまでの「HOPE計画」での活動を評価され、区画整理事業に伴う景観形成や住民の合意形成を図ることを目的に建築の専門家としての経験を生かした調査および計画書作成の業務委託を受ける事となりますが、これまでの大工町通りや大手門通りの街づくりに関わってきた者から大きく世代交代を図る事とし20代~30代を中心に若手の建築士メンバーによる街づくり委員会「景観研究会」が発足しました。

計画地となる下一日市地区は、遠野駅から南に約250mに位置し、一日市通りを上と下に分割した一部約5.1haであり、遠野南部藩時代に城下町、宿場町として栄えた地域の中でももっとも活気を呈した地区であり、現在は人口減少や商圏の変化により活気を失いつつある状況でありましたが、幸いにも周辺には博物館や観光施設(昔話村)、先に整備された大工町通りも隣接しており新たな街づくりにより再生しやすい側面も有しておりました。そこで、計画書作成においては新しい町には新たに事業展開ができ、後継者を育み、新しい人間関係が作り出せる豊かな住環境を創生できるよう検討し、同事業推進にあたり景観の基本的な考えとなる「町家の心」報告書を作成、同事業区域内の対象者に提案すると共に、計画をより現実的にするため地権者による「下一日市地区景観形成住民協定書」の作成に携わりました、これは法規制ではなく、地権者による自主規制となり一定の景観形成に至ったものと思えます。

現在は震災により小休止していた街づくりでしたが、令和3年には、同計画地に隣接する上一日市通りに、建築家の安藤忠雄さんからの支援を受け、築120年の古民家を解体一部再利用して「一日市通り」の景観に配慮した「こども本の森」施設が開館しました。

今後は、人口減少や高齢化という全国的な課題に対する回答を当地としてどうとらえるか新たな展開を模索しながら活動は続くこととなります。





「会津の歴史的建造物を守り隊・活かし隊養成事業」の 取り組み及び効果について

単位会（支部）の活動

株式会社白井設計

会津の歴史的建造物を守り隊・活かし隊養成事業ワーキング委員会委員長（H22～24）、
会津歴史のまちづくり事業ワーキング副委員長（H8～10）

白井 武男
福島会

Activity

活動・
人材育成

福島県建築士事務所協会会津支部では歴史的建造物を守り・生かしていくための人材育成事業（標記）や、「地域のお宝発見事業」などを継続的に進めてきました。

【事業の背景】

歴史的建造物が今も数多く残る会津若松市は、H3年に全国に先駆け景観条例を策定。H8、9年には、士会会津支部が中心となり市内54の歴史的建造物の現地詳細調査を実施し、報告書としてアーカイブ化したことが、市がH9年からスタートする歴史的景観指定建造物の指定・登録の礎となりました。（注1）一方近年、所有者の都合により売却・解体される歴史的建造物や、伝統工法でない方法で改修され価値が低下してしまうもの、経済的理由で改修すら進まない建物が増加し、それらに歯止めをかけるためには設計監理者、施工者、行政担当者などの専門家や、建物の維持保全・利活用を提案、牽引する（職種を超えたプロ）の存在が必須ではないかということが背景となり、本事業が始動しました。

【事業スケジュールと体制】

資金は地域づくり総合支援事業（国・県）を活用し、平成22～24年度の3年で実施。事業方針策定委員会（会津大学、県、市、商工会議所、所有者、関連団体の代表等）、事業主体（事務所協会会津支部、建築士会会津支部）、ワーキング委員会（実働部隊）の体制とし、事業方針策定委員会が事業主体へ提言し、ワーキング委員会が実施していくスタイルとしました。

【3年間の活動の概要】

各年度の目標を立てながら事業を進め、会津の歴史的建造物調査、人材育成や利活用の先進地視察（奈良、京都、兵庫、白河（楽蔵）、入間市）、指導員養成研修会（合計3回）、地元伝統技能者との座談会に加え、「私が見つけた登録文化財」の調査・とりまとめ、利活用の提案実証として市長公舎の調査及び改修見積書作成なども行いました。進める中で、当時全国に先駆け専門家の養成事業を進めていた、ひょうごヘリテージ機構H2Oの沢田氏と関係者の皆様に、現地視察や事業への助言サポート等多大なる協力を賜り、同じく先進地である静岡県（塩見氏、鈴木氏）、神奈川県（森山氏、村島氏）両建築士会には出前講座という形で研修会にご協力いただいています。H23年3月（2年目）には東日本大震災が発生したため事業内容を一部変更し、震災支援を兼ねた被災調査、補修費用算出、相談窓口の開設を追加しました。事業



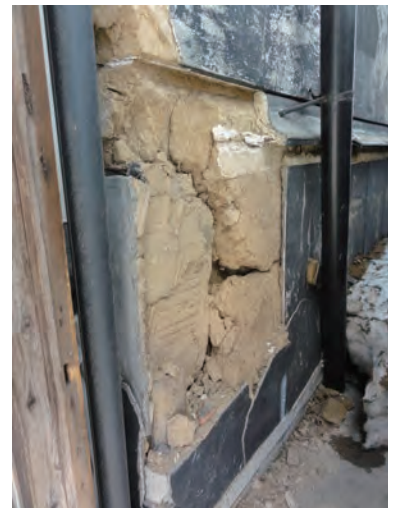
鶴ヶ城



歴史的建造物（御三階／七日町）



福西本店

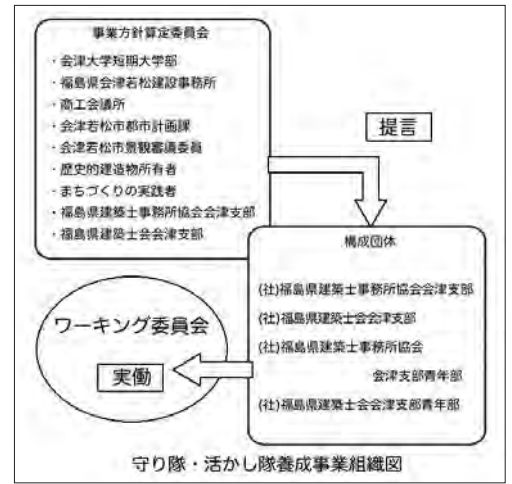


被災した蔵

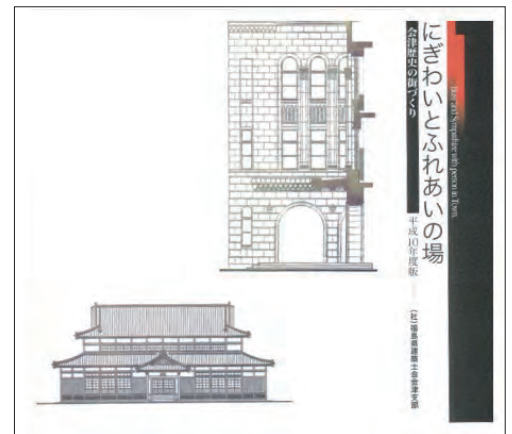
半ばで東日本大震災に直面し、この事業の目的に向け、さらに身を引き締めて人材育成の体制づくりを実現したいという思いを、関係者一同が強くしたのは事実です。

【活動の成果とこれから】

3年間という短い事業期間でしたが、産・学・官・民の枠組みを超えた「会津の歴史的建造物を守り隊・活かし隊」という隊を編成するスタイルで事業が進められ、視察や研修会を重ねることで、自己研鑽型人材育成システムの重要性や可能性を皆で共有することが出来ました。活動中の震災が幸いして、2年目に被災した市内の歴史的景観指定建造物は1棟も解体されることなく復旧されました。その後平成25年には福島県歴史的建造物保全活用促進協議会が発足し、現在までに計8回の福島ヘリテージマネージャーの養成講座を行うなど、当該事業が、福島へのヘリマネの先駆的取り組みとして身を結んでいます。また、「私が見つけた登録文化財」事業は養成事業終了後、現在まで会津支部の継続事業となっています。今後とも「守り隊・活かし隊」の隊員たちが歴史的建造物の活用や、景観、まちづくり行政をサポートする人材として欠かせない存在となっていくことを願うものです。



事業体制



歴街調査報告書（事業背景）

注1：現在97件の建築物・工作物が登録され、34件が（景観）指定されている。

歴史的建造物調査票		物件名	鈴木屋利兵衛
		管理No.	
建物概要			
所在地	会津若松市大町1丁目9-3		
所有者	鈴木 幹子 他		
管理者	鈴木 幹子 他		
種名称	鈴木屋利兵衛 店蔵		
用途	住宅 店舗併用住宅 店舗 公共施設 宗教施設 その他		
構造	木造 木造筋交り 木造筋交り 鉄筋コンクリート造 その他		
階数	2階建て		
外装	屋根 切り妻 漆喰葺き 基礎 敷石		
備考	建築当初の屋根は本羽葺き。1尺3寸の大黒柱(1, 2階通し)。		
種名称	鈴木屋利兵衛 奥座敷		
用途	住宅 店舗併用住宅 店舗 公共施設 宗教施設 その他		
構造	木造 木造筋交り 木造筋交り 鉄筋コンクリート造 その他		
階数	2階建て		
外装	屋根 切り妻 漆喰葺き 基礎 敷石		
備考	大災後の改装。昭和30年代までは住宅の一部として使用していた。		
敷地の特徴	馬場正直東側に木戸があり、中庭に連続する通路がある。かつて東側隣地(現在角地)も所有していたが先代が売却し現在の姿に。座敷敷の奥に別棟の住居用棟と木造住宅がある。ほぼ店蔵の間口で南北に長い敷地である。高低差はないが、建物が古く土地が道路より低い。		
建築物の由来	座敷まわり調査より 創業が江戸後期である「鈴木屋利兵衛」商店。会津の地産地消である漆器工芸品と共に、歴史と生き続けてきた代表的建造物であろう。創業、成長の軌跡の中で、創業者の魂となり、職を継ぎつらぬいたことから戦いの場となり、大黒柱にその魂が宿っている。		
建築物の特徴	座敷まわり調査より まず正面から眺めると、非常にバランスの良い造りとなっている。向かって左側にはレンガ造りの「うだつ」。2階建と軒先の庇。縦割りの土は、奥で統一され、1階の障子は白紙と白木な漆喰で、趣行きをかりものに調子を分けてくれるようである。 内部に入るとまず、軒の低い下屋があり「櫓木」か「アーケード」を思わせる。次に目に入るのが広い店内の空間で、40cm程の厚さこまれた大黒柱。奥側に108cmピッチに並ぶ5cm角の柱により支えられている。店表側には、20cmの柱が191cmピッチに並ぶ。20cmの柱といえは太いのだが、正面は柱は丸面加工が施されており、太いながらも邪魔にならない。その分大黒柱がたもしく感じる。		
  			
  			
調査員 鈴木 利有規			

歴史的建造物調査票		物件名	ヒアリングデータ
		管理No.	
調査履歴	歴まち	調査年月日	R22.10.12
登録No.	12	指定No.	7
建築物の概要			
種名称	ヒアリングデータ		
用途	住宅 店舗併用住宅 店舗 公共施設 宗教施設 その他		
構造	木造 木造筋交り 木造筋交り 鉄筋コンクリート造 その他		
階数	2階建て		
外装	屋根 切り妻 漆喰葺き 基礎 敷石		
備考	大災後の改装。昭和30年代までは住宅の一部として使用していた。		
敷地の特徴	馬場正直東側に木戸があり、中庭に連続する通路がある。かつて東側隣地(現在角地)も所有していたが先代が売却し現在の姿に。座敷敷の奥に別棟の住居用棟と木造住宅がある。ほぼ店蔵の間口で南北に長い敷地である。高低差はないが、建物が古く土地が道路より低い。		
建築物の由来	座敷まわり調査より 創業が江戸後期である「鈴木屋利兵衛」商店。会津の地産地消である漆器工芸品と共に、歴史と生き続けてきた代表的建造物であろう。創業、成長の軌跡の中で、創業者の魂となり、職を継ぎつらぬいたことから戦いの場となり、大黒柱にその魂が宿っている。		
建築物の特徴	座敷まわり調査より まず正面から眺めると、非常にバランスの良い造りとなっている。向かって左側にはレンガ造りの「うだつ」。2階建と軒先の庇。縦割りの土は、奥で統一され、1階の障子は白紙と白木な漆喰で、趣行きをかりものに調子を分けてくれるようである。 内部に入るとまず、軒の低い下屋があり「櫓木」か「アーケード」を思わせる。次に目に入るのが広い店内の空間で、40cm程の厚さこまれた大黒柱。奥側に108cmピッチに並ぶ5cm角の柱により支えられている。店表側には、20cmの柱が191cmピッチに並ぶ。20cmの柱といえは太いのだが、正面は柱は丸面加工が施されており、太いながらも邪魔にならない。その分大黒柱がたもしく感じる。		
  			
  			
調査員 鈴木 利有規			

歴史的建造物調査票

[演習※※] 地域のお宝発見		記入者氏名	鈴木 利有規
①名称	辰泉酒造	④用途	店舗(酒造・酒店)
②所有者	新城 新次 氏	⑤建築年代	江戸期 1867 年以前 (147 年以上経過)
③所在地	会津若松市上町 5-26		
④構造形式	土蔵(4棟) 屋根:現状切妻銅板葺き 外壁:東側、西側の蔵は漆喰(西の蔵は大正7年造) その他はラスモルタル、サイディング、一部板張り		
⑤特徴	市の登録物件とはなっていないが、平成21年度に「美しい会津若松市の景観賞(まもる賞)」を受賞している。登録することによるデメリットが不安で、登録に踏み切れないとのこと。 (経過) もともと造り酒屋が営まれていたこの地で明治15年に創業。奥に見える煙突は創業時に建てられたもの。(特徴) 東側正面の途なる切り妻屋根と奥に見えるレンガ煙突が歴史的景観を形成している。また、蔵の前にシンボリックに植えられた松・ヒバや、入り口に下げられている酒林が、アクセントになっている。H19年の中越地震時は、壁の一部が剥落したり、建物の一部が傾いたりしたが、金銭的理由で、伝統工法での補修は出来なかった(モルタルによる修復)。また、レンガ煙突の鉄筋筋遣いが一部はずれた。表の町並みと合わせて見えない裏の顔の再生もできれば、本当の意味での景観を「まもる」になると思われ、今後とも、登録文化財への登録の働きかけ(十分な説明)の必要性を感じた。		
(写真・略図など)			



■第1回研修会(平成23年1月21日)
第1部として静岡県「地域文化財専門家育成研修」の取組と題し、静岡県建築士会景観整備機構副代表塩見寛氏による講演をいただいた。先進地兵庫を参考にした静岡版の取組の他、地域(コミュニティ)と専門家の関わり方などについても分かりやすく説明いただいた。

■会津の歴史的建造物現況調査(平成22年10月～11月)

初年度の取り掛かりの活動として会津の歴史的建造物の現状把握の目的で実施。市の歴史的景観指定建造物97件中53件を隊員2人1組x22班、合計44名で調査した。過去の調査票を参考に前項の調査票フォーマットを共有し、文献調査、所有者へのヒアリング、既往調査時の平面図、立面図のCAD化、現地計測による図面化等を実施した。隊員の実地研修を兼ねた取組でもあった。



■第1回研修会出前講座(平成23年1月21日)

第2部として地域の歴史的建造物の保全・活用のため、建築の特例制度を活用しよう!というテーマで、塩見氏、(社)神奈川建築士会村島正章氏、森山恒夫氏、(社)静岡県建築士会鈴木貴博氏により、歴史的建造物の保全・活用の観点から、建築基準法第3条の特例適用のための条例整備と官民の協力体制の構築などについて説明を受け、質疑応答を行った。

「平成22年度 福島県地域づくり総合支援事業」

**歴史的建造物を守り隊・活かし隊の
隊長を志す専門家のための研修会**

主催: (社)福島県建築士事務所協会会津支部
(社)福島県建築士会
共催: (社)福島県建築士会会津支部 (社)福島県建築士事務所協会
(社)福島県建築士会会津支部青年部 (社)福島県建築士事務所協会会津支部青年部




会津には、地域文化として貴重な歴史的建造物が先人達から引き継がれ数多く残されています。しかし、長きにわたる不景気等の理由により、歴史的建造物が除却され、伝統的な工法等により修繕されていない建築物が散見されます。
そこで、地域の建築文化を次世代の子供達に伝承するためにも、歴史的建造物を的確に維持管理でき、歴史的価値を損なわずに活用できる者を養成しようと、「会津の歴史的建造物を守り隊・活かし隊養成事業」を今年度から3年間にわたり実施することと致しました。
事業の主旨に賛同し、養成する側である隊長を志す方を対象に専門家(地方公共団体職員を含む。)研修を実施しますので、私達と共に先頭に立って、福島県内の歴史的建造物を守り、活かし参りましょう。
研修内容は、静岡県で平成20年度から私達と同様の主旨で実施されている「地域文化財専門家育成研修」の取組みの中で、特に講座開設に向けての留意事項、現在の活動状況、育成された方々の連携、育成された方々の活動の場などについてお話頂きます。
また、(社)静岡県建築士会・(社)神奈川建築士会が共同で研究されました建築基準法第3条の規定の上手な利用方法を出前講座していただき、歴史的建造物を容易に希望する用途へ変更することや増改築することでの活用できるようなモデル条例案等を御提案頂きます。

日 時 : 平成23年1月22日(土) 午後1時～午後5時
場 所 : 萬花楼 福島県会津若松市東栄町10-6

【プログラム】
全体プログラム主旨説明 ((社)福島県建築士事務所協会会津支部)
第1部
静岡県「地域文化財専門家育成研修」の取組み
(社)静岡県建築士会 景観整備機構 副代表 塩見 寛 氏
第2部 (主催: (社)神奈川建築士会&(社)静岡県建築士会&(社)福島県建築士会)
平成22年度住まい・まちづくり担い手事業 第2回出前講座 IN 福島
地域の歴史的建造物の保全・活用のため、建築基準法の特例制度を活用しよう!

*** 詳細については、裏面をご覧ください。**

問い合わせ先 養成事業事務局 菊地まで (TEL.0242-32-3939)

第1回研修会チラシ

「平成23年度 福島県地域づくり総合支援事業」
第2回 歴史的建造物を守り隊・活かし隊の隊長を志す専門家のための研修会

第1部 講演会 13:00~15:15
 自然災害から歴史文化遺産を守る
 兵隊県教育委員会事務局 文化財部長 村上 裕道 氏
 兵庫県ヘリテージマネージャーの活動
 - 立ち上げから現在まで -
 ひょうごヘリテージ機構 H2O 代表世話人 沢田 伸 氏

第2部 パネルディスカッション 15:30~17:30
 コーディネーター ・時野谷 茂 氏 会津大学短期大学部産業情報科学科長・教授
 パネラー ・狩野 勲重 氏 福島県文化財保存審議会委員・工学博士
 ・齋藤 浩 氏 会津若松市建設部都市計画課課長
 ・沢田 伸 氏 ひょうごヘリテージ機構 H2O 代表世話人
 ・新城 猪之吉 氏 歴史的建造物所有者若菜酒造(株)代表取締役
 ・村上 裕道 氏 兵隊県教育委員会事務局文化財室長
 (以上、50名前)

研修会の開催趣旨
 ●本事業は、会津の地域文化としての歴史的建造物を次世代へ伝承し、新たな歴史的建築文化を創造する為、それらの歴史的価値を損なう事なく的確に修復・維持・管理・利活用できる専門家と、歴史的建造物を地域の大事な資源(宝庫)とらえ、豊かなまちづくりを目指す情熱あるリーダーを養成することを目的とし、最終的にそのことによる地域の活性化への寄与を意図し、昨年(平成22年)度より三年間の事業計画として実施されているものです。
 ●本年度は、第1部の講演会において兵隊県教育委員会の上村正也氏より、文化財保護・活用の立場から震災復興にも通じるお話をいただきます。また、ひょうごヘリテージ機構 H2O 代表世話人の沢田伸氏より、これまでのヘリテージマネージャーの活動について被災地からの立ち上げの経緯などをまたお話をいただきます。第2部においては、東日本大震災後に歴史的建造物の災害初期対応を行った、福島県文化財保存審議会委員の狩野氏に災害の状況、承継、地域の顔として残されてきた歴史的建造物や景観(建築文化的価値も含め)が一掃に失われてしまった現状等の困難な話を聞き、阪神・淡路大震災の復興を成し遂げに知恵をお授けの村上氏と沢田氏、また、歴史的建造物所有者の志士として取り組まれている若菜酒造(株)の新城氏らと、まちづくり実務者でもある建築家時野谷氏に会津大学短期大学部をコーディネートとして、歴史的建造物の保存・利活用・まちづくりビジョンをディスカッションします。
 ●会津を含め、福島県は、11の地震により甚大な被害を受けました。兵隊県の場合も阪神・淡路大震災の復興というモチベーションがまちづくりの大きな原動力となっています。本研修会は、震災復興のあり方を考える意味からも、非常に参考になると思われまふ。皆で会津、福島の豊かな未来を考えて見ませんか??

日時：平成23年12月10日(土)
 入場無料 第一部 13:00~15:15
 第二部 15:30~17:30
 場所：ルネッサンス中の島
 〒965-0034 福島県会津若松市上町2-38 TEL. 0242-24-5151

主催：(社)福島県建築士事務所協会会津支部
 共催：(社)福島県建築士会
 (社)福島県建築士事務所協会
 (社)福島県建築士会会津支部
 (社)福島県建築士会会津支部青年部
 後援：会津若松市
 福島県建築設計協同組合
 企画・運営：養成事業方針策定委員会
 ・養成事業ワーキング委員会
 ・会津の建築を考える会

問い合わせ先
 養成事業ワーキング委員会事務局
 築地まで (TEL.0242-32-3939)

第2回研修会チラシ



■先進地視察 (平成25年2月24、25日)
 活用事例収集として福島県白河市の楽蔵及び埼玉県入間市の入間市文化創造アトリエを視察。

■第3回研修会 (平成24年11月17日)
 東日本大震災により被災した歴史的建造物の復旧・補修の事例発表、利活用の先進事例である白河「楽蔵」の事例紹介、隊員自らが調査収集した「私が見つけた登録文化財」の取りまとめ報告などを行った。また、会津大学短期大学の時野谷茂教授、柴崎恭秀准教授、地元左官業の山田勝美氏などを加え、歴史的建造物の利活用についてのパネルディスカッションを行った。



■第2回研修会 (平成23年12月10日)
 兵隊県教育委員会文化財室長村上裕道氏、ひょうごヘリテージ機構H2O代表世話人の沢田伸氏による、歴史的建造物の保全・活用に関わる人材の育成プログラムの先進的取組の説明後、福島県文化財保存審議会委員・工学博士の狩野勝重氏、歴史的建造物所有者の新城猪之吉氏、会津若松市建設部の齋藤浩氏を加え、(東日本大震災で)被災した歴史的建造物の復旧や様々な人材育成の課題を含めたパネルディスカッションを行った。



■先進地視察_兵庫H2O (平成23年10月28、29日)
 ひょうごヘリテージ機構を訪問し、全国に先駆けて発足したヘリテージマネージャー制度、阪神淡路大震災からの復興及び歴史的建造物の保存について研修するとともに震災から復興した神戸市のまちなみと歴史文化遺産を視察した。

「平成24年度 福島県地域づくり総合支援事業」
第3回 歴史的建造物を守り隊・活かし隊の隊長を志す専門家のための研修会

第1部 事例発表 午後1時15分 2時00分
 東日本大震災により被災歴史的建造物の補修 午後1時15分~2時00分
 福島県建築士会 会津支部 阿部 浩 氏 菅原 正晴 氏
 山田左官 山田勝美 氏
 利活用 午後2時10分~3時10分
 楽蔵 事業全体の説明
 (株)東市白河 取締役
 内閣府任命 地域活性化伝道師 吉川 直文 氏
 楽蔵 建物事例説明 NPO法人しらかわ建築サポートセンター 理事 鈴木茂久 氏
 私が見つけた登録文化財 発表 午後3時15分~3時45分
 発表者 会津若松市 建築部都市計画課 景観グループ 検査 村山 武司 氏

第2部 パネルディスカッション 午後4時00分~午後5時30分
 コーディネーター ・時野谷 茂 氏 会津大学短期大学部産業情報科学科長 教授
 パネラー ・柴崎 恭秀 氏 会津大学短期大学部情報科学科 准教授
 ・吉川 直文 氏 (株)東市白河 取締役
 ・山田 勝美 氏 山田 左官
 ・菅原 正晴 氏 福島県建築士会会津支部
 ・村山 武司 氏 会津若松市都市計画課 景観グループ

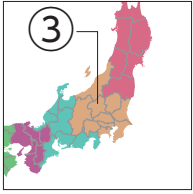
研修会の開催趣旨
 ●本事業は、会津の地域文化としての歴史的建造物を次世代へ伝承し、新たな歴史的建築文化を創造する為、それらの歴史的価値を損なう事なく的確に修復・維持・管理・利活用できる専門家と、歴史的建造物を地域の大事な資源(宝庫)とらえ、豊かなまちづくりを目指す情熱あるリーダーを養成することを目的とし、最終的にそのことによる地域の活性化への寄与を意図し、昨年(平成22年)度より三年間の事業計画として実施されているものです。
 ●第1部として、東日本大震災により会津若松市内では土壌を中心に歴史的建造物の多くが被害にあった。1ヶ月後には被害を受けた歴史的建築指定建造物20件の復旧費用が算出され、それを県に申請助成金を予算化し、復旧を希望する建物所有者が助成金を行い復旧を行った事例発表と、利活用で成功されている事例として、楽蔵の事業全体の説明を(株)東市白河 取締役 吉川直文氏と建物の説明としてNPO法人しらかわ建築サポートセンター理事 鈴木茂久氏において詳しく貴重な体験を報告して頂きまふ。また私が見つけた登録文化財として、うもれている歴史的建造物を発掘し発表を行います。
 ●第2部としては貴重な体験をした上で、施工者、設計者、行政及び利活用を成功させた体験者をお互いの事例発表及び利活用についてパネルディスカッションを行い活発な意見交換を行い「守り隊・活かし隊」の学びへきき、反省すべき

日時：平成24年11月17日(土)
 入場無料 第一部 13:00~15:45
 第二部 16:00~17:30
 場所：ルネッサンス中の島
 〒965-0034 福島県会津若松市上町2-38 TEL. 0242-24-5151

主催：(社)福島県建築士事務所協会会津支部
 共催：(社)福島県建築士会
 (社)福島県建築士事務所協会
 (社)福島県建築士会会津支部
 (社)福島県建築士会会津支部青年部
 (社)福島県建築士事務所協会会津支部青年部
 後援：会津若松市
 福島県建築設計協同組合
 企画・運営：養成事業方針策定委員会
 ・養成事業ワーキング委員会
 ・会津の建築を考える会

問い合わせ先
 養成事業ワーキング委員会事務局
 築地まで (TEL.0242-32-3939)

第3回研修会チラシ



地域社会への発信と新たな官民協働への支援

— イメージムービーによる発信と、街並みガイドライン実現への支援 —

個人（会員）の活動

株式会社石井設計 石井 繁紀
群馬会

Landscape
ランドスケープ・
街づくり整備

●前橋市は人口約33万人の中核市で群馬県の県庁所在地です。地方都市特有の公共交通が脆弱で車社会の影響による人口拡散が進み、中心市街地は衰退が進んでいました。2016年官民共生事業として前橋ビジョン「めぶく。」^{※1}が発表され、中心市街地のまちづくりを進める機運が高まり、民間の活動が活発になり始めました。



I. イメージムービーによる地域社会への発信

弊社は2015年アーバンデザイン部門を設立し、2017年地方都市の中心市街地の新しい在り方を提言するイメージムービー「けやキシティ前橋・県庁前通り」^{※2}を発表しました。2019年にその進化版として、都市の中で地域の歴史環境と融合しつつ10年先を見据えた建築のイメージモデルとして「車橋門CONCEPT」^{※2}を発表しました。

地域の街のありかたを地域自らが考え社会に発信すること、建築の専門家としての考えを社会に伝えることは、地方における建築士事務所や建築業界が、地域社会に評価してもらう機会を得る活動と考えています。

II. アーバンデザイン策定の支援

2018年に前橋市は官民共通の長期的なまちづくりのビジョンづくりを公募型プロポーザルで募集し、弊社JV（石井設計・石井アーバンデザインリサーチJV）が選定されました。

現況の整理を行ったうえで、多様な利害関係者と計11回、延べ148人が参加したワークショップを行いました。その結果を踏まえ、土地利用・街路・オープンスペースの改善計画を立案し、長期的にエリア全体のポテンシャル向上を目指す方向性をまとめました。最終アウトプットは、まちづくりの方向性、長期プラン、まちの将来像、モデルプロジェクト、アーバンデザインガイドライン等となります。

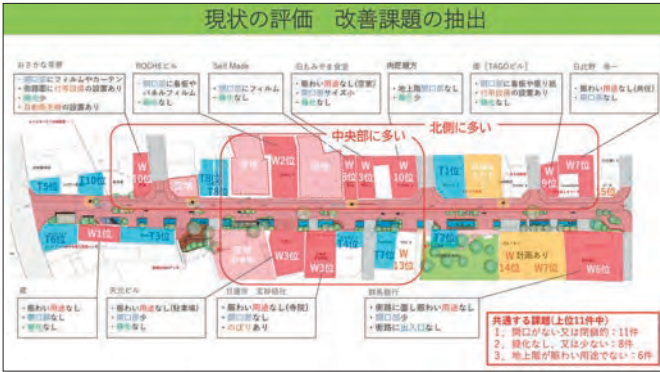


既存建築に対し、賑わいを生みだす建築物の1階部分の改善に注力し、現実的な経済性を踏まえ、アーバンデザインの趣旨に沿ったリノベーション計画としました。空地には広場とミックスユース（用途混合）ビルを提案しています。

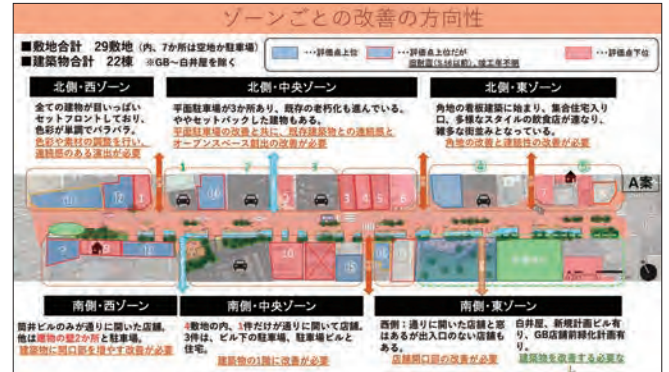


※1 前橋ビジョン「前橋ビジョン発表会」の様子をお伝えします／前橋市 (city.maebashi.gunma.jp)

※2 けやキシティ前橋 県庁前通り <https://www.youtube.com/watch?v=vncydVg3Oik> 車橋門CONCEPT <https://www.youtube.com/watch?v=bxAo17shYro>



課題の抽出・改善の方向性



2019年「前橋市アーバンデザイン」^{※3}の策定が完了し公表されました。この計画は、前橋市とMDC（後述）が受賞した、令和2年度先進的まちづくり大賞国土交通大臣賞の一端を担いました。

●2019年に前橋市アーバンデザインを実現するための組織として、民間有志により一般社団法人前橋デザインコミッション（以下、MDC）^{※4}が設立されました。2020年、前橋市より都市再生推進法人の指定を受け活動を活発化しています。

MDCは2021年、市街地中心部にある馬場川通り遊歩道公園（約200m）において、民間の寄付で公共空間をリニューアルし、完成後は前橋市に寄付するという希有な官民協働プロジェクトを開始しました。MDCはプロジェクトマネージャーとして土木設計、工事監理を行います。私たちはこのプロジェクトを2つの業務で支援しています。

Ⅲ. 馬場川通りアーバンデザインプロジェクト・コーディネート業務

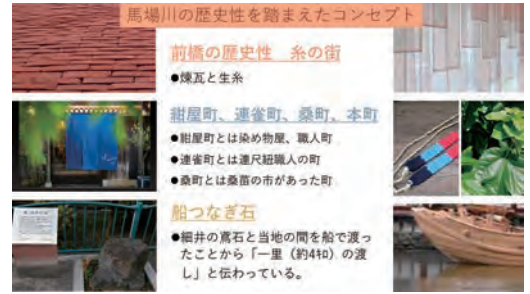
計画や工事、完成時のコンセンサスのみならず、公共空間を自分たちのものとして維持活用し、持続可能なエリアマネジメントへ繋げることがこの業務の目標です。

道路と河川改修工事へ向け、馬場川通りの地権者、テナントおよび、改修後の通りの活性化へ向けた有志による勉強会等の運営事務業務を支援しています。

Ⅳ. 既存建物及び空地リノベーション計画提案業務

この業務の目的は、アーバンデザインを実現した建築や空地进行、3Dシミュレーションを行い、建物所有者に将来的なりノベーションの可能性を示すことにあります。

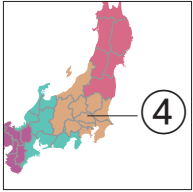
始めに、アーバンデザインガイドラインをより具体化した運用ガイドラインを作成しました。これに基づき既存建築物を評価、デザイン改修計画及び空地の活用計画を行い、3Dモデルを作成しました。土木コンサルが進めている先進的な街路・河川の改善計画と一体感を醸成できる計画を目指しています。今後、土木と建築が融合した3Dモデルによる通りの未来像により、街並み合意形成の一助となることを期待しています。



既存建物及び空地リノベーション計画提案



※3 前橋市アーバンデザイン <https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/shigaichiseibi/gyomu/kanminrenkeimatidukuri/21179.html>
 ※4 一般社団法人前橋デザインコミッション <https://www.maebashidc.jp/>



歴史的建造物を保存活用したまちづくり

個人（会員）の活動

浅野設計室

（一社）埼玉県建築士事務所協会 景観整備機構運営委員会副委員長

浅野正敏

埼玉会

NPO法人 埼玉ハンノウ大学：<https://hanno-univ.net/>

Activity

活動・
人材育成

Building

建築・建設

Landscape

ランドスケープ・
街づくり整備

Study

研究・調査・
講座

埼玉県飯能市の中心市街地には、明治、大正、昭和にかけて絹織物産業や西川材林業で栄えた痕跡の建造物が所々に残っており、歴史を感じることが出来ます。しかしながら、歴史的建造物は次々と取り壊され、まちの歴史を目にする景観は年々消し去られていく状況があります。

■歴史的建造物を国の有形登録文化財にして残す

そうした中で、大正11年に建てられた「旧・飯能織物協同組合事務所棟」（以後、織協建物と呼ぶ）が今もなお残っており、ひときは市街地の中にあって魅力的な景観を持ち続けています。今年2022年でちょうど100年目となる歴史を持つこの建物は、ランドマークであり、まちのシンボルでもあります。

2018年（平成30年）の3月に、飯能織物協同組合は解散となり、組合所有のこの土地建物は売買処分されることになるのですが、私たちはそれに至る以前から、この歴史的な建物が解体されるのではと危惧していました。この建物は我がまち（飯能市）にとって、とても重要な遺産であることから、国の有形登録文化財（※）にしておけば簡単には解体されてしまうことはないのでは？と考えていました。

とは言っても、そう容易く登録になるものではありませんが、まずは所有者である飯能織物協同組合の理事会承認を得て有形登録文化財にするための建物調査をさせていただきました。

調査により、大正時代の大工が西洋建築を見様見真似で造った和洋折衷の洋館建築としての特徴を明らかにしました。

洋館造りにも拘らず、屋根の棟飾りに鯨（シャチホコ）が用いられていて、この建物を最も特徴付けています。また、内部漆喰壁には鏝絵が残されているなど大正ロマンの魅力がいっぱい詰まっています。



織協外観1



織協外観2



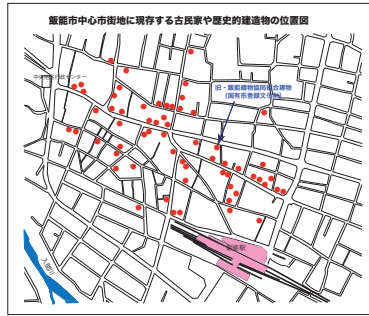
織協鏝絵



織協屋根裏調査



まちなか散策ツアー



飯能市街地古建物位置

調査をまとめた後、文化庁への登録申請を行い、3年の時を経て、2017年（平成29年）に飯能市初の有形登録文化財として登録されることになりました。

■歴史的建造物を保存活用したまちづくり

ここから先に、奇跡的なドラマが生まれます。飯能織物協同組合が解散となった後、ここの土地建物を買い取ったB不動産屋さんが「有形登録文化財」としての価値を大切に壊さず改修して活用していきたいと言われたのです。通常では、土地の有効活用を考えると、高層マンションに建て替わると誰もが思っていました。

さらに奇跡が続きます。イギリスから16年ぶりに飯能へ戻ったOさんが、「織協の建物がまだ残っていた」と感激して、保存活用に注力することになったのです。

そんなことから、B不動産屋さんとOさんが連携していく形が生まれたのです。現在、Oさんはこの建物を借用する形で運用を担っています。その手段として、「NPO法人埼玉ハンノウ大学」を立ち上げ、飯能市全体をキャンパスにし、織協建物を拠点とした生涯学習の場としての活用を進めているところです。

織協建物がこうして現在、中心市街地のど真ん中に民間事業者と市民の手に依って残っているのは奇跡に近いと感じています。

飯能市内には、まだまだ残しておきたい歴史的建造物が多くありますが、危機的状況は変わってはいません。歴史的建造物を活かした景観形成に向けて、景観重点地区指定など行政的な動きも始まっていて期待しているところでもあります。

より多くの人々に飯能のまちの価値を知っていただくために、市内の歴史的建造物や路地を巡り案内する「まちなか散策エコツアー」を行ったり、「NPO法人埼玉ハンノウ大学」の講座として「まちなか歴史ゼミ」を開講したりしています。歴史的な建物を所有している方々のお気持ちを大切に考えつつ、このまちの景観を形成している歴史的な建物を活かしていく方法を模索しながら、心豊かな暮らしのあるまちを夢見て活動を続けています。

※登録有形文化財：50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。



店蔵綱甚



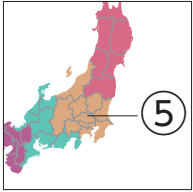
吉川理容所



土肥歯科医院



新川長旅館



埼玉会「景観まちづくり」における人材育成

単位会の活動

稲垣雄二建築設計事務所

(一社) 埼玉県建築士事務所協会 景観整備機構 運営委員会委員 **稲垣雄二**
埼玉会

「日事連 2016年6月号 景観法に基づく景観重要建造物指定の提案 浅野正敏」

「日事連 2017年9月号 埼玉における景観まちづくりの活動 市野彰俊」

「日事連 2019年9月号 埼玉会景観まちづくりにおける人材育成 稲垣雄二」

Activity

活動・
人材育成

Study

研究・調査・
講座



まち歩き前講義



路地裏



点在する空地



行き止まり道路



蓋掛け水路の路地

(一社) 埼玉県建築士事務所協会・景観整備機構は平成20年に埼玉県における景観整備機構第1号として指定を受け、本格的に活動を開始しました。 主な活動は

- 景観調査・景観まちづくり提案・景観重要建造物指定提案などの活動
- 上記活動を支える人材育成

の二つに大きく分かれ、人材育成は次の三つの柱から成り立っています。

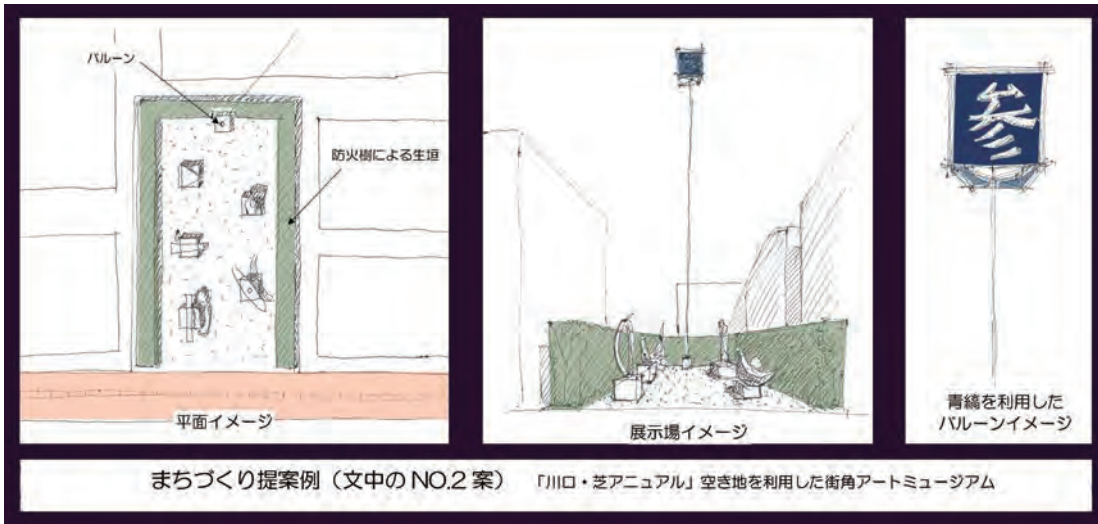
- 景観まちづくり知識習得のための講習会実施
- 景観まちづくり先進地の見学研修
- まち歩きと地元市民への提案実践

「景観まちづくり」における人材育成

- 1) 「景観まちづくり知識習得のための講習会」では受講者自らが講師になって講義する方がより理解が進むことから、運営委員が持ち回りで講義を行っています。
- 2) 「景観まちづくり先進地の見学研修」はまちづくり先進地を見学し、見学先で実際にまちづくりに関わった方から具体的なまちづくりの考え方や手法を学んでまいりました。
今まで、小布施町、真鶴町、足利市、佐久市、村上市、上田市、栃木市、熱海市などで実施しました。
- 3) 「まち歩きと地元市民への提案実践」は地元から要請があって出向くわけではないので「押しかけまちづくり提案」と言っています。特定のまちに出向いてまち歩きを行い、まちの抱える問題点を発見し、景観まちづくりの手法をつかって今後どうすればより良いまちになるかを地元の市民に提案するというものです。

今まで埼玉県内の久喜市、鴻巣市、川口市、桶川市などで実施しました。

その中で川口市芝樋ノ爪（しばひのつめ）地区において行った活動を紹介します。



埼玉県川口市におけるまちづくり提案

同地区では旧街道周辺のまちにあるような古建築・歴史的建造物など景観修景のよりどころとなるデザインのキーワードを見つけるのが難しく新たな視点を見つける必要がありました。

【第1回】芝樋ノ爪地区のもつ課題とまち歩き

同地区は川口市の西端部、JR蕨駅東口から徒歩圏内に位置しています。危険密集市街地に指定された地域を含んでおり、接道条件を満たさないため建替えができない木造住宅が多く存在しています。特に行き止まりの多い道路形状、空地、シャッター商店街、外国人居住者増加に伴うコミュニティの問題などが課題となっています。

これらの情報を地元町会長・行政担当の方に説明いただいた後、参加者全員でまち歩きをしました。その後参加者同士でまちの持つ課題や魅力等についてグループディスカッションを行い情報を整理しました。

【第2回】提案発表と地元市民との意見交換（第1回の2週間後）

参加者は約2週間の間に案をまとめ、提案発表に臨みます。各自が案を説明した後、一般市民の方からの質疑を受け活発な意見交換を行うことができました。提案内容は次のとおりです。

NO.1 「歩き廻りたくなるまちへ」

（空地を防災公園へ・路地に愛称・コミュニティ再生・通りの修景・用水でのイベント提案）

NO.2 「川口・芝アニュアル」

（空地を彫刻家に1年単位で貸出・1年ごとの展示会－アニュアル提案）

NO.3 「川口・芝樋ノ爪地区のまちづくり提案」

（ゴミ置場修景・まちの色彩による修景・店舗の個性化提案）

NO.4 「The Silk Road KAWAGUCHI」

（空地を無料駐輪場へ・駐輪場－商店街－学校をつなぐ道をシルクロードと名付け修景提案）

NO.5 「まちにいい風！あなたにいい風！！微風から始まった変化の可能性」

（たまり場づくり・祭り・マルシェ・音楽まちづくり・まちづくりガイド育成提案）

NO.6 「川口市芝樋ノ爪地区景観まちづくり提案」

（芝本町通りシケイン化・緑化・電柱地中化による修景提案）

町の課題はその町独自のものと日本全国どこにでも存在する普遍的なものとの両者が存在します。課題に対し、アイデアを出すことで前に進むのではないかと考え、今後も「押しかけまちづくり提案」を行っていきたいと考えています。

公庫と空地地 結露部

敷地周囲の生垣
防火性能がある埼玉の在来種 シラカシ、ネズミモチ、ヤブツバキなどの生垣

シラカシ ネズミモチ

ヤブツバキ

川口の木綿織物
足立郡保原村（現蕨市）の高橋新五郎が、徳種の改良、工夫を重ねて「青織」を生産、次第に桐原、芝、朝川方面に移る

青織 双子織
徳種織 矢野織

川口・芝アニュアル
空き地を利用した
街角アートミュージアム
（屋外彫刻展示場）

ビエンナーレ：2年に一度
トリエンナーレ：3年に一度
アニュアル：毎年

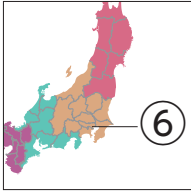
展示場の展示用台座を1年間貸し出し、1年ごとに「川口・芝アニュアル」を開催

展示場は・・・

- 1) 生垣で周囲を囲う
樹種は 防火性能がある埼玉の在来種 シラカシ、ネズミモチ、ヤブツバキなど
- 2) 1ヶ所につき、サインとなるバルーンを掲げる。
バルーンは川口の本綿織物に由来する青織を使用

青織のバルーンを求めて
展示場めぐり

※生垣・木綿織物の写真はインターネット上の写真を転用しています



東京都中野区の開発上の歴史と再開発の現状

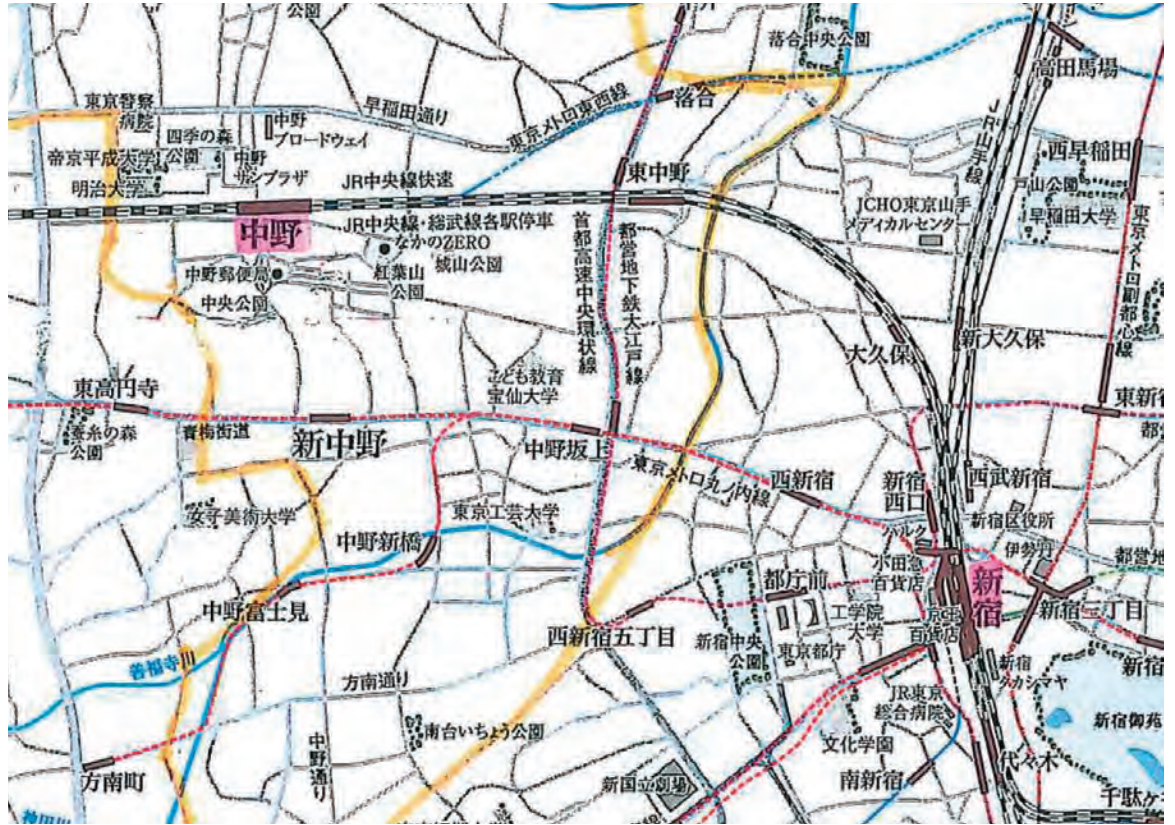
単位会の活動+個人（会員）の活動

株式会社五味建築設計事務所
 （一社）東京都建築士事務所協会 中野支部
 中野区まちづくり推進土地建物協議会会長 **五味道雄**
 東京会

Activity
 活動・人材育成

Building
 建築・建設

Study
 研究・調査・講座

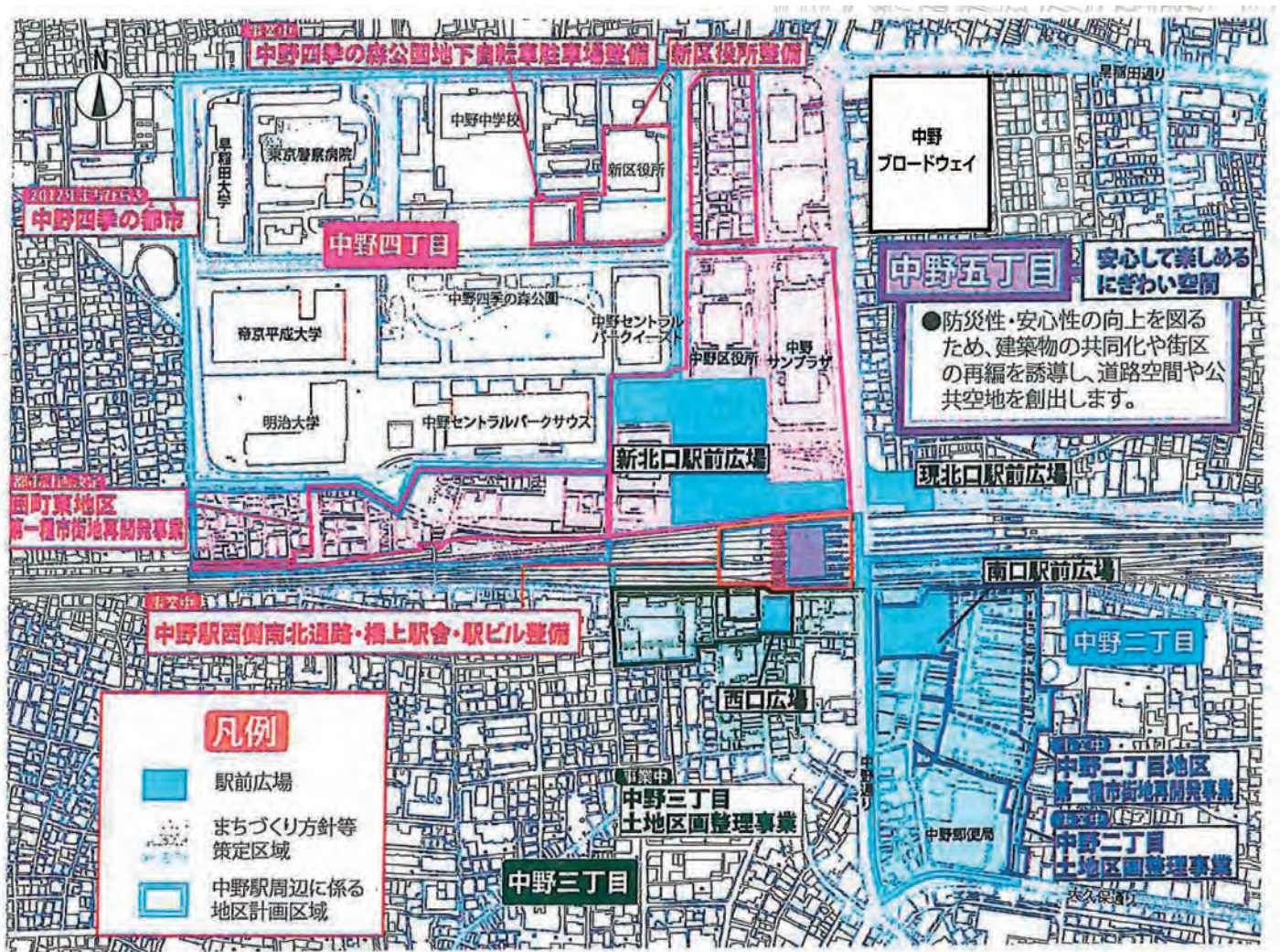


1600年代末から1800年代中期にかけて日本国が鎖国時代を続けていた頃、徳川5代将軍綱吉は「生類憐みの令」を敷き、現在中野駅西側約30万坪の広大な原野に犬の放牧場を設けた。中野駅周辺のこの地域は、昭和の初期陸軍中野学校憲兵隊養成施設として開発され、昭和20年太平洋戦争終了後の昭和40年代初期には労働省により勤労者向け施設として全国の模範となる中野サンプラザが建設された。

その後平成20年までには、財務省が管理していた元警察大学校跡地（約5万坪）の一部は大学用地として帝京平成大、明治大、早稲田大の3校並びに民間企業の東京建物株式会社に売却され、先に開業した警察病院を含めて中野区立公園を取り囲んだ街区を形成し、産学一体都市「中野四季の都市（まち）」が誕生した。

そして、中野駅南口広場周辺ではJKK（東京都住宅供給公社）用地の共同住宅高層化（H=150m）建築が計画され、約30年以前の平成3年から計画されていた南口広場拡張計画の基、目下再開発工事が進行している（写真参照）。更にJR中野駅は再開発に伴う乗降客数が多数に上り、駅舎増築工事と新西口開設工事が目下進行中である。

一方、中野駅北口中野サンプラザ再建計画は、令和2年中野区が行った中野サンプラザ周辺再開発計画プロポーザルで選定された野村不動産グループ案（建物高さH≒250m）を元に現在進行中であり、採用された建設計画の設計主旨に基づいて、昨年3月から地元建築専門家団体である日本建築家協会中野支部（JIA）、東京都建築士事務所協会中野支部（TAAF）に対して当選案内容の説明会が行われた。又中野商工会議所に対する説明会では、設計内容については街路と建物配置の関係について議論が集中した。建物



の外観計画の優劣と、建築工事費と財政計画の疑問点については、今後も議論が続くと思われる。

また、昭和25年の建築基準法制定以来、代表的な既存不適格建築物として都内で最も話題が集中している中野ブロードウェイ建家については、東京23区内でも最も人口過密な地域における不適格建築物として、更には昭和41年竣工の延床面積約59,000㎡に及び最多職業業種と共同住宅が存在する複合建築物として多くの話題を集めている。館内通路は商店街街路（公道）がそのまま一直線に延長約150mの館内通路として早稲田通りに至っている。共同住宅部分には幅員2.7mの廊下全てに赤じゅうたんを張り巡らした特徴ある建物としてNHK番組「新日本風土記 東京のアメリカ」にて放映され、NHKエンタープライズからも映像フィルムの一般貸出が行われている。



●撮影方向による、左側は中野南口駅舎、中央奥は施工中の再開発ビル（H＝150m）
中央奥は、東京都住宅供給公社（JKK）、中野区、近隣ビルオーナー6件が同調して都市計画事業工事を施工中の賃貸専用の共同住宅ビル
手前中央は、サントリースポーツクラブと飲食店が共有するビルであり、JKKビルが完成した後に解体され、駅前広場が拡張される。この一連の都心計画とサントリービルの外観広告と建築設計が東京都から評価され、㈱五味建築設計事務所 五味道雄に対し東京都知事賞が与えられた。

以上の如く、中野区内には歴史上、全国的に知名度のある建物施設が多く、殊に中野ブロードウェイは新築以来56年の歳月が経過し、老朽化が進む建物の改修・改築計画と同時に建物周辺の人口密度が区内で最も高い街区の整備計画として、東京23区内で最も狭隘道路率が高い区として、狭隘道路改善の為の建物周辺地域を樹立する必要もある。

東京都都心からやや離れた周辺部は殊に住居系の建物の需要が多く、殊に近年は全国から東京都に対して流入する傾向が続く。人口動態の変転が続く中で中野区でも空き家が目立ち始めている。東京都建築士事務所協会中野支部は25年程以前から「中野区まちづくり推進土地建物協議会」を設立運営しており、中野区はこの協議会と協調しながら区民に対する家づくり・街づくりの相談に応じる傍ら、空き家対策にも余念がない。

人口密度が都内23区中最も高い地域としては、都市計画上の弊害が多く、狭隘道路（4m未満）は総延長約300kmにも及ぶと考えられ、更に空地・公園すらも少ない。最近の疾病コロナの発症率（発症者数／区内人口）は他区に対して最も高いことが判明し、当生は日本建築学会終身正会員として建築学会に投稿したところ、医学的にも「密」に対応する社会への啓発が必要であるとして、密を回避した都市基盤の整備と建築設計上の室内換気の促進などの学問上の対応を考える必要もありとして、都市計画上の学術的な指向を示している。



上空より見た現存の中野サンプラザ（写真上部）と中野ブロードウェイ（写真下部）。中野ブロードウェイは居住者・出店者含め、計700名ほどの権利者が所有する複合ビル。

▲サンプラザとブロードウェイ（昭和59年5月撮影）

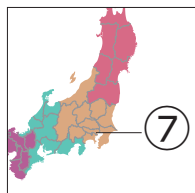
サンプラザが再建され写真右下部に7000人収容のアリーナの区政計画が進む。写真はあくまでも完成時の予想図であるが、実質上の市民の評価は未知である。

東京都中野区は、中野区役所および中野サンプラザを含む中野駅新北口駅前エリアの拠点施設整備の施行予定者を発表。「NAKANO サンプラザ」とシンボルタワーを整備し、敷地全体を「NAKANO サンプラザシティ」として構成する、野村不動産、清水建設の提案内容を元に、2030年頃の完成をめざす。

代表事業者は野村不動産他数社、NAKANO サンプラザシティとして、NAKANO サンプラザ、シンボルタワー、スカイデッキなどを建設する。



NAKANO サンプラザシティ



文京支部における「景観」・「防災」まちづくり活動

－「文京 景観・防災ハンドブック」の制作－

単位会（支部）の活動

株式会社 ATELIER FOLIUM 一級建築士事務所
文京区景観まちづくり審議会委員

米田 正彦
東京会

日事連 2020年6月号



支部活動の紹介－文京区への協力事業

文京支部は、文京区基本構想の元、区に協力し、防災、景観まちづくり活動に取り組んでいる。防災まちづくりにおいては、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進事業、耐震化アドバイザー派遣業務、耐震建替え建築相談、耐震フェア参加出展、耐震化促進啓蒙活動、そして、防災訓練への参加などがあげられる。景観まちづくりでは、支部が景観まちづくり審議会委員を派遣し、「都市景観賞」の選定や、景観地区計画等の審議に参加している。



図1 文京区と幹線道路・主要河川

本稿では支部が取り組んでいる景観まちづくりと防災まちづくりの活動から二つの小冊子を刊行した経緯と成果の内容を紹介する。【図2】

耐震・防災まちづくり活動－「文京 耐震・防災ハンドブック」の制作－

【3.11－東日本大震災をきっかけに】

2011年3月11日、東日本大震災が発生した。その後、支部が相談員を派遣する耐震相談会に多数の区民が押し寄せた。耐震・防災に関する情報が容易に入手できるのだが、やはり、個別に直接相談を受けたいニーズがあったようだ。相談の大半は、木造を主とした旧耐震建築の耐震相談である。その後、私たちのなかでは共通する相談内容をまとめてゆく構想が生まれることになった。

一方、まちの防災に関する知識は、建物の耐震化の意識付けとして重要である。なぜなら、区民にとって、たとえば、耐震基準の強化と大地震の歴史が関係していることを知ることが意味を持つように、耐震に関する知識の延長として、防災まちづくりへの関心を高めることは、安心・安全を促進するうえで意義があるからである。

【文京 耐震・防災ハンドブック】

以上の経緯から、耐震と防災、両方の分野で優先度の高いと思われる情報について、小冊子としてまとめることにした。この「文京 耐震・防災ハンドブック」は、区民を対象とした建築相談会にも使用しており、相談関連ページに丸印をつけ持ち帰ってもらうスタイルが確立していった。

文京区は他の行政団体と同様に、詳細な情報を擁する防災マップを作成している。その防災マップは紙版として区民に無料配布しているし、区のホームページからダウンロードも可能である。しかし、一般区民がその詳細なマップを丹念に見る機会はどこまであるだろうか？

私たちは、それらの詳細な地図を目にする前に、もっと手軽に見ることができて、概要をおおまかに把握できる情報を、A5版サイズの小冊子に盛り込むことにした。

また、沿道耐震や

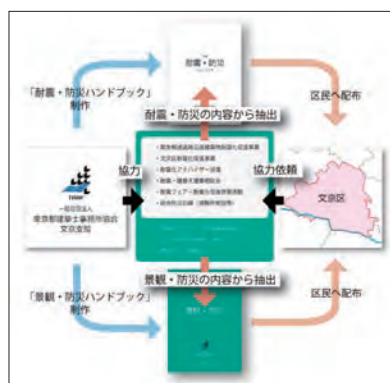


図2 文京支部 景観・防災 活動

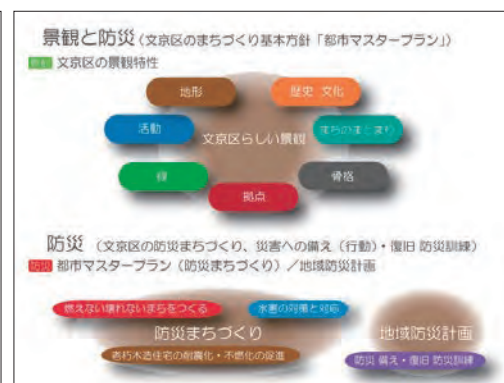


図3 文京区のみちづくり基本方針「景観特性」と「防災まちづくり」

耐震化促進地区や不燃化促進地区など、耐震と防災に関する情報を、あえて同じマップに入れてみた。また、文京区に隣接する区の情報も入れた。それらの多様な情報を取り入れた内容はおおむね好評で、現在3刷を刊行し、冊子のフォーマットは他区の支部にも供給しはじめています。

景観・防災まちづくり活動—「文京 景観・防災ハンドブック」の制作—

【景観と防災から見るまちの要素】

耐震・防災活動の一方、景観審議会においてまちを巡り歩きながら、景観として視ているまちを構成する建築や道路やモノが、実は耐震・防災的視点でとらえるモノと重なっていることにあらためて気づかされた。

景観まちづくりに参加した成果としてまとめた「文京 景観・防災ハンドブック」は、「文京 耐震・防災ハンドブック」と同様に、別の意味をもつ二つのカテゴリーを、あえてミックスし編集してゆく方針とした。

【文京 景観・防災ハンドブック】

建物の耐震・まちの防災化は簡単には改善が進まない。また、一方で、文京区が景観行政団体に移行し地域の魅力を生かした景観まちづくりを促進するなど、区内では建築の規制が厳しくなった。文京区と区民にとって、耐震・防災は切実な課題であり、景観に関する知識もこれまで以上に必要になってきた。そのような状況から、耐震・防災、そして、景観まちづくりを促進してゆくために、防災と景観のつながりに着目し冊子を構成することとした。

例えば、景観に優れ環境にやさしい街路樹は、関東大震災の際、延焼防止の効果があつたことが確認されている。(図8：参考) 他にも様々な事例が見つかる。(図6) 防災と景観のつながりを認めることは、相互の価値を高め、ひいては、まちづくりを促進させてゆくのではないかと。まちの防災と景観のつながりに焦点をあて、身近なものに関する情報を集めまとめたものがこの冊子である。冊子は、文京区耐震フェア等他の行事の際、区民に配布している。以下冊子の主な概要をあげてみることにする。

【景観と防災・まちの要素】

景観と防災に関係するまちの要素を身近なものから集め、区の景観計画と防災計画の項目内容と対応関係を調べた。具体的には、左側に景観計画の要素を配し、右側に防災まちづくりの主な項目を配した。そして、中央部に、まちを構成する要素を配置し、関係ある項目と線でつないだ。(図6)

【図6】

【文京区の景観と防災マップ／「緑のまとまり」と「避難場所」／「神社」と「避難所」／町会】

広大な公園や大学キャンパス等の避難場所は、景観計画の「緑のまとまり」、そして、「景観形成特別地区基準」に指定されている場所が多い。私たちが作成したマップには、幹線道路が特定緊急輸送道路であることを示し、また、街路樹を示した。地域における「緑」の濃度を把握できるように調整し、景観的防災的にも意味をもつ地形を読み取れるように工夫した。また、景観まちづくりの拠点の一つとして神社を、防災まちづくりの拠点である避難所の小中学校を掲載した。さらに、景観・防災まちづくりの担い手の一つとして、町会をプロットしている。【図7】

【街路樹の「景観」・「防災」上の役割】

四季を感じさせ、まちに潤いをもたらす街路樹は、夏の日差しをさえぎり排気ガスや騒音をやわらげ、道路沿いの環境を守る。震災履歴から防火上の有効性が認められた街路樹は避難する道の安全を守る。また、街路樹は都市特有の「ヒートアイランド現象」の緩和に貢献する。さらに、ドライバーの視線を導き安全でスムーズな交通を守る役割をもつ。

【神田川の防災上の機能と景観特性】

文京区の上流地点で支流が合流する神田川は水害への注意が必要である。護岸に配慮しながら、緑化など景観的にも工夫されている。【図9】

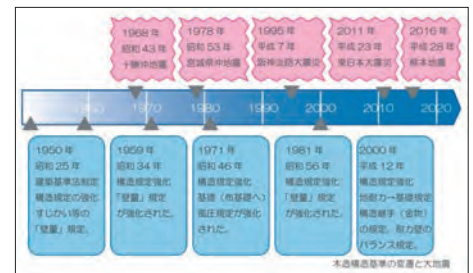


図4 大地震の履歴と耐震基準の強化

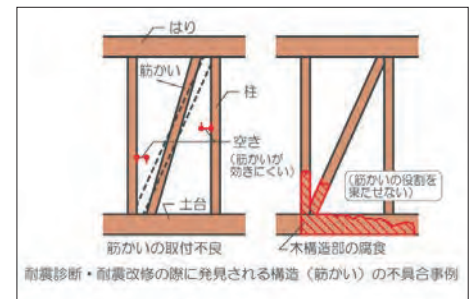


図5 耐震診断改修時に発見されやすい木造筋違部の劣化状況

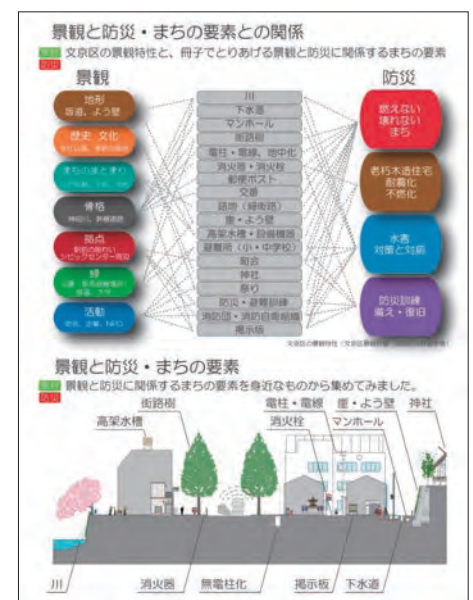


図6 景観と防災・まちの要素



図7 文京区の景観と防災マップ／「緑のまとまり」と「避難場所」／「神社」と「避難所」／町会

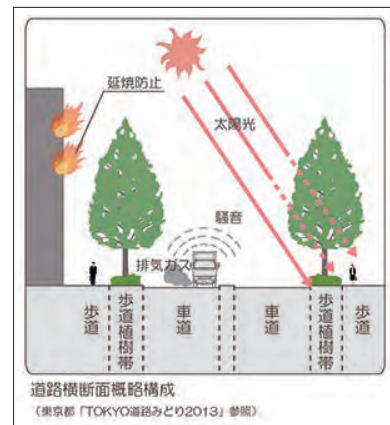
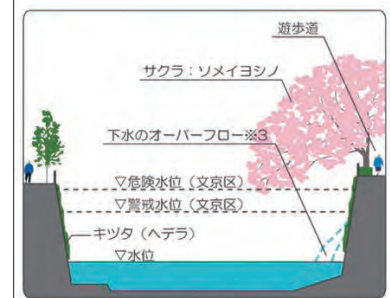


図8 街路樹の「景観」・「防災」上の役割



神田川流域マップ ※1

※1 東京都「神田川河畔まちづくりの考え方」参照
 ※3 大雨のとき下水があふれないように神田川に放流する



神田川 江戸川橋付近 概略断面図 ※2

※2 上図は東京都「水防総合情報システム」を参考にしたイメージ図です。水防に関する詳細は東京都「水防総合情報システム」等をご覧ください。

図9 神田川の防災上の機能と景観特性

【「景観」・「防災」と水の循環／マンホールの構造】

雨水や排水が下水を流れ、増水時には河川へオーバーフローとして放流される。マンホールは大変機能的で景観的意匠としても優れている。また、緑化が保水効果をもたらすし水害防災にも役立つ。さらに、水分の蒸散効果等による熱発生の抑制。そして、二酸化炭素吸収などは地球温暖化抑制等につながる。まちを循環する水とそれに関するものには、景観（環境）・防災に関する要素が含まれている。【図10】【図11】

【「景観」・「防災」と路地（細街路）（二項道路）】

車の往来が少ない静かな路地、手入れが行き届いた緑が表情をつくるまち並みなど、文京区の景観計画は、下町風情が残る「まちのまとまり」を景観の個性としてとらえている。しかし、道幅が狭い道路は、消防活動等の妨げになる。また、住まいへの採光が少なく、近隣の音等の問題など、居住環境の問題をかかえる場合もある。景観に配慮しつつ、細街路を拡張整備してゆく事業が継続して存在することを紹介した。【図12】また、電線電柱が立つ街路と無電柱化を比較する図も掲載した。【図13】

【文京区の避難パターン（避難所・避難場所）の景観と防災】

文京区の防災まちづくり基本方針では、以下のような避難形式が示されている。【図

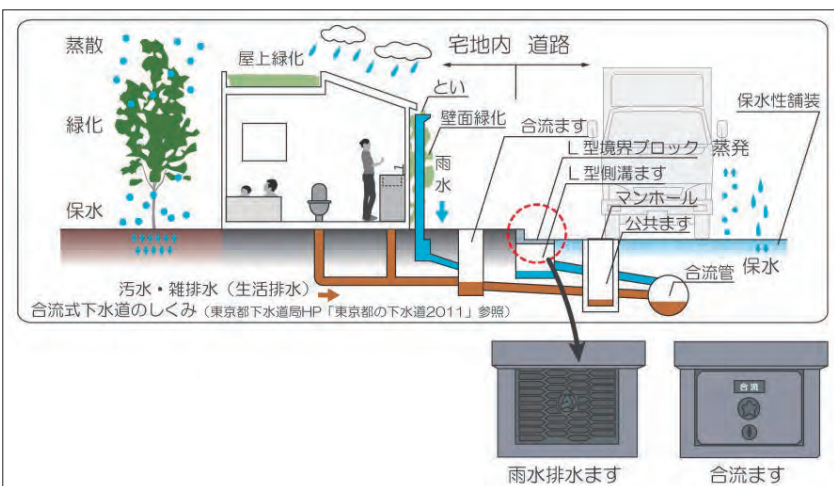


図10 「景観」・「防災」と水の循環



図11 マンホールの構造

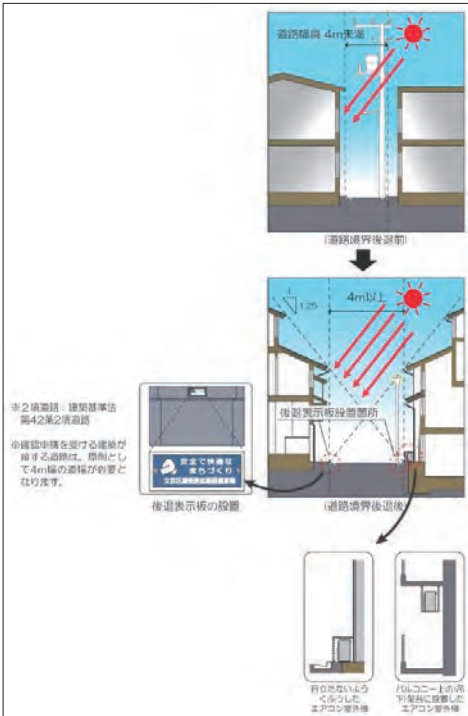


図12 「景観」・「防災」と路地（細街路）（二項道路）

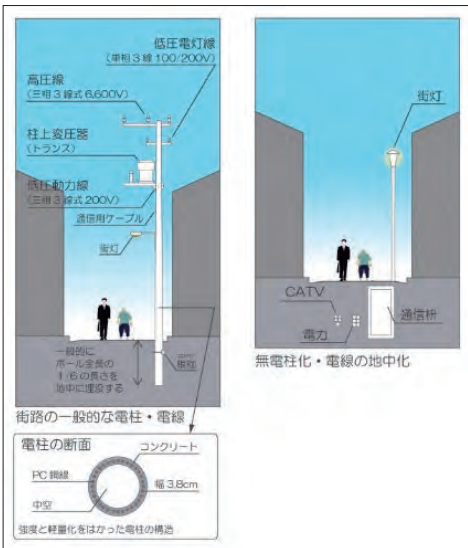


図13 「景観」・「防災」と電柱・電線と無電柱化



図14 文京区の避難パターン

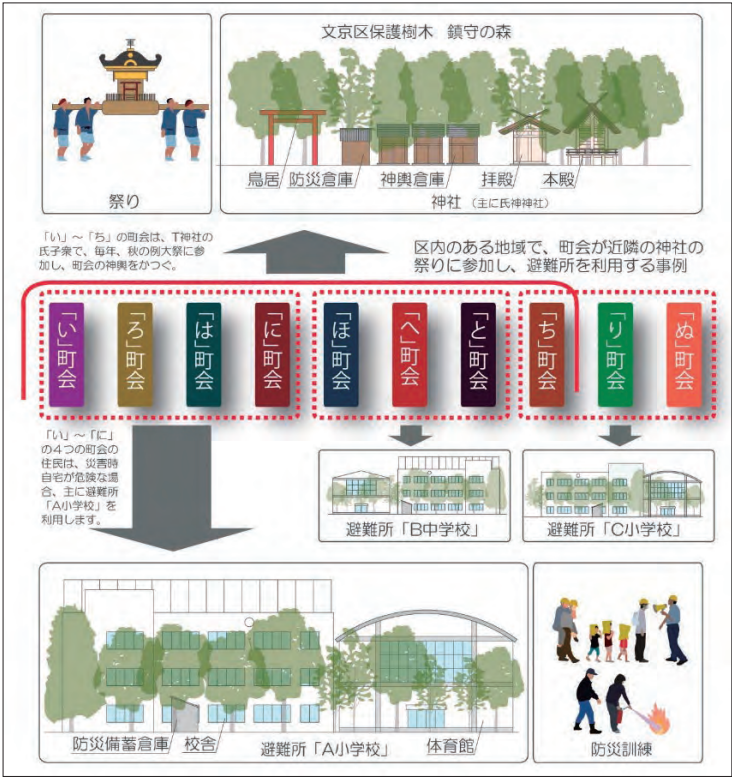


図15 町会－神社と避難所（小中学校）と「景観」・「防災」

【景観と防災両面に有用な「避難場所」】

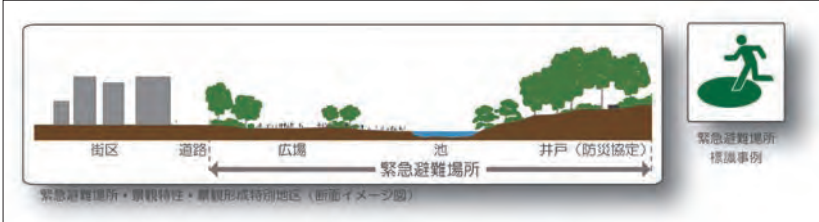


図16 避難場所と緑のまとめり

14] 避難所や緊急避難場所のような防災上の拠点は、重要な景観特性となっていることが多い。

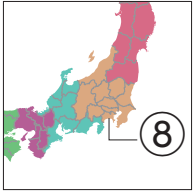
【町会－神社と避難所（小中学校）と「景観」・「防災」】

神社や寺院は、文京区が規定する景観特性の「歴史・文化」をはじめとして、様々な景観特性を有している。地域の神社の祭りに参加し、避難所で防災訓練を実施する町会は、地域の景観と防災のかなめになる存在である。【図15】

支部活動と地域貢献－建築士の職能とまちづくり活動－

文京区を中心に、膨大な時間と労力をかけ積み上げられてきた景観・防災「まちづくり」に対して、私たち、すなわち、建築士事務所をおし建築を設計する建築士としてできることは何だろうか？ 建築設計に関する構造、設備・環境、他の諸々の技術を基に、建築計画全体をデザインとしてまとめ、表現することができる私たちの職能は、景観と防災に関する情報について、意味のある関係性を示し、区民へ端的にわかりやすく伝えることができる。私たちは、支部が行ってきた景観・防災まちづくり活動のなかで、それらの貢献の方法を再認識できたといえる。

防災・景観まちづくり活動を通して生まれた「耐震・防災－いのちを守る／景観－いのちを育む。」という文京支部のキャッチフレーズをもとに、今後も地域に貢献できる活動を地道に続けてゆきたいと考えている。



景観整備機構の活動

単位会（支部）の活動

株式会社TERRAデザイン
寺本 勉
神奈川会

Activity

活動・
人材育成

Study

研究・調査・
講座

はじめに

神奈川会で景観・まちづくり特別委員会が発足して12年目になります。当初より、目標の一つとしていた景観法に基づく景観整備機構の指定に向けた活動を続け、2018年に相模原市において初めての指定がされました。その活動の一つとして指定勉強会があり、2022年3月に第3回まで実施をしています。そして、こちらを受講することで、景観整備機構等の業務対応登録者登録名簿へ登録できる制度を2022年4月より開始しました。

指定勉強会のオンライン開催について

第1回目については会場にて開催をしたのですが、コロナ禍となったことによりその後は様子を見つつ会場+オンライン開催などの形での開催になりました。会場開催が限定される中、新しい試みに取り組みさまざまな発信ノウハウを得ることができました。特に、事前インタビュー収録・編集ののち放映する手法や、トークセッションを会場からオンライン配信する手法などはライブ感も交えて実施することができ好評でした。あわせて、事前資料を委員会ブログに掲載することで厚みを持たせた情報発信ができました。

指定勉強会の内容について

これまで取り上げた内容の概要ですが、次のようになっています。

「景観法と景観整備機構の役割や業務について」毎回、法令の解説をしています。

「相模原市の景観に寄与する建物等」毎回、対象エリア内の景観に寄与するコンテンツを事前調査の上、紹介をしています。その他、各回ごとに「実例の紹介（オンラインと現地）」「不動産との関連と実務」などテーマアップをしています。

詳しくは委員会ブログへのリンクを掲載しますのでぜひそちらをご覧ください。



まちあるきとまちなみウォッチングについて

景観整備機構の活動の中に「まちなみウォッチング」があります。これは、相模原市が景観条例を制定する際に、情報収集のため実施していた取り組みから派生して、市内をめぐるバスツアーとして継続されている、まちあるき活動の一種になります。



景観整備機構指定勉強会「ビヤホールライオン銀座7丁目店」ライブ配信会場

この「まちなみウォッチング」の企画監修を、担当課と共に景観整備機構指定以前より委員会で取り組んでいました。それまで、あまり明確なコンセプトを持たずにコース等の都合でルートが設定されていたところを、景観の切り口から「地形（三段段丘）」「道（大山道、絹の道等）」といったテーマごとの設定をし、バスで移動中も解説トークをするなどその景観の良さや背景を伝える活動を実施したところ大変好評でした。参加された市民の方からは「ブラタモリみたい」と何度か言われるようになり、引き続き継続していきたくったのですが、コロナ禍の影響により方法の変更を余儀なくされており、現在、「新しい形のまちなみウォッチング」を検討しています。

景観資源調査について

景観法には、景観重要建造物や景観重要樹木の指定や管理に関する内容があります。そこで、相模原市内の対象となる建物の調査を進めています。市・県・国で指定している建物（重要文化財等）の中より景観重要建造物候補の絞り込みや、地域情報やフィールドワーク等により候補の発掘を進めています。

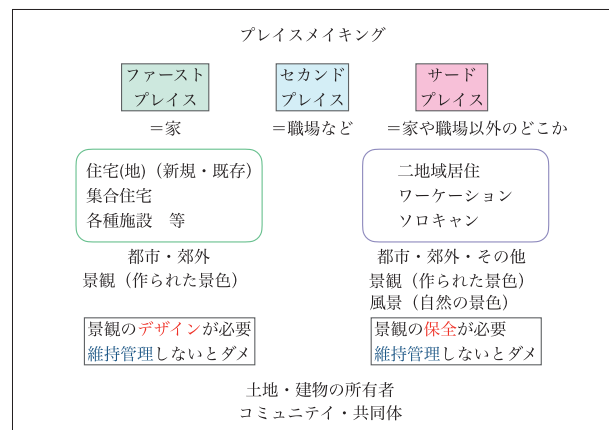
なお、候補が見つかった際には、ただこれが良いということではだめで、所有者へ説明をして理解を得ていく必要があります。その時に、どんな点で景観に寄与しているのか、維持保全管理をどうしていくのか、を一緒に考えていく（パブリックマインドを共有する）ことが大切です。特に、維持保全管理は所有者に背負わされることが多いのですが、その負担感から維持し続けられないことが多くあります。どのようなスキームで維持保全の仕組みを作るのが大切です。

これからの取り組みや課題

地域の景観とまちづくりの活動において、その景観資源の価値をどう位置付けるのかは各所で色々な活動が行われています。しかし、その価値が地域において評価されるシステム（例えば不動産価値による評価や公的支援の充実）ができていない状況です。つまり、いいよねという声が周りから聞こえる中で所有者がどうにか頑張っているという構図になっています。このような状況を変えていくため、現在の取り組みとしては、景観行政団体との認識共有、制度活用や事業継続のスキーム構築のほか、景観を構成するものは動産と不動産なので不動産に関わる法令や実務関連などの研究、活用に注目しています。また、維持・継続資金確保のためファンドなどの資金調達手法なども研究していきたいと考えています。



第1回指定勉強会のテーマ：ファーストプレイスと景観について



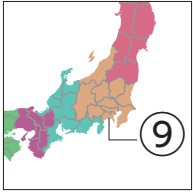
第2回指定勉強会のテーマ：プレイスメイキングとその要素について



相模原市景観重点地区



古民家のリノベーション例「熊澤酒造」



住宅地の景観

個人（会員）の活動

株式会社TERRA デザイン
株式会社プレースメイキング横浜代表

寺本 勉
神奈川会

Landscape
ランドスケープ・
街づくり整備

はじめに

景観まちづくりの分野の一つに住宅地の景観があります。住宅地はファーストプレイスに分類されますが、これまでの住宅地に対する取り組みやこれからの課題について述べたいと思います。

作りっぱなしのアーカイブ

過去の住宅地開発の多く（現在においても多くみられますが…）は、販売を目的として区画割や設計等に取り組みられてきていました。一部においては、デザイン重視による販促等も行われ、また、デザインされた住宅地を担保する目的で建築協定（建築基準法）や、緑化協定（都市緑地法、現在は緑地協定）などをセットした例がありました。しかし、これらはデザインが維持できる仕組みがないままに販売されていたので、デザインや環境が維持されるかどうかは住民の自発的な意識に頼っていました。

最近の制度活用

現在においては、景観緑三法（景観法、都市緑地法、屋外広告物法）を活用して景観協定（景観法）や緑地協定（都市緑地法）の活用が主流となってきています。そして景観協定（緑地協定）運営委員会により維持運用を図る仕組みを販売時からセットするようになってきました。

これにより、デベロッパーや住宅メーカー等によるまちなみデザインの一部を法律に紐付けすることができるようになります。これらの協定はそれぞれ住民による運営委員会によりコントロールする仕組みになっています。また、その際に集会所やゴミ置き場など共有管理物をセットしておくことにより、以下に述べるような、戸建ての住宅地においても管理組合（団地管理組合）を設立して運用していく方法も可能になります。



管理組合の管理対象物である植栽と歩専道（フットパス）



管理組合の管理対象物であるゲストハウス（集会所）
手前はクルドサック（市道）とセンターツリー

最近の維持管理の仕組み

住宅地デザインをする際に、共有地、共有緑地、防犯カメラ、集会所（クラブハウス）、ゴミ置場等の共有管理物を有する計画とし、それらを管理するための管理システムの導入（管理組合、区分所有法等）を図ることで、美しくデザインされた住宅地の環境を維持するスキームが導入されるようになってきています。特に、住宅生産振興財団においては積極的に取り組んでおり、「八王子みなみ野シティ結びのまち」などでこれらの活動に弊社も参画しています。それぞれの活動内容についてはブログ記事等 URL を掲載しますので是非ご参照ください。



ルールや管理の仕組みによる住民へのインセンティブと課題

このように、住宅地の景観をデザインしてルールを作り、維持保全をする仕組みを住民により運営することは、住民にとって良い面も課題となる面もあります。

良い面としては、その住宅地の景観デザインが経年劣化することなく維持されるという持続性がインセンティブとして付与されている点になります。また、このシステムが良好な住宅地での住民の評価として、「ルールを守らない人がほとんどいない」、「趣味嗜好が似た人が割と多くて良い」といった声がよく聞かれます。

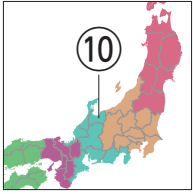
一方で、課題としては、維持管理するための組織活動への参加（人的リソース）や、維持保全のための費用（管理費等）などの負担があげられます。これは、例えばそのエリアの植生をよく知っている地元の造園業者にまとめて植栽管理を依頼するなど、地域資源（人材や組織も含めて）もうまく活用してコストパフォーマンスの高い仕組みづくりにより、ひとりひとりの負担感を適正にしていく工夫が必要になります。

これからの取組みや課題

ここまでご紹介した住宅地は新規の住宅地になります。これからは用地確保も難しく人口減少も要因となり、新しい住宅地開発は衰退していくと予想されます。一方で、現在クローズアップされているのは、既存住宅地です。これまでのノウハウに加え、崩れてきているデザイン・それぞれの住宅地の課題・これからの需要などを整理して再構成することにより、安心安全で美しい故郷の景色を創生する「リプレイス」が求められます。



地域の農家と連携して住民参加の収穫体験



吉久の町並みと重伝建地区選定までの地域活動について

個人（会員）の活動

空創建築計画事務所

よしひさ
吉久まちづくり推進協議会事務局長 林 芳宏
富山会

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/bunkazai/kanko/bunka/jigyo/yoshihisa.html>

Landscape

ランドスケープ・
街づくり整備



吉久町並み



吉久重伝建地区範囲図

【地区の概要】

富山県高岡市吉久地区は高岡市の北、富山湾に面する小矢部川と庄川の河口に挟まれた低地に位置している。この地は江戸時代には砺波平野から水運によって運ばれた加賀藩のお詰米を収めるために御蔵が置かれ、一時は藩でも最大の規模となった。明治になると御蔵は廃止されたが、米を扱うことに携わってきた者のなかから米商が活躍し、吉久の町の有力者となっていった。今に残る町並みは幕末から昭和30年代にかけて建てられたもので米商により繁栄した家や米作りに関わる家など当時の面影を伝える貴重な文化遺産となっている。令和2年12月にこの町並みを含む約4.1haのエリアが国の重要伝統的建造物群保存地区（以下重伝建地区）に選定された。

【町並み保存活動の経緯】

平成5年に高岡市によって吉久の町並み、町家の調査が行われた前後から住民有志による町並み保存活動の機運が高まりはじめた。しかしながら、一般の住民の町並み保存への意識は高くなく、「古びた時代遅れの住みにくい家」といった評価が主だった。そこで、住民有志たちは〈町並みを意識すること〉を手始めとする様々な活動を始めた。町並み保存についての専門家のセミナーの開催や先進地の見学など、外部の情報を取り入れることや住民ワークショップの開催などを通じて町並み保存活動の浸透を図った。そのなかでも特に定着した活動が「さまのこアートinよっさ」（以下アート）である。吉久の町家の特徴の一つは通りに面して繊細な格子（さまのこ）が並ぶ様である。毎年秋祭りに合わせて町家の軒先に絵画や立体作品を展示して町家とアート作品とのコラボレーションを意図したイベントを企画運営している。地域のイベントとしての評価も高まっていったことによって吉久住民の意識も少しずつ変化していったように思える。一方で町並み保存のための具体的な手法が定まらないなかで町家の解体で空き地になる場合や建て替えなどによる変化で町並み保存に対する危機感が高まった。住民有志による町並み保存の会だけの活動では限界があることを感じて、住民自治会と歩調を合わせて平成23年に【吉久まちづくり推進協議会】（以下協議会）を設立して高岡市とも協力しながら町並み保存とまちづくり活動を始めた。

【町並み保存活動への建築士としての関わり】

私個人の関わりはアートの運営に携わることであったように思う。当初は建築士としてというよりは一住民としてお手伝いするなかで町家に住まう方との交流を通じて町並み保存への意識が高まっていったよ



吉久さまのこ



さまのこアート



2021 さまのこチラシ



2021 さまのこチラシウラ

うに思う。また、(公社)富山県建築士会の委員会活動や支部活動のなかで吉久の町並み保存活動に関わることになり、建築士としてどのようにしていけばよいのかという課題に向き合うことになった。住民有志の会に協力してワークショップを企画したり、アートの運営のお手伝いをしたりと言った関わりが主であったが、協議会が発足した後はコアメンバーとして参加することになった。また、高岡市は歴史まちづくり法によるまちづくりを計画している中で吉久を重点地区とし、地区内の登録有形文化財の家の修理工事に対して助成金を出すことになった。その家の修理工事の設計監理に携わる機会にも恵まれた。

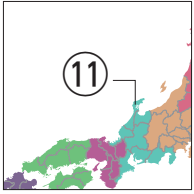
この頃から協議会では町並み保存の手法について方針を決定するべき時期にきたとのことから重伝建地区制度について学習し、検討を始めた。協議会として何度も住民と対話する際の資料作成に建築士として関わり、説明会などでも建築的説明の役割を担った。これらを踏まえて協議会主体の住民意向調査を実施し、重伝建地区となることへの賛成多数を得た。その後、高岡市による意向調査が行われ、正式に伝統的建造物群保存地区として都市計画決定をされた後に重伝建地区に選定された。

【今後の展望と課題】

重伝建地区選定後には特定物件となった農庵^{みのりあん}の修理工事の設計監理に携わる機会も得て今後の町並み保存への責任も増したが、地区内の町家は高齢化や後継者問題など課題は多い。より良い町並みやまちづくりに向けて地域の大学などとも連携して活動を続けている所である。



農庵



行政区域を越えた NPO 主体の広域まちづくり

—北陸工芸の祭典「GO FOR KOGEI 2021」の開催—

個人（会員）の活動

株式会社浦建築研究所

認定NPO法人趣都金澤理事長

浦

淳

石川会

Landscape

ランドスケープ・
街づくり整備



四代 田辺竹雲齋《WORMHOLE》2021（勝興寺における展示） Photo：Masahiro Katano



桑田卓郎《Untitled》2021（大瀧神社における展示） Photo：Masahiro Katano

認定NPO法人趣都金澤では、文化庁・日本博事業の一環として、「工芸」という文化資源を軸に北陸3県を横断する文化事業、北陸工芸の祭典「GO FOR KOGEI 2021」を開催した。日本博とは、総合テーマ「日本人と自然」の下に、縄文時代から現代まで続く「日本の美」を国内外へ発信し、次世代に伝えることで、更なる未来の創生を目指して日本各地で開催された国家的な文化事業であり、弊NPO法人以外にも数多くの団体によって日本全国で文化事業が展開された。その中でも、NPOが実施団体となり、広域エリアを横断する事業は全国的に見ても珍しく、従来の行政区域を越えた、新たなまちづくりの在り方を示す機会になったと考えられる。

〔経緯〕

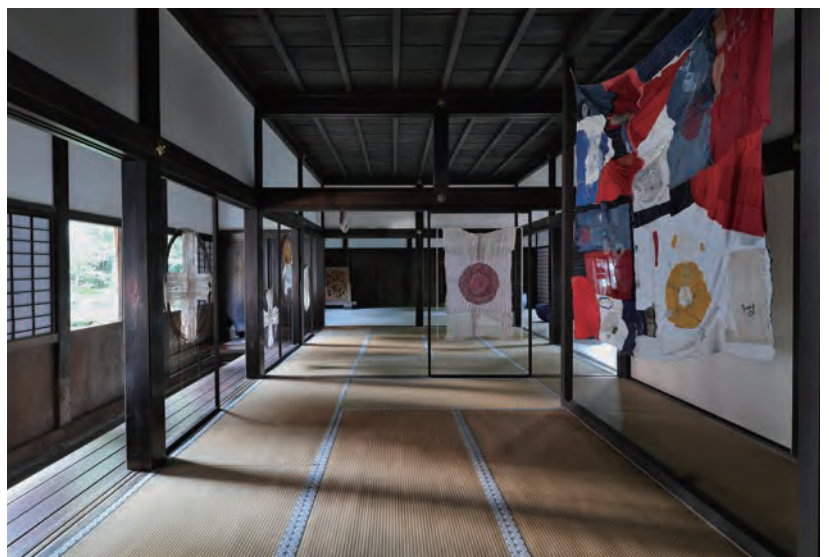
2020年にはじまった新型コロナウイルスの世界的流行により、これまで社会を支えてきた近代的な価値観や社会の在り方への見直しが大きく迫られる中、当地においても、北陸新幹線の開業以降年々増え続けていた外国人観光客の姿もほとんど見えなくなった。一方で、自宅に居ながらにして世界中とオンラインで気軽に接続できるようになり、世界の景勝地に関する情報もより多く入手できるようになった。そのような中、行政区域に縛られた“地域”ではなく、北陸という文化圏で地域的な魅力を捉え直す方が、世界的な知名度が決して高くない当地の発展を考える上で重要ではないかと次第に考えるようになった。

そのような視点で北陸を眺めてみると、豊かな自然、風土、歴史と、それを背景に誕生し、長く日本のものづくりを支えてきた「工芸」が数多く集積しており、富山、石川、福井の三県には23品目の国指定の伝統的工芸品が存在し（2021年時点）、質の高い工芸が生産されている。更に2020年には国立工芸館が東京から金沢に移転された場所であり、また、アートやデザインの視点から「工芸」の魅力をとらえ直す様々な“工芸祭”が、富山県の富山市と高岡市、石川県の金沢市、小松市、能美市、そして福井県の越前市や鯖江市で行われている。このように、素材も技法も様々なつくり手が集結し、内発的な工芸祭が行われてきている地域の「ネットワーク化」を推進することで、北陸ならではの広域的な“アート”エリアを形成し、従来の行政区分を超えて「工芸」の軸にした新たなまちづくりを進めることができるのではないかとこの思いが、「GO FOR KOGEI」を開催する発端となった。

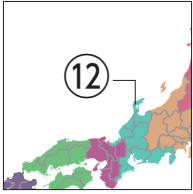
〔北陸工芸の祭典「GO FOR KOGEI 2021」について〕

本事業では、上述した広域的な工芸文化資源をネットワーク化する取り組みに加えて、北陸3県を横断する象徴的な取り組みとして、2つの展覧会を5会場で45日間同時に開催した。特別展Ⅰ「工芸的美しさの行方 工芸、現代アート、アール・ブリュット」では、富山県高岡市の勝興寺、石川県小松市的那谷寺、福井県越前市の大瀧神社・岡太神社という3つの重要文化財を舞台に、総勢20名の作家が参加し、工芸を中心とした今日的なアートをサイトスペシフィックなアートとして紹介した。そして、特別展Ⅱ「工芸×Design 13人のディレクターが描く工芸のある暮らしの姿」は、13組のディレクターと工芸作家、生産者が協働でプロダクトを考えるプロジェクト型の展覧会として、石川県金沢市内で開催した。

2021年は新型コロナウイルスの蔓延防止重点措置が発令されている時期に重なったが、「現代アート化する工芸」を提案・発信した重要文化財での展覧会では、建築と融合したこれまでの「工芸」の概念を超えるスケールの大きな展示を行うとともに、通常時と比較して2倍から3倍の集客を記録することができた。また、「デザイン化する工芸」を反映した展覧会では、第一線のクリエイターと北陸地域の工房のコラボレーションによる13種類もの次世代型の「工芸製品の姿」を提案することができ、商品化に向けた取り組みも始まっている。更に、地域の工芸祭、工房をつなぎ北陸の工産産地をリアルとオンラインで繋ぎ、発信する「ネットワーク化プログラム」もあわせ、新たな「北陸」のイメージを創出することができたと考えられる。



沖潤子《Wrapping a bandage around my hand 01》2019など（那谷寺における展示）
Photo : Masahiro Katano



歴史的まちなみに調和する「金沢式まちや」のリリース

個人（会員）の活動

金沢工業大学と地域の企業〔会員：ほそ川建設株式会社 細川 顕司（石川会）〕の産学連携プロジェクト
KIT 増田チーム

金沢工業大学 名誉教授

増田 達男

Landscape

ランドスケープ・
街づくり整備

Study

研究・調査・
講座



「金沢式まちや」の透視図

1. 金沢の歴史的住環境

北陸新幹線の開業によって、金沢を訪れる観光客は格段に増えました。金沢の歴史的魅力が、東京都市圏などでもかなり評価されていることを、改めて認識することができます。金沢の旧市街地には、兼六園や武家屋敷跡ばかりでなく、静かな裏通りにも、懐かしい歴史的環境がところどころに残っています。

2. 旧市街地での暮らし

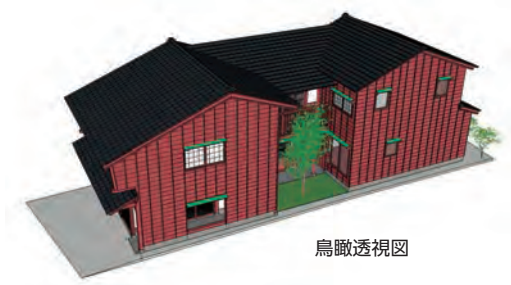
そこで私達がお奨めしたいのは、魅力ある歴史文化を残す金沢の旧市街地に暮らすことにほかなりません。移住も、もちろん可能です。観光や経済の活性化に加えて、居住人口の増加が望まれています。かつての郊外住宅地開発から、都市の中心へコンパクト化を図ろうとする時代の流れにも乗っています。

3. 金沢にふさわしい住宅

歴史的な「まちなみ」を大切に守るとともに、さらに魅力を高めていくには、新たに建てる住宅のデザインがとても重要です。金沢のまちなみにふさわしい住宅のデザインとは、どのようなものでしょうか。まず、まちなみに調和する歴史的な建築様式を理解しなければなりません。他にも、もうひとつ重要な条件があります。それは、自動車の駐車です。とくに金沢は、雨の多い気候に加え、公共交通に限界があり、自動車は日常生活に無くてはならない必需品です。したがって、「まちなみへの調和」と「駐車」の二つを同時にデザインしなければなりません。

4. 「金沢式まちや」のデザイン

私達がリリースした「金沢式まちや」は、金沢の「まちなみ」に調和するとともに、駐車が景観をさまたげないように、車庫を建物に同化しています。まちなみの魅力を高め、便利で快適な現代生活を過ごすことができます。



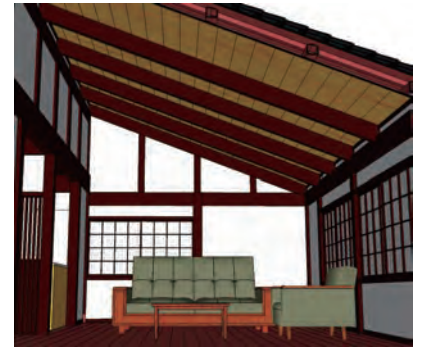
鳥瞰透視図



ビルトイン車庫



出庫時



2階前面のリビング



高断熱・高耐震

以下が、「金沢式まちや」の具体的なデザイン内容です。



木組みの安らぎ



長屋門型の透視図

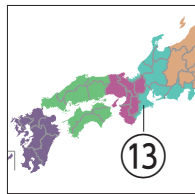
- ①まちなみへの調和：対象敷地は、重要伝統的建造物群保存地区内に取得しました。そのため、伝統的な町家の外観様式を参考にして2階を低くし、表への圧迫感もやわらげています。他にも、大きな格子の建具を正面にはめこんで、2階の両端に袖卯建をつけ、木部のすべてに紅い弁柄を塗っています。
- ②ビルトイン車庫：駐車が「まちなみ」の邪魔にならないよう、車庫を建物に組み込んでいます。車庫の出し入れが楽になるように、2台の自動車の間に柱はありません。その分、構造的に弱くなるので、木造の合成梁を新たに開発して補強しました。
- ③建築線と細長い敷地：伝統的な「まちなみ」に合わせるため、道路に近接した建築線に揃えて建てています。坪庭で採光と通風を確保することにより、細長い敷地の欠点を補いました。
- ④県産天然木と長寿命：安価な県産の天然木を用いた木組みに癒される安らぎの生活空間です。真壁によって木が湿らないので、長寿命も実現しています。
- ⑤表へにじみ出る憩いの気配：2階の前面にリビングを設けることにより、憩いの気配が表へにじみ出るので、まちなみが賑わいます。
- ⑥現代生活様式と快適な住宅性能：日本住宅の安らぎとともに、椅子とテーブルの快適な現代生活様式を取り入れています。十分な断熱性能を確保することにより、年中快適に過ごすことができます。
- ⑦高齢者にやさしいゆったり階段：ゆったりした緩い傾斜の階段は、高齢者の安全性を確保するとともに、足腰の健康維持に効果があります。ホームエレベータの設置スペースも設けています。

5. 長屋門の付いた武士系住宅

城下町時代の武家屋敷の長屋門には、当時の交通手段として、馬屋（うまや）が設けられていました。現代ならば、馬に替わって自動車ということになります。そこで、武士系のひとつのタイプとして、長屋門付きの住宅をデザインしました。この長屋門の部分に2台の車庫を設けています。

6. 「まちなみ」を豊かにする「金沢式まちや」

現在残されている歴史的住宅は、決して増えることはありません。しかし、「金沢式まちや」は新築ですから、建てれば建てるほど「まちなみ」が豊かになります。歴史文化の香り高い「まちなみ」の中で、木組みの安らぎに癒されつつ、車とリビングによる快適な現代生活を、思う存分お楽しみいただけます。



城下町の景観・まちづくり -伊賀上野-

個人（会員）の活動

一級建築士事務所タック設計室

伊賀市景観審議会委員 伊賀市文化財保護審議会委員

うえのまち風景づくり協議会顧問 伊賀ヘリテージマネージャーの会会員

滝井利彰

三重会

Activity

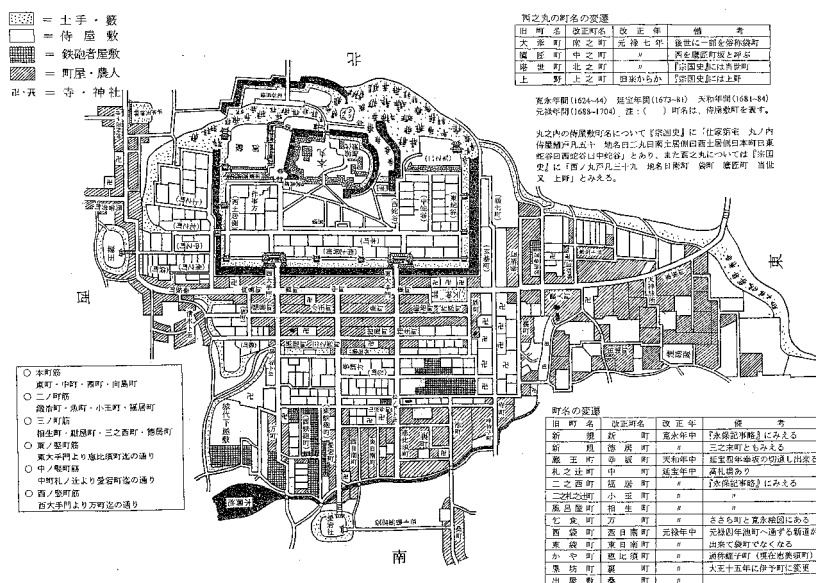
活動・人材育成

Landscape

ランドスケープ・街づくり整備

【城下町の歴史と現状】

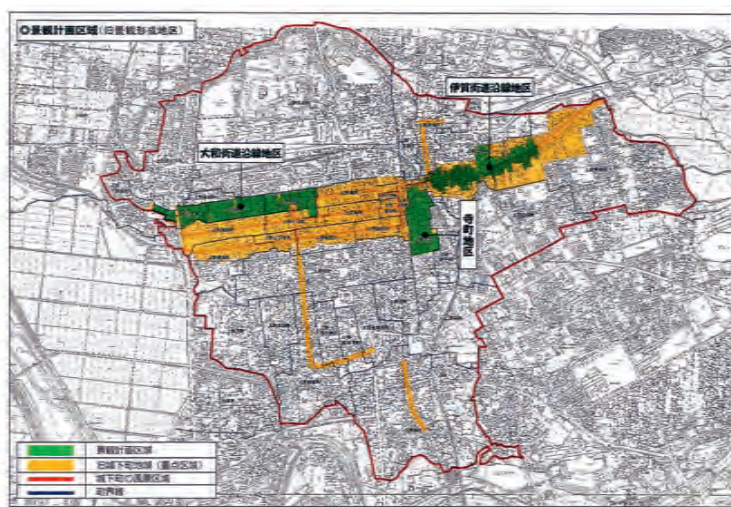
伊賀は、大阪と名古屋の中間、奈良や京都、伊勢などの観光地にも至便の位置にあります。歴史的には奈良に隣接し、その影響下で早くから拓けて交通の要所でもあり、戦国時代には「伊賀忍者」が活躍、江戸時代には藤堂藩の城下町として発展し、俳聖と呼ばれる松尾芭蕉が生誕した地でもあります。幸い太平洋戦争の戦火に逢わず、歴史的な町並みや建造物などが遺されています。近年は「伊賀上野忍者フェスタ」や「いがぶらり体験博覧会」など官民一体となった観光施策に力を入れ、ユネスコ無形文化遺産に登録された楼車（ダンジリ）や鬼が町を練る「上野天神祭」は大勢の人出で賑わいます。



上野城下町町名の變遷

【景観計画の策定】

2001年市が景観条例を制定、城下町の景観計画指針によって景観地区や、景観重要建造物、景観形成対象物などが指定されています。景観地区の内、城下町の風景区域では重点区域が、さらに「伊賀街道沿線地区」「大和街道沿線地区」「寺町地区」の重点地区では高さや軒先の統一、色彩の規制が設けられていますが手厚い助成も受けることができます。景観形成対象物には「上野まちつくり会」が官民協働で開催した「だんじりの映える景観大賞」の受賞建築が選ばれています。



景観計画区域



伊賀街道の町並み



大和街道の町並み



寺町地区の町並み



景観修景事例

【歴史まちづくり計画 文化財の活用】

2016年「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき「伊賀市歴史的風致維持向上計画」が国の認定を受けました。その重点地区の一つが「上野城下町区域」で、歴史街道や文化財の他、祭礼行事、伝統産業、俳句文化等が評価され、「建築物等の修景」「空き家情報バンク」「ヘリテージマネージャーの活動」等への支援があります。空き家を飲食店やショップに改修した事例が徐々にではありますが増えており、ヘリテージマネージャーの活動成果による登録有形文化財の数も県下では最も多くなっています。



国登録有形文化財の商家



空き家活用のショップ

【日本イコモス国内委員会の「20世紀遺産」】

2017年「日本イコモス国内委員会」が選定した「日本の20世紀遺産20選」の一つに「伊賀上野城下町の文化的景観」が選ばれました。城下の歴史的建築群と城内に建築された上野城や俳聖殿、坂倉準三設計による旧上野市庁舎などの戦後のモダニズム建築群が対比されつつうまく融合された代表的な例として評価されたものです。城下町としての町割りは継承されつつ、明治以降は「まち」の経済発展によって建物は徐々に建て替わりながら、それぞれの時代の特徴ある建築が保全されており、とりわけ全国で多くのモダニズム建築が取り壊されてゆく状況にあって、坂倉建築が群として保存されていることが評価されたものと考えています。



市指定文化財 伊賀文化産業城（伊賀上野城）1935年



国重要文化財 俳聖殿 1942年



上野公園レストハウス（坂倉準三設計）1963年



市指定文化財 旧上野市庁舎（坂倉準三設計）1964年

【NIPPONIA ホテルの展開と空き家活用】

全国に広がる「NIPPONIA HOTEL」が2020年から2021年にかけて上野城下町に3棟誕生しました。株式会社NOTEが展開するのは、「空き家（古民家等）の活用」を実現し、地域の再生に取り組むことを目的として、「歴史的建築」に宿泊し、地



NIPPONIA HOTEL-1



NIPPONIA HOTEL-2



NIPPONIA HOTEL-3

場の「食」を味わい、地域の「暮らし」を体感するツーリズム事業です。伊賀市やJR西日本も出資して地元の事業主体となる空き家等開発会社「株式会社NOTE伊賀上野」を設立し、市や個人所有の物件を賃貸、買取りをして施設整備を行い、サブリースの形でバリューマネジメント株式会社がホテルの運営（VMG HOTELS）をしています。そして今後もその数を増やすべく検討されています。

【うえのまち風景づくり協議会の取組み】

景観計画の周知と普及を目的として、2008年に景観形成のための住民主体の協議会が結成されました。地区の役員を中心に結成された組織でしたが、その活動は役員の交代や景観に対する意識のずれなどの限界があり永年休眠の状態が続いていました。2020年になって、城下町の風情を残しながら景観づくりをすることが豊かな生活環境や観光施策に役立つことを念頭に、住民自らが考え行動することが重要であるとの認識に立って協議会が再編されました。今回は役員だけでなく広く景観に対して感心深い人材が集まっています。

【住民自治協議会の独自の取組み】

地域住民自らのまちづくり意識の高揚が芽生えてきています。地元の文化的資源の発掘から始まり、自ら歩いてそれを確認、再認識して外部に発信しようとする取り組みです。市街地の西部地区では2017年「西部地区探訪シリーズ」を冊子として発刊、地区内の名所旧跡、文化財などを紹介、そして2020年と2021年には「城下町散策ガイド」を作成し、観光案内用としてQRコードで画像検索ができるものにバージョンアップしています。また南部地区では2019年「地域のお宝いっぱい、上野南部地区の歴史と文化」を発刊、冊子と地図で地域の魅力を内外に向けて発信しています。



西部地区散策ガイド



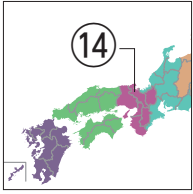
南部地区散策マップ

【まとめとして】

町並みは日々変化し、更新されています。特に空き家や空き地が放置されていたり、新住宅が建てられて歴史的な町並みの連続性が損なわれる場合などが散見されています。時代が移り生活様式が変化することは当然でやむをえないこととは思いますが、少しでも城下町の風情を後世に伝えることができると考えています。

ここに紹介した取り組みは私自身が多少とも公の立場や私的な一住民として関わってきたことですが、「景観・まちづくり」に必要なことは、住民が自らの生活の舞台に魅力を感じ、それを守り育てようとする意識の芽生えに始まり、そして身近な人達と共に行動することと感じています。

【上野天神祭】 2016年全国33の「山・鉾・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録。毎年10月に祭りが行われる。



地域の特性に応じた景観の形成に私たちができること・・・ どうかかわるか

単位会（支部）の活動

一級建築士事務所 名和建築研究所

(一社) 京都府建築士事務所協会 景観デザイン専門委員会

名和 啓雅
京都府 京都府

Landscape
ランドスケープ・街づくり整備

Study
研究・調査・講座

はじめに

京都市では京都市が条例指定している景観基準について現地を実際に歩き、地域住人の方々とともに交流を重ね、その問題点について考察した事柄をここに紙面をお借りし報告したいと思います。

事例① 世界遺産醍醐寺周辺の景観地区指定について



住宅開発が多くみられる醍醐寺付近であるが、希少なまちなみが残る南側の通り

京都市は醍醐寺周辺の景観基準を定めた際に、当初南側の道を醍醐寺への参道の景観としました。しかしこの道は歴史的に大津方面へ抜ける昔からの生活の道であり、参道と指定したのは誤りで、指定する判断の基準となった良好な景観が維持されてきたのは、ひとえに住人の努力によるものでした。

参道の一定範囲では使用材料やデザイン上の基準等があり、居住する人にとって景観指定により将来に亘り住居を維持していくには、逆に受ける制約が大きく、また近年開発される住宅などは一応の基準さえ満たせばよいということであり、比較する上でも従前の環境が維持されにくい、ということが危惧されます。

私達京都府は住人の皆さんと実際に歩いて、昔の写真なども比較参考にして、誤った指定の解除とデザイン基準による制約を見直す要望の後押しをしました。残念ながら現時点では景観指定の見直しは行われておりませんが、結果「参道」という文言だけは見直されました。美観地区の指定としては、醍醐寺とその周辺の歴史遺産型美観地区として、確認申請の際には景観デザイン基準に適合する認定手続きを要する地区となっています。しかしながら新築、改修などの際には設計の自由度は制約され、必ずしも行政の景観基準を守れば良い建築が生まれるとは限りません。

むしろ景観基準の無かった時代に良い風情の街並みが形成されたことを真摯に考えるべきだと思うのです。長く住まう人の努力に依存することでしか、良好な景観は保たれないのかと残念です。

景観には絶対的な正解は無いにしろ今回のように取り組んだ事は、京都の景観について今後の考察を続ける際に参考になるのではないかと思います。



事前協議制度の対象範囲



府道から東へ入った道に沿っての家並



いまでも実際の住まいとしてこのように貴重な古い家並が残っている



事例② 市街地（河原町通四条下ル付近）の美観地区指定境界の線引きの問題点について

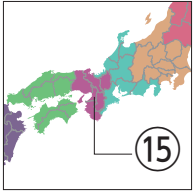
京都市内には大通りから一定距離奥まった狭い幅の道路で線引きがなされている地域指定があり、道を挟んで左右で指定が変わる場合に、片側は（奥まった側では）せっかく戦前からの風情を残している町並にもかかわらず、大通り側は沿道景観美観地区と指定がされているため、味気ないものとなっていることが多い状態です。長年そのことに疑問を感じており、景観デザイン会議で機会を得て問題提起をし、大通り側に建つ建物の奥まった側（狭い道に面した）の壁面に、情緒ある風情が感じられる意匠と配慮を取り入れたものにすべきではないかと提言しました。



四条河原町下ル（南）から一筋東へ入った細い通り
河原町通に面して建つビルの反対側に通りへの配慮が欲しい・・・裏側という認識を改めることが重要である



これはその後、道の両側では景観に配慮する「両側町の景観」として京都市の条例基準が見直されました。些細なことであっても、建築にかかわる実務者として建築士事務所協会を通じての活動で、少しは景観形成に寄与できたかもしれないと思っている次第です。



「ビュースポットおおさか」と「現場から学ぶ景観実践講座」

ビュースポット：視点場とも言い、景観（視対象）を眺めることのできる場所

単位会の活動

株式会社ジャス（一社）大阪府建築士事務所協会 広報・まちづくり委員会

大阪府景観審議会委員 豊中市都市景観・屋外広告物審議会委員 豊中市都市デザインアドバイザー

加藤 精一

大阪会

Landscape

ランドスケープ・街づくり整備

Study

研究・調査・講座

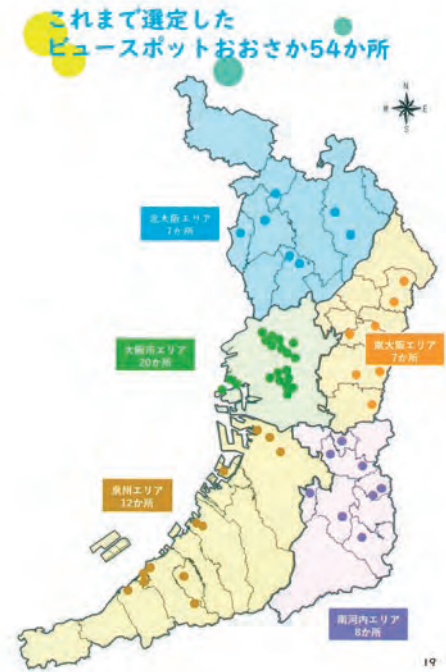
大阪府建築士事務所協会 広報・まちづくり委員会では、大阪府域のまちづくりの現場からまちづくり主体の参加を得て、景観まちづくりの要諦を具体的に解き明かすとともに、それに関する様々な立場の方の関わり方にもスポットを当て、まちづくり主体、行政、市民、専門家、それぞれの役割やふるまい方をまちづくりの現場から学ぶ「景観まちづくり実践講座」を開催しています。

これは、大阪府等から指定を受けた景観整備機構の活動の一環で、平成25年から継続的に実施している景観まちづくり講座の第2弾にあたるものです。

今回は、この講座の第6回、第7回として企画した「ビュースポットおおさか」をとりあげた講座（シンポジウム）についてご紹介します。

◆「ビュースポットおおさか」とその発掘


大阪府では、世界に誇れる大阪の魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な景観を美しく眺めることのできる場所を「ビュースポットおおさか」として一般から募集・選定し、それを発信していくことで、府民・事業者・来訪者の方々に大阪の景観に興味を持ってもらい、府域全体の良好な景観形成を推進していこうとする取組を行っています。2019年に28ヶ所、2021年に26ヶ所を選定・公表し2022年第3回を募集し現在選定中で、最終的には100ヶ所程度の選定が予定されています。



本委員会では、景観ワーキングを中心に、建築士の目から見たビュースポットを発掘すべく、委員が実際に足を運び、撮った写真を持ち寄りその中から選定したものを応募し、その中から、港大橋を眺める港区築港の親水護岸、関空島と連絡橋を眺めるスターゲートホテル関空エアポートのレストラン、太陽の塔と北摂山系を眺める万博記念公園大階段などがビュースポットに選定されています。



当ワーキングが発掘したビュースポットの応募用紙（左）と写真（上）

ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト応募用紙			
※応募用紙に添えてビュースポットから見た景観の写真を送付ください。 ※(1)～(6)の事項は必ず記載してください。			
(1) 応募者名 ※団体の場合は団体名と代表者・担当者の氏名	フリガナ オオサカフケンチクシジムシヨキョウカイ カ イキョウ トダカズタカ ケイカンワーキング シムキョ ク コニシマサノリ (一社)大阪府建築士事務所協会 会 長 戸田和孝 景観WG 事務局 小西正範	応募者名(団体の場合は団体名)を公表することについて	<input type="checkbox"/> 希望する <input checked="" type="checkbox"/> 希望しない
(2) 連絡先	電話番号 06-6946-7065	メールアドレス konishi@oaaf.or.jp	
(3) 景観(視対象)とビュースポット(視点場)	太陽の塔と北摂山系 を眺める 万博記念公園大階段 景観(視対象) ビュースポット(視点場)		
(4) 写真の撮影時期	2020年 12月頃		
(5) おすすめ理由 ※100文字以内で分かりやすく記載してください。 ※おすすめ理由は大阪府が一部編集の上公表する場合があります。	北摂山系を背景とした「太陽の塔」を南正面側から望むことができます。エキスポシティの脇にある大階段(段数約100段)からは、様々な高さから「太陽の塔」と季節や時刻により変化する北摂山系のパノラマを楽しむことができます。		
(6) ビュースポットの位置 ※ビュースポットの位置及び景観資源を見る方向を特定できるように地図等を用いてできるだけ詳細に記載してください。 ※ビュースポットの位置を示す写真があれば、添付してください。	万博記念公園大階段踏場から北方向を見る 		
(7) その他参考となる事項 ※参考となるその他の資料があれば記載するか添付してください。 例) ビュースポットで行われる祭・イベント等の動画を紹介しているホームページ 例) ビュースポットのある施設、ビュースポットの整備状況等がわかる写真・パンフレット等	万博記念公園ご利用案内 (http://www.expo70-park.jp)		

この選定作業を通じ、良い景観に対し、安定して眺めることのできる良いビュースポット(視点場)が以外に少ないことを実感しているところで、景観づくりとともに良い景観を味わうことのできる場の整備が必要で、今後の課題と考えるところです。

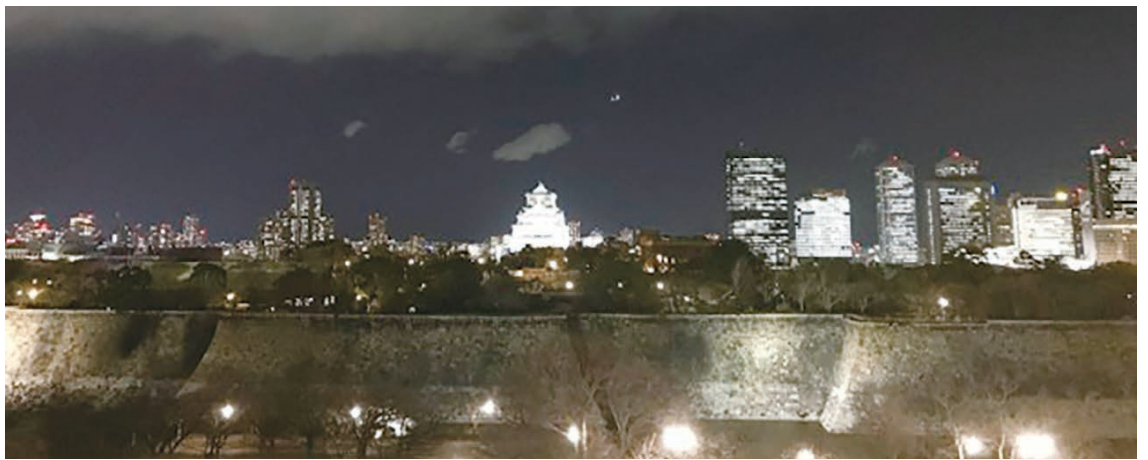
◆「ビュースポットおおさか」を取り上げた景観まちづくり実践講座

ビュースポットの発掘作業と連動して、その意義と今後の活用への展望について、大阪府の担当者、ビュースポットに選定された場所の関係者に加わっていただき、現場の思いや課題などを自由にお話ししていただく座談会形式のシンポジウムを2回にわたり開催しました。取り上げたビュースポットと登壇していただいた関係の方々は以下のとおりです。

第6回 現場から学ぶ景観まちづくり実践講座「ビュースポットおおさかとまちづくり」2020. 2.17

取り上げたビュースポット（2019年選定のビュースポットより）

- ・大阪城天守閣を眺めるKKRホテル大阪のテラス
- ・通天閣を眺める新世界
- ・港大橋を眺める港区築港の親水護岸
- ・大阪湾と夕陽を眺める中央突堤ダイヤモンドスポット
- ・高石の工場夜景を眺める市道高砂1号線



第6回講座会場KKRホテル（ビュースポット）より大阪城を望む

第2部 パネルディスカッション

■コーディネーター

- ・加藤 精一 大阪府建築士事務所協会 広報・まちづくり委員長

■パネラー

- ・山添 光訓 氏 大阪府住宅まちづくり部建築指導室長
- ・筋原 章博 氏 大阪市港区長
- ・松本 英之 氏 国土交通省みなとまちづくりマスター
(一社) 港まちづくり協議会大阪事務局長
- ・山田 珠美 氏 高石商工会議所中小企業相談所 経営支援課長
- ・小林 正彦 氏 KKRホテル販売課長
- ・西上 雅章 氏 通天閣観光株式会社代表取締役会長



第6回講座 パネルディスカッション

第7回 現場から学ぶ景観まちづくり実践講座「ビュースポットおおさかとその活用」2022. 5.18

取り上げたビュースポット（2021年選定のビュースポットより）

- ・ 関空島と連絡橋を眺めるスターゲートホテル関西エアポートのレストラン
- ・ 「大阪都心の高層建築群」を眺める梅田スカイビル「空中庭園」
- ・ 大木地区の農村景観を眺める土丸・雨山城跡
- ・ 熊取交流センター煉瓦館を眺める熊取歴史公園



第7回講座会場
スターゲートホテル関西エアポート（ビュースポット）より関西国際空港を望む

第2部 パネルディスカッション

■コーディネーター

- ・ 加藤 精一（一社）大阪府建築士事務所協会 広報・まちづくり委員長

■パネラー

- ・ 吉川 玲子 氏 大阪府都市整備部建築住宅局建築環境課長
- ・ 中岡 勝 氏 泉佐野市教育委員会
日本遺産推進担当理事兼文化財保護課長
- ・ 立石 則也 氏 熊取町教育委員会 生涯学習推進課長
- ・ 枚田 栄次 氏 積水ハウス梅田オペレーション株式会社
代表取締役社長
- ・ 吉田 貴哉 氏 スターゲートホテル関西エアポート
シニアセールスマネージャー



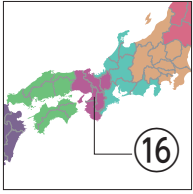
第7回講座 パネルディスカッション

講座では、大阪府の当プロジェクト担当よりこれまでの経緯や現状、大阪府としての考え方・思い等をお話いただき、各ビュースポットの関係者からはビュースポットの紹介とその歴史や魅力のアピール、これからの活用についての考え方等のお話があり、更には地域の近いところの行政間の連携や、観光施策に話が及ぶなど民間、行政入り混じった活発な議論が展開され、非常に興味深い新鮮なものになりました。

同時に、大阪府に住む我々にも目新しい場所や視点、地域の歴史やその場所に寄せる人の思いに触れることができ、改めて多面的な大阪の姿を共有することができたように思います。

また、会場をビュースポットに選定されたホテルとし、そのホールから実際の景観を眺めながらのシンポジウムとなって、ビュースポット（視点場）の概念と意義の理解にも有益なものとなりました。

当委員会では、今後も新しいビュースポットの発掘に向けて活動を進めるとともに、「景観まちづくり実践講座」を通じてその活用等についても知見を深め発信することを目指していきます。



ぶらり大阪 “景観” ウォーク 東住吉区 web 編

単位会（支部）の活動

西荻彰一建築環境研究所
(一社)大阪府建築士事務所協会 広報・まちづくり委員会
まちあるき WG リーダー

西 荻 彰 一
大阪会

Activity

活動・
人材育成

Study

研究・調査・
講座

大阪支部の広報・まちづくり委員会／まちあるきワーキンググループ（以下WG）が担当する『ぶらり大阪景観ウォーク』の活動を紹介させていただきます。「第12回東住吉区編」は2020年春に開催予定でしたが、コロナ禍により延期となり2021年夏に初めての試みとしてYouTubeにまちあるき動画を公開しました。2年がかりのプロジェクトとなりました。

【ぶらり大阪景観ウォークとは】

「大阪市景観整備機構」の指定を受けている当支部が、その業務の一環として毎年1回一般市民の参加を募って「まちあるき」イベントをおこない、「大阪市都市景観資源」等を建築士の視点で紹介するプロジェクトです。2008年から始まり、これまでに大阪市24区中12の区や地域を紹介してきました。リピーターも多く毎年50名を超える方にご参加頂いています。

※「大阪市景観整備機構」の概要（大阪市HPより抜粋）

景観整備機構とは、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人について、その申請により景観行政団体（大阪市）が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度です。／当支部は2006年に指定を受けています。

※「大阪市都市景観資源（わがまちナイススポット）」の概要（大阪市HPより抜粋）

景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っています。こうした景観形成上の大切な資源を、一人でも多くの方々に知っていただき、地域の景観づくりの中で積極的に活用していただくため、所有者との協議もふまえながら、都市景観資源として登録しています。（大阪市都市景観条例第33条）

現在、大阪市中央公会堂など402件を登録しています。

ぶらり大阪 “景観” ウォーク 東住吉区編
第12回 まちあるきプロジェクト
臨南の森から平成の三重の塔、
歴史ある街並みを建築士とめぐってみませんか？

参加無料
※事前申込が
必要

開催日時 令和2年 3/28(土) 午後12:30～17:00
集合 長居公園南西口広場 午後12:30集合(受付 12:00～)

お申込 下記お申込用紙に必要事項を記入の上、「大阪府建築士事務所協会」宛にFAXまたは、郵送にてお申込ください。
参加していた方が50名(先着50名)には、参加証の発送(3月13日頃発送予定)をもってお知らせします。

主催・お問い合わせ 大阪府、大阪市、東住吉区、(公社)関西経済連合会、大阪商工会議所、(公社)大阪府建築士会、(一社)日本建築協会、(公社)日本建築業協会、(一社)日本建築学会、(一社)大阪スポーツのみどり財団

後援(予定) 大阪府、大阪市、東住吉区、(公社)関西経済連合会、大阪商工会議所、(公社)大阪府建築士会、(一社)日本建築協会、(公社)日本建築業協会、(一社)日本建築学会、(一社)大阪スポーツのみどり財団

ぶらり大阪 “景観” ウォーク 東住吉区編 お申込用紙 締切:令和2年2月29日(土) 必着 個人情報は非公開のみに使用します。※郵送の場合は必ず封筒に入れて郵送ください。

お名前	性別	年齢	TEL
氏名	男性 女性	歳	FAX
住所			

FAXは 06-6946-0004 郵送は 〒540-0011 大阪市中央区東人権2-1-10 一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 広報・まちづくり委員会 宛

2020景観ウォーク東住吉区編チラシ

【これまでのぶらり大阪景観ウォーク】

①船から中之島を見る(2008)、②北区(2009)、③中央区(2010)、④西区(2011)、⑤住吉区(2012)、⑥港区(2013)、⑦平野区(2014)、⑧天王寺区(2015)、⑨福島区(2016)、⑩阿倍野区(2017)、⑪浪速区(2018)、⑫東住吉区(2019中止、2020web)

【例年の取り組み】

10名ほどのWGメンバーが1年を掛けて準備をおこない、まちあるき本番では自らが参加者を案内します。初回の現地地下見では各区に数十箇所あるほぼ全ての大阪市都市景観資源(以下「景観資源」)をレンタサイクルを利用して見て回り、景観資源以外にも見学先の候補となる建物等を探します。その後のWG会議で見学する景観資源等を絞り込み、行程4km前後の具体的なコースを設定して、2回目の現地地下見では時間を確認しながら実際に歩いてみます。現地地下見と並行して各メンバーが分担して見学先の特徴や歴史を調べ説明用の台本やイラスト・写真等の資料を作成し、WG会議で内容を確認します。見学先との調整、区の広報誌への掲載依頼、チラシの作成なども進めます。直前の最終リハーサル(3日目の現地地下見)を経て3月末に本番を向かえるのが例年のスケジュールです。

まちあるき本番では数チームに分かれて各WGメンバーが6名程度の参加者を引き連れて15箇所ほどの見学先を案内しますが、やはり普段入ることの出来ない場所が目玉になります。これまでには安藤忠雄氏設計の「日本橋の家」や、大正15年建設の分譲市営住宅「北島住宅」の個人宅も見学させて頂きました。お昼から夕方まで歩きますのでゴールする頃には参加者もメンバーもくたくたですが、その後のメンバーの打ち上げも兼ねた懇親会では、参加者と一緒においしいお酒を楽しみます。懇親会場も市有形登録文化財の長屋を改装した中華料理店や新世界のコテコテの居酒屋など地域の特色あるお店を選ぶようにしています。



2015_天王寺区編のようす



2017_阿倍野区編のようす



日本橋の家(2018_浪速区編)



北島住宅(2017_阿倍野編)

参加者からのアンケートでは、「毎回新発見があります」「大阪にまだこんなところがあるなんて驚きました」「説明を聞かなければ分からない、見過ごしてしまう興味深い建物があることを知りました」などと好評を頂いております。

【第12回ぶらり大阪景観ウォーク東住吉区web編】

2019年度も3月末の本番に向け順調に準備を進めていましたが、2020年に入りコロナが拡大し本番直前の3月初めに延期を決定しました。この頃はまだコロナは一過性のものだと考えていたのです。コロナ収束の目処が立たないままWG活動はしばらく休止していましたが、9月に入りメンバーのひとりが「参加者を呼べないのならWGメンバーだけで動画で作って配信しよう」と言い出し活動を再開しました。当初撮影・編集は業者に依頼することとし見積もりを取りましたが完全に予算オーバーだったため、撮影・編集もWGメンバーでおこなうことになりました。初めての企画ですのでお手本にしたのはやはりNHKの某番組「ブラ〇〇〇」でした。WG会議で様々な検討をおこなううちに、聞き役がいた方が分かり易いことに気づき、台本も解説・聞き役の対話形式に作り直しました。会議室での撮影シミュレーション、撮影機器の準備、現地での撮影リハーサルを経て2021年3月ようやく撮影本番にこぎつけました。

当初15分程度の動画を3本作成する予定でしたので、各見学先の持ち時間は3分程度と決めていましたが、いざ撮影が始まるとみんなアドリブでしゃべるしゃべる……。台本は短くしてきたはずじゃなかったのか？結局当初の予定を大幅に上回る収録時間となり、『やっぱりみんなまちあるきが好きなんやな〜』と改めて感じました。そのこともあってその後の動画編集作業は大変でした。編集ソフトの操作方法の勉強会、タイトル・テロップのデザイン・ルール決め、各メンバーが作った動画を確認調整する編集会議などを重ねました。ついつい編集に凝ってしまい時間はいくらあっても足りません。多くのメンバーが「えらいこと始めてもうた。仕事もでけへん……」と後悔していたと思います。事務局にもHP作成をお手伝い頂き、7月ようやく協会HPに掲載し、その後視聴者の反応などを確認してから予定より早くYouTubeにUPできました。

企画・撮影・編集ともWGメンバーでおこなっておりますので、素人感満載のYouTube動画ですが、計19本・総収録時間120分の大作が出来ました。

添付のQRコードや「ぶらり大阪景観ウォーク」で検索頂くと、協会HP版やYouTube版をご覧頂けます。多くの方にご試聴頂けると幸いです。

【あとがき】

まちの歴史や見学先の特徴を調べることは楽しく、我が町での新しい発見は私たちWGメンバーにとっても醍醐味です。その感動を参加者に伝えたくてまちあるき活動を続けています。長年活動を続けているうちに私自身もまちの見え方が変わってきました。普段から同じ目的地へ行く場合でもその都度ルートを変えて歩く癖がつかしました。いろんな所を見て回りたいのです。どこにでもあるまちなみに、そのまちの歴史や住む人の営みを垣間見ることが出来ます。特別でない普通の建物からも、設計した人の思いが伝わります。ただまちを歩くだけで楽しい時間を過ごせるようになったのは、建築家になり、まちあるきと出会えたおかげだと感じています。



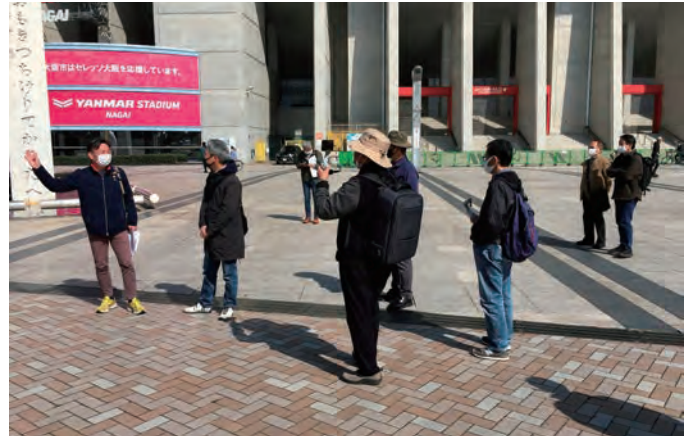
2018_浪速区編のようす



会議室でのシミュレーションの様子



撮影準備



撮影の様子



編集会議



大阪府建築士事務所協会
ホームページ版



YouTube版

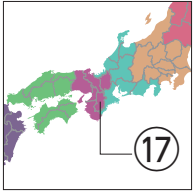
一般社団法人大阪府建築士事務所協会
チャンネル登録者数 30人

ホーム 動画 再生リスト チャンネル 概要

アップロード済み

ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 06 / ... 248 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 07 / ... 241 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 10 / ... 56 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 11 / ... 56 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 02 / ... 92 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 15 / ... 77 視聴数・6か月前
ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 00 / ... 69 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 予告編 2:03 55 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク (web版) 15 / ... 38 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク (web版) 12 / ... 54 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク (web版) 08 / ... 77 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク (web版) 09 / ... 49 視聴数・6か月前
ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 01 / ... 68 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 13 / ... 65 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 14 / ... 25 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 04 / ... 33 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 05 / ... 67 視聴数・6か月前	ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 03 / ... 40 視聴数・6か月前
ぶらり大阪 景観ウォーク東住吉区編 (web版) 03 / ... 63 視聴数・6か月前					

2021 東住吉区編 Youtube 及び大阪府建築士事務所協会HPに計19本の動画掲載



奈良県・明日香村での景観形成の取り組み

—住宅開発事業における明日香景観デザインレビューの活用—

単体会（支部）の活動

株式会社ユーデーコンサルタンツ

(一社)大阪府建築士事務所協会 広報・まちづくり委員 明日香村景観委員会委員

入口 嘉 憲
大阪会

Activity
活動・
人材育成

Study
研究・調査・
講座

1. 阪合地区における公有地（学校跡地）利活用による住宅開発事業

(1) 阪合地区における公有地利活用事業



事業区域



阪合地区：主に市街化区域（太線内）

(2) 事業計画の概要

事業は、地権者5名（村を含む）による全員同意型（個人施行）の土地区画整理事業の手法を活用して開発している。

■事業計画の概要（土地区画整理事業関連）

事業名	阪合地区土地区画整理事業	法規制	市街化区域
地権者	明日香村・民有地権者		第2種歴史的風土保存地区
個人施行者	株式会社URリンケージ		第3種風致地区
位置	明日香村檜前682番地1他		第1種低層住居専用地域
区域面積	約1.22ha		阪合にぎわい街特別用途地区（一部）
従前現況	グラウンド、農地		（平成28年9月21日決定）
従後用途	住宅、店舗等		明日香村景観計画
事業期間	平成29年4月～平成30年4月		（駅周辺市街地景観形成特定区域）



従前の写真



従後の写真

2. 明日香村景観デザインレビュー

(1) 明日香村景観デザインレビューの目的

明日香村では、村内全域が古都法による歴史的風土保存地区や明日香村風致地区条例による風致地区に指定されていることから、従来の景観形成への補完機能として、協議による双方向型の景観形成を目的として「明日香景観デザインレビュー」を実施することとなった。手続的には、風致条例に基づく申請等の前に、①ワークショップによる意見交換②対話型の協議を実施している。

(2) 明日香景観レビュー委員会

委員会は設置要綱により設置し、①景観形成のルールとなる景観デザインレビューのガイドライン作成②入居予定者等を対象としてワークショップの指導・助言③開発事業における公共施設等の整備に関する指導・助言④入居予定者の建築計画等に対するデザイン協議・指導⑤その他—となっている。

■明日香景観レビュー委員会 委員

氏名	所属等	備考
江川 直樹	関西大学 教授 (建築)	委員長
入口 嘉憲	明日香景観アドバイザー代表 (建築、都市計画)	委員長代理
阪中 計夫	明日香景観アドバイザー (ランドスケープ)	
室崎 千重	奈良女子大学 講師 (建築)	

(3) ワークショップ及び明日香景観デザインレビュー



ワークショップ



景観デザインレビュー

3. 住宅建設の概要



茶室付きの家
(茶室は吉田五十八氏設計のものを移築)



主要道路に面する家



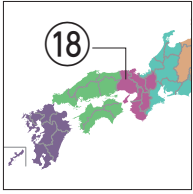
地区の家並み
(隣接家屋を意識した棟)

4. まとめ

(1) 明日香景観デザインレビューについて

景観デザインレビューでは、棟を東西方向に揃えて麓の波を形成する、道路敷際のデザインに配慮する、道路から視認性の高いところは緑化等を図る、駐車場の床もできるだけ緑化する等の様々な項目が議論になったが、概ね了解の上、外構を含めて住宅設計に盛り込んでもらっている。

但し、より明日香らしい景観形成を図るためには、設計者等関係者への広報周知及び啓蒙が必要と思われる。



丹波篠山における歴史的資源を活用した景観・まちづくり

個人（会員）の活動

有限会社才本建築事務所
ヘリテージマネジャー

才本 謙二
兵庫会

Activity

活動・
人材育成

Landscape

ランドスケープ・
街づくり整備

18年前に、兵庫県丹波篠山市で町並み保全と賑わい創出を目的に始めた古民家再生は、日本人が培ってきた文化や暮らしの集積である歴史的建造物を活用することによって、産業が復興し交流人口が増し、まちの発展に繋がることがわかりました。以下長きに亘る丹波篠山での取り組みをご紹介します。

■歴史的資源を残す仕組み

当時江戸・明治期の空き家が売れずどんどん解体され更地になっていく様に、危機感を抱いた我々は、古民家再生の仕組みを編み出しました。まず民間から資金を調達し、作業ボランティアを募ってプロの職人と協働するというものです。ボランティアの参画により工事費が抑えられ通常価格で売却すれば差益が生まれ、次の古民家を購入する原資になるというものです。いわゆる買取再販を2年間かけて実践しました。時間は掛かるものの一定のニーズもあり売れることがわかり、次々と事業展開をしていきました。物件をお借りして修理し賃貸するサブリース、類焼した町屋を活用に導いた復興支援、高齢世帯の雨漏りや塀の修理を行った居住者支援、空き家古民家を住める状態に改修する移住者支援、篠山で起業をする仲間の起業支援などバリエーションを持ちながら、18棟以上の貴重な古民家を活用すると同時に、景観の保全ができました。



ボランティアメンバー



ボランティアによる塀の修理

■ホテルNIPPONIA

発端は消滅危機にあった限界集落を村が運営する宿に改修したことから始まりました。12戸のうち7戸が空き家で、居住者は5世帯19人、自治会長が一人で空き家や土地を管理するも後継者がなく危機感を抱いた村民全員で話し合った結果、日本の原風景で暮らすように滞在できる宿の運営でした。開業から12年が経ち借入は完済し新たなフェーズに入っています。この町バージョンが



ホテルNIPPONIA

ホテルNIPPONIAで篠山城下町全体をホテルに見立てています。メイン棟にレストラン機能を持たせ、城下の空き家古民家を改修し客室とした分散型ホテルです。宿泊客はまちを回遊し、既存店舗を利用することで、まちが活性化雇用もうまれ空き家対策になることから、内閣官房に「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」が立ち上がりました。5年掛けて全国で200以上の地域で同様の取り組みがなされ国を挙げての大きなプロジェクトになったわけですが、発端は小さな村の村民の決意だったことは特筆すべきことだと思います。



集落丸山客室

■ひょうごヘリテージ機構

阪神淡路大震災の教訓から、1996年に登録文化財制度が創設され、制度を支える人材としてヘリテージマネージャー(HM)の養成講座が始まり、修了者の活動母体がひょうごヘリテージ機構です。

HMとは「地域に眠る歴史的文化遺産を発見し、保存し、活用し、まちづくりに活かす能力を持った人材」で「地域文化活性化の一翼を担う人材群」と定義されています。

<https://hyogoheritage.org/aboutmh/>

丹波地域でも約20名が独自の活動をしています。文化庁から補助金を受け地区の皆さんと竹林整備をし、伐採した竹の活用を探りました。また、伝建地区では修理に携わり、文化財の保存方法を習得し活用に導いています。地区内外の歴史的資源の価値を損なうことなく活用する手法を身につけ、数多く手掛けたことは町並み保全に寄与できたと自負しています。



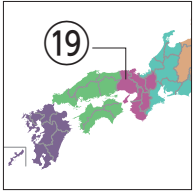
竹林整備

■国の重要文化財の活用

2年前、歴史的資源の活用に努めてきた経験を活かす機会が訪れました。「国の重要文化財の活用」という新たなチャレンジで、指定文化財や有形登録文化財そして伝建修理とは勝手が違うことに戸惑いながらも、運営を見据え只今工事中です。全国の指定文化財が維持管理に苦慮している中、地域の核となる建造物を健全に維持するには活用が肝となります。いかに市民の財産をレスキューし活かすか、残りの人生を掛けたいと思います。



国の重要文化財 林家住宅



「洲本レトロこみち」について（城下町洲本レトロなまち歩き）

個人（会員）の活動

中川設計工房

ニシキノ建築設計事務所

中川 順二

錦野 元伸

兵庫会

Activity

活動・
人材育成

Landscape

ランドスケープ・
街づくり整備

数年前から「城下町洲本レトロなまち歩き」というイベントのチラシが目につき気になっていた。ネーミングにも気をひかれ出掛けて「レトロなまち」を歩いてみました。（令和元年10月）

洲本市の商業地域は「イオン」（旧鐘紡の跡地）が淡路島内で最も大きなショッピングセンターでこの界隈が中心となっている。

そこから約300mくらい南に既存商店街があり、状況はまだまだがんばっている店舗もあるようですが、他の地方都市の商店街同様、往年の賑わいはなくなっている。

私が「レトロこみち」に行く時は「イオン」に駐車する（帰りに買い物をするので）。南側の横断歩道を渡って最初の路地を右に入っていくと50m位先から南へ続く一本の路地が「洲本レトロこみち」と名付けられており（既存商店街まで200m位、さらにその先150m位まで）、路地両側に多数の小さな店舗があり（既存建物を改装したものが多く見受けられた）、「レトロなまち歩き」イベント当日は路上店舗も多数出店しており、大勢の来客で賑わっていました。

来客は若い観光客が多く、付近の路地へも流れたり、既存商店街も巻き込んだイベントになっていました。どこにでもありそうな路地の賑わいが、昭和チックで、ノスタルジックな雰囲気を醸し出していました。

当日は洲本の中心は「イオン」界隈から「レトロこみち」へ、移った気がします……以上が「城下町洲本レトロなまち歩き」の感想です。この事業のことを調べようと思ったのですが、私は洲本市民でもなく、部外者なので「レトロこみち」近くに事務所を構え、「城下町洲本市再生委員会」の理事でもある錦野会員に協力を仰ぎ資料を提供していただきました。以下がその概要です。

「城下町洲本 レトロなまち歩き」とは？

「洲本レトロこみち」とは洲本市アーケード商店街（5・6丁目）を横断する様に南北に走る、車も通らぬ不便な細い脇道である。そんな素朴な通りで人の歩くレベルの賑わいあるイベントを行えたら良いなという事で創めたのがそもそもの始まりです。今ではオリオン映画館を核として年2回春・秋に土日（二日間）に既設店・臨時店・歩人と各々が言われる事無く役割を演じ、賑わいを醸し出しています。8年間16回開催の中で古民家と云うよりも解体前の家も含めて10軒足らずの改修のお手伝いをしました。人生のベテラン達が若い人達のパワーを貰って、行政・地域からの応援をいただいて、一回毎手作りの賑わいイベントです。

「城下町洲本再生委員会」について

「洲本の市街地活性化・定住化促進を支援する」ために平成24年に結成した非営利の有志の市民団体です。洲本



看板



改修された店舗



風景

は、城下町としての歴史と煉瓦倉庫や町屋などレトロな町並みもあり“まち歩き”観光の資源に恵まれた町です。特に町屋などのレトロな雰囲気は都会の若者にも人気があり、空家の町屋に出店を希望する人達を誘致し、魅力的な店を集積することで、さらなる魅力を引き出し、市街地の再生（まちのにぎわいを取り戻そう）や定住化の促進（人口減にブレーキを）目指します。

これまでのあゆみ

平成24年に始まった「城下町洲本レトロなまち歩き」、このイベントの間に、空き家であった古民家を改修する事業をおこない数軒お店がオープンしたのちに「洲本レトロこみち」と名前がつく。

平成28年4月までの4年間で、新店舗は19軒。古くからあるお店6軒を合わせて、洲本レトロこみちの既存店は25軒となった。そのうち、城下町再生委員会が改装し、サブリースした空き家は6軒。その他の新店舗の13軒は、大家や入居者によって改装されている。洲本レトロこみち以外でも隣接する別の通りでは、新店舗が27軒以上できた。

平成27年12月 兵庫県の「第17回人間サイズのまちづくり賞」“まちづくり活動部門”で城下町洲本再生委員会が知事賞を受賞。

平成28年3月には、店主により「レトロこみち協同組合」を創立。組合員23名。

平成30年3月 畑崎賞を受賞。

テレビ、雑誌などのメディアが、淡路島の取材をする際の思い浮かべる場所としての認知度が広がり、ブランド力のチカラを強めている場所となりつつある。尚、週末等は、観光客の観光スポットとして賑わうカタチとなっている。

今後の計画

1. 交流人口を呼び込む為の活動

- ・「城下町洲本レトロなまち歩き」開催
- ・まち歩き拠点の整備（町屋改造などを含む）など

2. 定住人口を呼び込むための活動

- ・住所、店舗等のマッチング、まちなか起業の支援、レトロ物件の紹介等

令和2・3年についてはコロナ禍のこともあり“まち歩きイベント”は自粛していました。昨年秋（10月）久しぶりに“レトロこみち”付近に出掛けてきました。

コロナが落ち着いた時期でもあったが、観光客で賑わっており、観光スポットとして定着してきているようです。

補足紹介（錦野 元伸）

令和元年17回開催後コロナ禍により令和2・3年と開催延期を見ましたが、コロナまん延防止も解除になり、令和4年5月に第18回“レトロなまち歩き”を2年半ぶりに開催し、盛況のうちに終えることができました。

この間、レトロこみち協同組合・城下町洲本再生委員会は、令和2年より益習館跡庭園に隣接する広場にて町なかの賑わいを語るべく、月の第一日曜日に「おもしろい市」と名付けてミニ“まち歩き”を開催しています。加えて広場と洲本市中央公民館の間には樹齢30年の桜並木（50m）があり、春になると満開の桜の下、入学式・卒業式等の記念撮影スポットになってます、綺麗な満開の桜を昼夜問わず楽しむべく、風情のある“ぼんぼり”照明設置に協力しました。



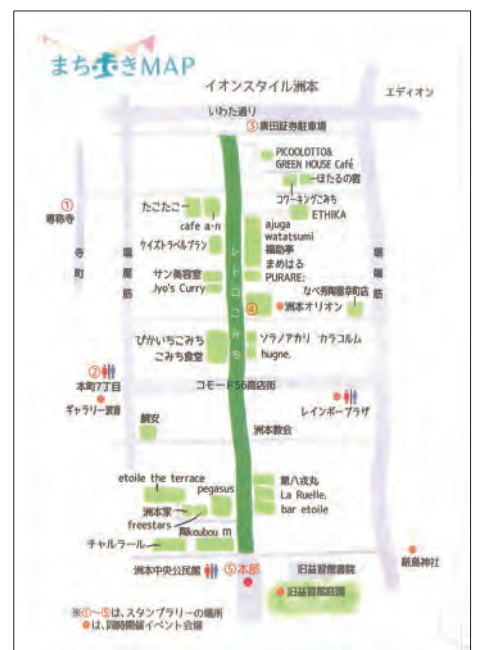
風景

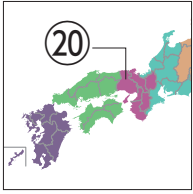


風景



アーケード商店街も賑わう





板宿地区活性化プロジェクト

「職能の枠を超えた横断的な取り組み」

個人（会員）の活動

一級建築士事務所 大和船舶土地株式会社 鈴木 祐一
兵庫会

Landscape

ランドスケープ・
街づくり整備

弊社グループは、創業の地である神戸市須磨区の板宿山手地区において、特に「まちづくり」「まちの活性化」に力を入れて取り組んでいます。

この地区は、山陽電気鉄道・神戸市営地下鉄の板宿駅を中心に、駅前商店街とそれを取り巻く住宅地で構成されています。現在でもまちの活気はある程度維持されていますが、住宅地の高齢化に伴う空き家等の構造的な問題はますます大きな課題となってきています。事業継続のための経済的な視点や、建物設計のデザイン的な視点、更には自社物件の運営・管理や新たな価値創出など、様々な切り口の視点を併せ持つことで、新しいまちづくりの可能性を模索しつつ、これまでのまちの文脈を意識した物件の開発を、建築家の職能をもった家主として続けています。

まず、弊社の街の活性化プロジェクトの原点について少しお話を進めたいと思います。

私は神戸で船舶貸渡業を営む家に生まれました。昭和40年代に海運不況に見舞われた結果、廃業して陸に上がり不動産賃貸業に転向することで成長し現在に至っています。この不動産業を通して、私が生まれ育った神戸の街の歴史・特性等の文脈を知り、現在の問題点を知り、それを建築家としての職能と事業家としての職能・資本力を合わせてコトを興し、家主として建物のリノベーション・建替えによる更新事業を進めてきました。そこでは1つの分野の専門家だけでは、現在のまちの問題解決には力不足ではないかと感じています。現在このような問題を解決するために、地域の大学の先生・建築家・事業家兼建築家の私等からなる多様性のあるチームを組成し、多面的かつ継続的に問題に取り組んでおります。

具体的なお話として、約20年前に空家となった弊社所有の物件を、コンセプト重視の建物へと更新することで、高齢化していくまちに若い人を呼び込みたいと考えました。現在は、ただ住まう住居の機能だけではなく、都心から転出する小規模なオフィスやモノづくりを担う工房の入居など、職住一体の利用や、口コミやインターネットを通じた営業効果による入居などで、幅広い層が入居・定住しています。また、シェアハウスの運営や、お餅つき・ご近所パーティーなどのイベント企画を通し、若い人たちが地域の関わりを持つ場の創出にも力を入れています。住宅を多様化していくことにより、様々な層の住民が地域に根付き、その街に興味をもった人とのつながりによって、エリアの活性化を実現したいと考えています。

ここでは、イベント企画をお手伝いいただくまちのプレイヤー（お世話人）の存在が重要であり、このプレイヤーの養生や発掘も大切です。



老朽化した2棟の建物がリニューアルされた様子



地域でのおもちつき



多様性のあるダイニングテーブル

最後に、私たちの仕事（取り組み）を地域の方々に知っていただくことも、まちの活性化には重要な活動であると考えます。弊社は、デザインによって私たちの暮らしや社会をより良くしていくための活動としてのGOOD DESIGN賞に共鳴し、2009年から弊社成果物を応募し、2009年・2012年～2022年まで合計22プロジェクトを受賞、ヨーロッパのiF DESIGN賞（2018年・2019年）、シンガポールGOOD DESIGN賞（2019年）を受賞しました。これらの活動は地域の一般の方々に建物や街のデザインの楽しさを知っていただく一番の手段だと思っていますし、その成果も表れてきています。また、弊社に刺激を受けた事業者の開発事業を呼び込む、呼び水効果も表れています。

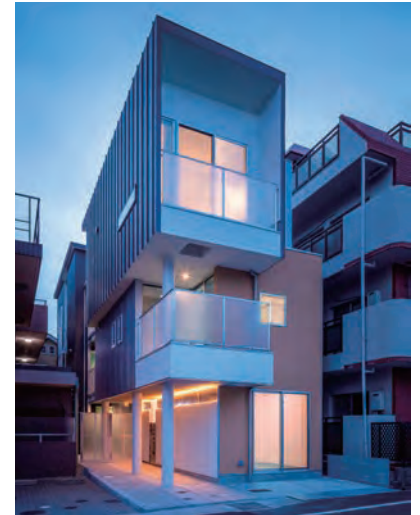
今後も建築家としての職能と、不動産の事業者としての職能を両立させながら、多面的視点と地域の諸問題を把握し解決することにより、美しい楽しい活気ある神戸を実現させたいと思います。



外部とつながるダイニング



多目的に利用できる土間

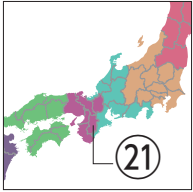


増築建物と既存建物の共有路地およびアプローチ

物件外観写真	MAPプロットナンバー 物件名 築年 間取り・延床平米数	11 Y's house 11 H26年築 1K・1DK・1LDK・2LDK 4戸・27㎡～・40㎡～	13 Y's house 13 H27年築 1R～1LDK 3戸・28㎡～	15 Y's house RD02 S39年築・H25年改装 1LDK・40㎡～ 2戸
	1 Y's house 1 H14年築 3LDK・85.61㎡		14 Y's house RD01 S35年築・H23年改装 3LDK・95.26㎡	
	2 Y's house 2 H17年築 2LDK・78㎡			16 Y's house RD03 鈴木文化シェアハウス S49年築・一部H25年改装 3R+LDK・シェアハウス3戸 2DK・5戸
	3 Y's house 3 H15年築 倉庫事務所・81.87㎡			
	5 Y's house 5 H20年築 1LDK2戸・28㎡～			17 Y's house RD05 禅昌寺キオスクシェアハウス S46年築・一部H26年改装 3R+LDK・シェアハウス3戸 2DK・1戸
	6 Y's house 6 H21年築 1LDK3戸・31㎡～			18 Y's house RD07 S50年築・H30年改装 3LDK・82.91㎡
	7 Y's house 7 H22年築 1LDK・49.79㎡			19 BELLTREE平和台 H6年築 1R・2LDK・4戸
	8 Y's house 8 H23年築 1LDK2戸・42㎡～			20 BELLTREE平和台ANNEX H31年築 1LDK・2LDK・3戸
	10 Y's house 10 H25年築 1LDK3戸・38㎡～			
		21 BELLTREE神楽町 S56年築・H31年改装 2DK・12戸		
		22 神楽町テラス Y's house 14 Y's house RD-08・RD-09 S44年築・H31年改装 1LDK・5戸		

大和船舶土地株式会社 物件MAP

板宿山手エリア MAP 一覧改訂版



『場を生むデザイン賞』～第19回奈良県景観デザイン賞～

－「場」を評価するという新たな取り組みへの挑戦－

個人（会員）の活動

（一社）奈良県建築士会 教育・事業委員会

株式会社城田設計

株式会社福本設計

城田 全嗣

巽 浩典

奈良会

Review

レビュー・表彰

『場を生むデザイン賞』の誕生

奈良県建築士会デザイン賞部会では約3年前より奈良県景観デザイン賞の見直しに取り掛かりました。奈良県景観デザイン賞は奈良県景観調和デザイン賞を含めて過去に18回開催されており、県内の優れた建築を数多く表彰してきました。しかし地域を取り巻く状況は人口減少や少子高齢化等多くの課題を抱えており、近年大きく変化しています。そこで「地域社会に密接に関わる建築のあり方もその変化に歩み寄る必要があるのではないか」という思いをデザイン賞に取り入れたいと考えました。建築というものと向き合うことは建築を生み出す我々にとって使命のように感じていますが、一方でこの使命は我々の視野を狭くしているようにも感じています。そこで建築を「場」と言い換えることで建築という小さな枠組みに囚われずに、肩の力を抜いて魅力的な「場」について考えることが出来るのではないか？魅力的な「場」を考えることは建築の廻りにあるものを自然と俯瞰できるようになるのではないか？また地域のなにげない場の力を知り、感じてもらうことで地域に愛着を持つようになるのではないか？という思いから「場を生むデザイン賞」と名付けました。日々の暮らしの何気ない場には「地域の人々の縁となる場」「地域の人々が元気になる場」「地域の人々の記憶となる場」があります。このような何気ない場が地域にたくさんあればきっと地域が抱えている多くの課題は解決するはずです。「場を生むデザイン賞」がそのきっかけとなることを願いスタートしました。



最優秀賞（知事賞）：森のねんど研究所



最優秀賞



最優秀賞

『場を生むデザイン賞』の審査結果

「場を生むデザイン賞」という試みの信念はあったものの、応募が集まるかどうかについては大きな不安がありました。近年の奈良県景観デザイン賞の受賞作品はこの「場を生むデザイン賞」の趣旨に近いものが選ばれていましたが、主催者側が満を持して「場の力」というものを問いかけることは、ある程度の戸惑いを生み、応募へのハードルになるだろうと想像していました。しかし、その想像は良い方に裏切られ前回の応募作品数の35点を超える40点の応募を頂きました。応募作品を通して「大きな賑わいを生んでいる場」「掛け替えのない出会いを生んでいる場」「時の深みを生んでいる場」など多様な「場」と出会うことが出来ました。書類審査の一次審査で選ばれた9作品を二次審査として現地視察しましたが、魅力的な場を生み出しておられる人々はやはり魅力的で、審査委員の方々の質問に対する答えにも深みを感じました。「場を生むデザイン賞」の審査会は建築分野だけでなく、幅広い分野から集まって頂いた5名の審査委員で構成しております。この審査会で行われた魅力的な場についての深掘りには多くの気付きと学びがあり、今後の「場を生むデザイン賞」の方向性を示唆しただけでなく、一人の建築を生み出す者としても刺激的なものとなりました。審査会の結果選出された作品はどれも素晴らしい「場」であることは言うまでもないことですが、選出されていない作品にも時を経ることで新たな魅力を生み出しそうな「場」が多くあり、今後を期待しています。



優秀賞：三宅町交流まちづくりセンターMiiMo



優秀賞：ゲストハウス三奇楼・三奇楼デッキの下



奨励賞：コミュニティスペースハッピー



奨励賞：奈良カエデの郷ひらら



奨励賞：doorsyamazoe

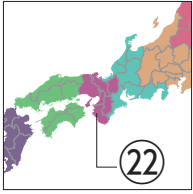


『場を生むデザイン賞』の今後

審査会の中で審査委員の方々から頂いた嬉しいお言葉の一つにこの「場を生むデザイン賞」の活動を流行らせていくべきだというものがありました。今回の企画を通して「場の力とは何だろう？」「場に力が宿るとはどういうことだろう？」と考えましたが、明確な答えには至っていません。そこで今回受賞された「場」を多くの方々に深く知ってもらうため、またこの「場」が生み出された背景やプロセスなどをお手本として新しい魅力的な場が生み出されるきっかけづくりを目指して取材活動等を引き続き行い、場の力について問いかけていきたいと思っています。

また現在地域を良くしようとするいろいろな団体がいろいろな活動を展開されはじめています。これらの活動とも歩みを同じにし、小さい枠組みに囚われない活動につなげたいと思っています。

そして魅力的な場はどの地域にも存在するはずなので、場を生むデザイン賞の活動を共有できるような活動にも繋げていきたいです。奈良で生まれた「場を生むデザイン賞」が全国の都道府県で開催されれば、これ以上嬉しいことはありません。



建築三団体まちづくり協議会による「きのくに建築賞」

単位会（支部）の活動

アトリエクワン級建築士事務所 島 桐子
和歌山会

Review レビュー・表彰

(一社)和歌山県建築士事務所協会は(一社)和歌山県建築士会、(公社)日本建築家協会近畿支部和歌山地域会と共に、「官民協働」「市民参画型」のまちづくりを社会に対して積極的に提案・実現することを目的とした建築三団体まちづくり協議会を結成し活動をしています。その活動のひとつが「きのくに建築賞」という表彰事業です。平成28年に第1回を開催してより、一昨年、コロナ禍による中断を経て昨年令和3年に第5回きのくに建築賞を開催しました。

きのくに建築賞は、志をもって建てられた『魅力ある建築』は郷土の新しい地域資産となり得うと考えから、この活動を通じて、『魅力ある建築』が正しく評価される環境を育み、建築に携わる人の意識を高めることで、建築の質が向上して行くことをめざし、和歌山の建築文化の向上と活気のある魅力的で美しいまちづくりに寄与することを目的としています。

募集するのは和歌山県内に建築された竣工後10年以内の建物で、建物概要・図面・写真・コンセプト文からなる書類による1次審査を行い、公開で行う最終審査に残る作品の候補を選びます。候補作品は審査員が現地に出向いて実際の状況を確認したうえで最終審査に残る作品を決定します。最終審査は一般の人も観覧可能な公開審査とし応募者のプレゼンテーションと質疑応答を行い各賞を決定します。最優秀賞には併せて和歌山県知事賞も贈られるほか、和歌山県産の杉材や桧材を効果的に使用した作品を選ぶ紀州材賞、また会場の観覧者による投票で県民賞という賞を贈ります。この公開審査を行うことについては大きなこだわりがあります。審査の透明性を担保することはもちろんですが、普段は建物が完成した状態し



現地確認



公開審査

か目にする機会のない一般の方に、建物の成り立ちやそれにいたる経緯、また設計者や建築主の思いに触れる機会を提供することで、建物の見方、存在意義等を改めて認識して開催の目的である建築文化の向上し美しい街づくりへの寄与することが出来ると考えています。受賞作品については設計者だけでなく建築主や施工者も表彰します。建築は多くの人の力と思いを結集して出来ていることを示したいという想いからです。一般の人には馴染みのない公開審査ですが、来場者の皆さんに頂いたアンケートでは概ね好意的な回答を頂いています。5回の開催を継続していることによって、県外の関係者からの応募も徐々に増えていきます。長く開催を続けることはもちろんですが、今後は受賞作品の巡回展にも力を入れて一般の方々への認知度を上げ、少しでも建築の裾野を広げて行きたいと考えています。

■「きのくに建築賞」－最優秀賞



第3回（2018年）みなかたまくすきねんかん 南方熊楠記念館【遠方写真】



表彰式



第4回（2019年）海南市庁舎【外観・内観写真】



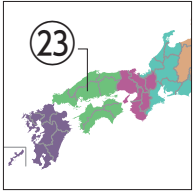
第5回（2021年）田辺聖公会マリア礼拝堂【外観・内観写真】



最優秀賞トロフィー



紀州材賞賞状



東広島市西条地区伝統的建造物群保存対策調査

単位会（支部）の活動

有限会社アリクデザインスタジオ
ヘリテージマネージャー

柳河 元木
広島会

Study

研究・調査・
講座

広島県東広島市を代表する産業である酒造業が集積する西条酒蔵通り地区は、ユネスコ世界文化遺産の諮問機関であるイコモス（ICOMOS/国際記念物遺跡会議）国内委員会から「20世紀に継続発展した伝統産業景観の代表」との評価を受け、「西条の酒造施設群」として、日本の20世紀遺産20選の一つに選定された。西条通り地区は近世の宿場町から発展し、近代に煉瓦煙突と酒蔵が駅周辺に集積した町である。現在も7業者が操業しており、煉瓦煙突が列なる唯一無二の景観がある。この酒蔵通り地区の歴史・街の成り立ちを照査し、これからの街づくりを考えるための調査が行われた。

東広島市教育委員会から受託された、広島大学大学院工学研究科建築史・意匠学研究室 水田 丞助教にて平成30年11月か



西条酒蔵調査講習会



西条酒蔵現場調査講習会



昭和30年代
昭和30年代西条酒蔵煙突群

ら西条酒蔵地区一帯において伝統的建造物群対策調査を実施。広島県建築士会東広島支部は調査協力の依頼を受け、建造物調査を行った。この建造物調査は、一次調査と二次調査という二段階に分けた調査。

伝統的建造物群保存対策調査は、歴史調査（町や社会の歴史）、都市形成史調査（街路や地割の変遷）、建造物調査（建物の実測）、景観調査（石垣などの工作物や街路景観の調査）、保存活用計画の作成。

①一次調査（平成30年11月～12月）

調査対象地域内をくまなく歩いて回り、おおむね戦前（建設後50年以上を経た）の建築物の外観を調査。外観を写真撮影し、建物の基本的な構造形式（階数、屋根形状、外壁）についてメモをとり、外観などからおおよその建設年代を推定。

②二次調査（平成31年3月～令和元年8月）

一次調査で拾い上げた物件から、学術的な重要性や保存状態を考慮して二次調査の候補物件リストより東広島市教育委員会に所有者の同意を取得していただき、許可がおりた物件から二次調査を実施。二次調査では建物の内部に入って、現状の平面図と断面図の実測、内外の写真撮影、所有者への聞き取りや建物の履歴調査を行った。また、調査後は実測図の野帳をもとにJW-CADで清書図面を作成。

令和3年2月8日、東広島市文化課主催により、テーマ「酒蔵通りのこれから」とした一般市民への調査報告会が行われた。広島県建築士事務所協会会員も1名パネルディスカッションに参加した。報告会ではこれから重伝建に向けて取り組んでいく方向が示された。

西条酒蔵通り地区は、新しい住宅団地もでき新旧が混在する街並みとなっている。建物は建て替えも進んでいるが地割・水路は古地図のまま残されている。

これから、街並み保存を進めるためには市民・酒蔵・行政の連携が不可欠であり、それぞれが魅力を持てる街づくりを目指したい。



現在の酒蔵煙突群



酒蔵



旧山陽道 西条四日市 本陣跡



町屋を活かした城下町の復興と再生

個人（会員）の活動

株式会社甲斐構造設計事務所 甲斐健一
熊本会

Activity

活動・
人材育成

熊本地震から6年が経過しました。新町・古町では、復旧、復興、更にはコロナ禍の中で、町は進化を続けています。建設業をされながら、住民の立場として復興活動をしていらっしゃる宮本氏に、自身の経験と町の動きについてインタビュー形式でお聞きしたことをご紹介します。

1 新町・古町、とはどのような町ですか

熊本市中央区の西側に位置する「新町・古町」地区。この地区の現在の町割は、熊本城の築城当時が起源とされています。熊本城の内堀とされる坪井川の内側で四つの門に守られていた新町。舟運を活かし門前町として栄えながら、一町一寺の区割を今も残す古町。卸売業や細工業、流通の中心であったため市が立ち、北岡神社や藤崎八幡宮の祭りも古くから行われています。



新町古町の江戸地図

2 これまでどのような地域活動をされてきましたか

各通り毎の町組織を基とした自治会は活発で、商店会や商栄会とも深い繋がりがありました。それぞれに伝統的な地域祭礼や稲荷、地蔵なども多く、また歴史遺産や遺跡、伝承も多いことから、まちづくり活動も活発でした。伝承と商店会イベントを重ねた「風流町ロマンフェスタ」や4つの会場で行われる「新町地蔵祭り」は多くの人出で賑わいました。

2007年の熊本城の築城400年と2011年の熊本駅の九州新幹線開通をきっかけとして、熊本市は2005年に「熊本駅都心間協働のまちづくり協議会」を立ち上げました。地元の各種団体と意見交換しながら抽出された24の事業のいくつかは、今も継続されています。

私が関わり始めたのは2006年の4月、会社の向かいに立つ町屋が再生工事を行った頃でした。ある町屋が解体予定だと聞いたことをきっかけに、「新町・古町 町屋研究会」の立ち上げを決心。後述する「熊本まちなみトラスト」や「一新まちづくりの会」に文書や地図を持ち込み、共感と理解を得ることができました。

3 熊本地震と復興についてお聞かせください

・震災からの地域内外の各活動団体とその動き

2016年4月14日21時26分、前震。4月16日1時25分、本震。震災から数日経ったころ、町屋オーナーたちが建物を解体すると口にするのを聞きました。感情が高ぶってショックを受け、避難所からSNSに町屋の危機を訴えていました。古町でも一部の人々が地域のために動くと言いました。「くまもと新町古町復興プロジェクト」が発足し、私もメンバーとして関わることになりました。町屋保存がテーマとして挙がったので、私が代表を務めていた新町・古町町屋研究会は、



震災で全壊した町家

復興プロジェクトとして動きを共にすることとしました。

そのほか、新町古町で起こった町再建のための組織とそれぞれの活動は以下の通りであります。その中の一部をご紹介します。

・くまもと新町古町復興プロジェクト

前述の経緯で、震災直後に立ち上がった地元の有志の会です。主なメンバーが当時30～40代という、若い年齢層が集まりました。義援金を受けながらボランティア作業や近隣への声掛け、シートの配布や屋根掛け作業など地道な作業を積み重ねました。復興ベースとして資機材の保管や会議スペースとして一年間運営をしたり、200人規模の復興音楽祭を主催したり、建築士会の青年部と共同で被災経験者を招いてアドバイスを受けるなどのイベントも行いました。

・熊本まちなみトラスト

これらの復興活動を横断的に後押ししたのが、熊本まちなみトラストです。発災直後から日本イコモス国内委員会の調査団との連携や、ワールドモノユメント財団の多額の支援受け入れ対応、継続的なフォーラムや勉強会の開催による啓発活動など、途切れない活動が今も続いています。

震災前より町屋活動や地域計画の様々な活動の軸となっていたこと、また組織メンバーに大学関係者や建築・都市コンサルなどの専門家が多いことも実働部隊として動けた理由の一つです。

・行政への働きかけと行政による支援

熊本市はもちろん、震災直後より応急修理事業、宅地復旧支援、被災住宅支援等様々な住民支援を行ってきました。新町古町の町屋の復旧は、それと別に熊本県の復興基金「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」や、熊本市の「熊本市町並み復旧保存支援事業」による補助を受けて成立している状況といえます。復旧工事の1/2から3/4の補助を受け、多くの町屋は復旧に踏み切ることができました。これらの震災以降の支援制度も制度施行から5年が過ぎ、今年度で工事完了予定です。

今後の新町古町の町並み整備は、令和2年6月に国土交通省の認定を受けた、熊本市歴史的風致維持向上計画（くまもと歴史まちづくり計画）に基づいて推進されることとなります。この計画によって新町古町地区は川尻地区とともに重点地域に指定され、すでに様々な事業が進行しています。



震災後現地調査見学風景

4 現在の新町古町についてお聞かせください

支援を受けた町屋は、次々と工事に着工していきました。グループ補助金を使用しました物件は一番早く、地震の翌年から数年で店舗営業を再開させていました。解体か復旧かの最終決定をギリギリまで悩んだ物件は、地震から4年、5年とたった昨今、新規のテナントを呼び込んで賑々しく復興を遂げました。

地震をきっかけとして事業を承継し、新たな戦略と時代に合わせた営業方針を持って復旧に取り組む姿も多く見られます。もちろん数多くの店舗が廃業しましたが、一方で新規出店も30件ほどに上ります。更にこのコロナ禍の影響で、熊本都心部の繁華街で営業されています飲食店の方々からの問い合わせも増えており、今後ますます加速しそうに感じます。



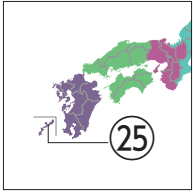
新店舗として復興した町屋

5 最後にお伝えしたいことをお願いします

震災以降、10件近くの町屋や古民家の復旧の仕事を請けてきました。それまで経験の浅かった躯体修復工事を、職人たちと土埃にまみれ、悩みながら行ってきました。おかげで関わらせて頂いた築100年を超える建物は、これからの50年に繋がれたと自負しています。

地震によって加速した自分たちの町を見て、それまでの活動がどう評価されたのかを知り、経済性の重要性を知りました。私たちの町に対してこれ以上はボランティアよりも生業を軸として関わることに決めました。

これからも「町屋」という140年前の「形」の意味を現代社会にあるべき必然性に読み換えて、所有者の方が子孫の代まで受け継ぎ、安心して暮らせる社会を求めていきたいと思えます。



50年後、どんな首里のまちにしたいですか

—悠久の時をつなぐまち、首里からの提言—

個人（会員）の活動

有限会社義空間設計工房

NPO 法人 首里まちづくり研究会 理事長

伊良波朝義
沖縄会

Activity

活動・
人材育成

Study

研究・調査・
講座

首里城公園開園以来、30年が経とうとしています。この間、沖縄の観光は基幹産業として大きく成長し、入域者数は年間1,000万人に、首里城を訪れる人は年間250万人を数えるようになりました。国内外からの旅行者が世界で唯一無二の首里城を見学し、琉球・沖縄の歴史を感じることは大変有意義であり、首里地区住民の多くはそれを誇りに思っています。しかし、レンタカーや観光バスで首里城公園に直接乗り入れる首里城だけを見て帰る「直行直帰型観光」への違和感や問題意識は、年々高まっていると言わざるを得ません。特に、首里城地下駐車場の満車時は道路が渋滞し、緊急車両が立往生する事態も生じていました。また、生活道路に迷い込むレンタカーで子どもや高齢者が危険な目に遭うことも多発していましたが、首里城焼失後はこうした状況は改善しています。



焼失後の首里城正殿



首里城焼失前の交通渋滞

首里城焼失後、首里杜地区では大きな喪失感を共有する一方で、「御城と共にあるまち」の「あり方」を見直そうという機運が生まれました。焼失直後から開催されているシンポジウム等は首里城再建が中心で、このままでは焼失前の課題は改善されないのではとの危機感から、行政に住民の声を届ける活動を始めることにしました。首里城周辺で活動するまちづくり6団体と「首里社会議」を立ち上げ、シンポジウムやワークショップ等を開催し、県が令和元年に策定した「首里城復興基本方針」の章立てに合わせて議論を重ね、県と市へ提言書を手交しました。その後、令和2年に策定された「首里城復興基本計画」に首里社会議の提言が多く盛り込まれたことは、未来への第一歩だと言えます。また、約30年前に首里城公園を含む首里全体の考え方を示した首里杜構想から取りこぼされた課題も含め、交通問題や歴史まちづくりに息の長い取り組み



首里杜地区・首里歴史エリアまちづくりMAP



ワークショップ



ワークショップ



県知事への手交



那覇市長への手交

が必要で、国や県、那覇市、沖縄美ら島財団、地域による「首里杜まちづくり推進協議会」が今年度設置される予定となっています。現在首里社会議では、首里城を中心とする歴史資源豊かな首里のまちを周遊でき、地域の交通弱者の生活をサポートする、観光や暮らしの共存を目指した「首里杜地区・首里歴史エリアまちづくりMAP」を作成し、地域含め行政との調整を進めています。

王都首里には、長い歴史があります。伝統文化を育み、洗練させてきた場が、首里城であり、首里のまちであり、首里の住民たちでした。だからこそ私達首里杜地区住民は、県の首里城復興基本計画や那覇市のまちづくりに関し、本物志向のまちづくりであることを求め、先人の営みが生み出してきた風景を大切に、歴史の継承者である次世代の子どもたちに伝統文化をつなぐことの重要性を訴えています。これからも観光が沖縄の基幹産業であることに変わりはありませんが、ポスト・コロナ、そしてニューノーマルの時代にこれまで通りの観光政策で良いのかという疑問が残ります。今後、求められるのは、自然を守り文化を掘り下げた付加価値の高いツーリズムであり、地域住民と来訪者が共に創り上げる持続可能な「地域交流ツーリズム」ではないでしょうか。特にコロナ前から私達が解決を求めていた交通問題は、地域課題と観光課題の両方を解決できる方策があると考えます。

首里でできることは、他でもできる。

地域の暮らしに根ざした私達の提言は、主語や想定範囲を首里城周辺に限定しているように見えるかもしれませんが。ここで示す考え方の多くは、オーバーツーリズムや高齢化など他の地域に共通する課題にも応用できるものです。地域課題は、ともすれば日常生活の中で解決を先延ばしにしていまいがちです。私達は首里城焼失という事態を逆手に取り、地域社会の主役は住民であることを再確認し、首里をモデル地区として、ツーリズムとコミュニティのあり方を見直したいと考える他の地域に、考え方や方法論を応用していただきたいと考えます。

4. 景観・まちづくりの動向

本章は、当初は（一社）日本建築士事務所協会連合会による『開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト 建築士事務所の経営と展望（平成4年6月22日発行）』のなかの、「第3章5 まちづくり」のための原稿として作成したものです。その後、より具体的な事例を中心に紹介することとして新たに書き直したため、当初の原稿は掲載されませんでした。今回、本事例集を作成するにあたり、全国から寄せられたまちづくりに関わる事例とともに、すこしでも皆様のお役にたてていただくため、「景観・まちづくりの動向」として紹介させていただきます。

（1）都市計画からまちづくりへ

近代都市計画の進展

我が国の近代都市計画は1888年（明治21）に公布された東京市区改正条例にはじまる。幕末の動乱を経て、明治の新政権による施政下で江戸が近代都市へと移り変わるなかで、伝染病の流行、大火の発生、鉄道の登場など、多くの課題や変化に対応し、まずは東京都心部のみに適用されるものであった。その後、日清・日露戦争、第一次世界大戦などの時代背景の下、近代化の進展とともに急激に進む都市への人口集中による市街地の混乱をコントロールするため、1918年（大正7）には横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の五都市にも準用された。1919年（大正8）には初めての都市計画法と、現在の建築基準法の前身である市街地建築物法が制定され、都市計画の上での法制度が整備された。内容は、用途や高度、床面積を制限する地域地区制度の創設、所有者による市街地整備、道路用地の確保などが主で、もっぱら、国や公共団体が都市を建設していくための法律であった。



市区改正の議論が進められている当時に描かれた東京の将来像 井上探景(いのうえ たんけい)画、明治21(1888)年
早稲田大学図書館蔵
松田道之の「東京中央市区画定之問題」では、主に衛生と防火に着目しながら、首都(当時の言葉では「首府」)にふさわしい、商業が繁栄する中心市街地を創出することが考えられました。主な提案内容としては、①公共建築物等の配置計画 ②道路・河川・橋梁・ガス・水道など都市基盤施設の計画 ③火災予防・家作制限 ④海岸埋立ふ頭築造 ⑤工場・倉庫・市場等の配置計画の5つが挙げられます。都市空間の将来像についても述べられ、大商店が集まり、洋風建築が立ち並ぶ都心のイメージが提示されています。

都市計画法の改正

その後、戦後復興を経て高度成長期へと移り変わり、未曾有の都市化が進みつつある1968年（昭和43）に都市計画法が新設され、都市計画を「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義づけた。そこには、住民の責務、及び住民が健康で文化的な都市生活を享受できるような都市計画を定める義務も明示されたが、都市は国や公共団体が責任をもってつくるべきものとされ、住民は多少の意見を言う機会はずつとつられていたが、自ら参加する場は設けられていなかった。

高度経済成長により暮らしに少しずつゆとりがもたらされるとともに、生活の質が問われるようになった。1970年代後半になると公害を発生させる工場や乱開発する開発業者に対する反発から生まれた反対運動をきっかけに、地域のまちづくり活動へとつながるケースもみられるようになった。

地区計画

1980年（昭和55）の都市計画法の改正により、住民の合意にもとづいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するため、地区計画を策定することが地域の自治

体に求められ、策定プロセスに住民参加を盛り込むまちがふえていった。

都市計画マスタープラン

1992年(平成4)には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である都市計画マスタープランの策定が義務付けられ、策定においてはあらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされた。そこで全国各地で「まちづくりワークショップ」が開催され、住民が集まって議論し、基本計画に意見を取り入れるための場が設けられるようになった。

スクラップ・アンド・ビルドからサステナブルへ

社会基盤の整備はスクラップ・アンド・ビルドの政策のもとに進められ、やがて大量生産、大量消費の華やかな高度経済成長が実現した。一方で、大量のごみ問題や資源の枯渇、地球温暖化といった地球規模での環境問題が顕著になるとともに、国民の多くはスローライフやエコライフといった生活スタイルを志向するようになり、サステナブル(持続可能)な社会が求められるようになった。

復興まちづくり

1995年(平成7)に発生した阪神・淡路大震災後の復興まちづくりでは、市民主体の非政府組織(NGO)やNPOによる活動の役割の大きさが示され、多くのNPOがまちづくり、環境保全に取り組むこととなった。

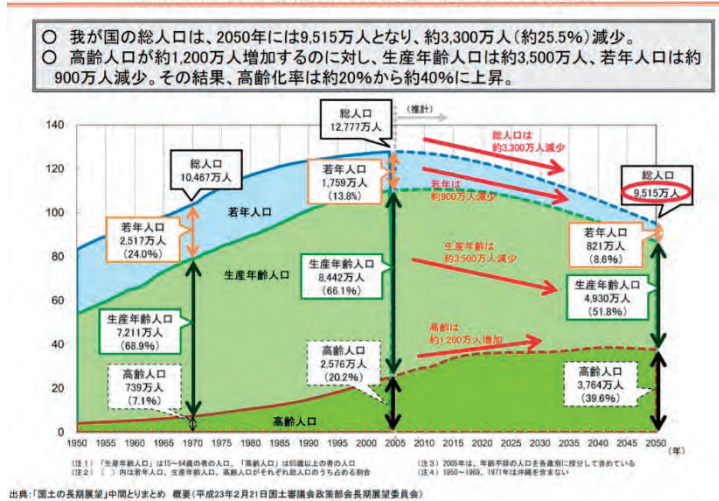
景観法

2005年(平成17)の景観法の制定により、自治体による条例に法的強制力が付与され、良好な都市景観の保全、伝統的環境の維持や修景美化が可能となった。

人口減少社会

2008年(平成20)には日本の人口がピークを迎え、経済的な停滞も続き、人口減少社会・低成長社会・成熟社会に移行するなかで、これまで以上に複合的な課題が表出し、様々な専門分野が協働して解決することが必要となってきている。地域の規模に相応しいまちづくりが求められている。

我が国における総人口の推移(年齢3区分別)



(2) まちづくりの新しい動き

リノベーション

まちづくりの新しい動きとして、リノベーションによるまちづくりが近年注目されている。全国の総住宅数に占める空き家の割合(空き家率)は1958年以来増加傾向にあり、2018年(令和元年)には13.6%と過去最高となっている。中小企業庁による2018年度(平成30)商店街の平均空き店舗率は3年前の13.17%から13.77%に増加し、シャッター街といわれる状況は改善していない。店舗に限らず、オフィスビル、工場なども空室となったまま数年から数十年放置されている事例も多い。

空き家・空きビルの活用

そのような状況の中で、空きビル、空きオフィスなどを活用し、まちづくりにつなげる事例が各地で見られる。

不動産業とのかかわり

リノベーションによるまちづくりでよくみられる手法として、空きビルや空き店舗、空き

家の目立つ衰退しつつある地域に着目し、設備や内装が整っていないかわりに賃料の低い物件を利用し、最小限の改装を施すことで活用を図る試みがみられる。改修にコストをかけず、デザイン性を重視し、飲食店やブティック、工芸品など人を引き付ける魅力のあるテナントを誘致することで、できるところから少しずつ事業を成り立たせる。そのような拠点を地域に広げていくことで、地域の魅力を面的に底上げし、相乗効果を生む。建物の所有者の理解、テナントの選定、建物の魅力を向上させる最小限の改装の工夫の他、不動産賃貸の契約方式、家賃設定などの経営能力など、様々な能力が必要とされ、計画を進める上では関係者の総合力が求められる。公的な都市計画やまちづくりとは関わらず、公的資金の支援を前提としないことで、一般的に資金的には余力はないが、関係者一同の合意のもと、使う側の自由な発想に基づいて計画を進めることができる利点がある。都市計画の側からのまちづくりに対し、使う側からのまちづくりといえる。

大都市か中小都市であるかを問わず、にぎやかな地域もあれば人通りの少ない地域もある。人通りの少ない地域は地価も安く、賃料も安い。後者の利点を利用し、既存の建物や街並みの魅力を見出し、魅力のあるテナントと協力して賑わいを作り出すことが、結果としてまちづくりとなっている。

近年注目を集めるこのようなまちづくりの特徴として、NPOを主体とするこれまでの住民参加のまちづくりと違う点は、無償のボランティアによる部分もあるが、結果として経済的に成り立つことが前提となっている点といえる。その地域で生業を営み、生活することがまちづくりにつながる。まちのなかで見過ごされてきた空白を使う側の視点から見出し、再生し、使いこなす試みである。

(3) まちづくりの手法

まちづくりワークショップ

まちづくりを進めるためには直接かかわる市民の参加が求められる。しかし、地域の人が集まり、合意形成をし、計画を進めることは容易ではない。そのため、まちづくりにおいて、人が集まり、話し合い、方向性を定めるために、ワークショップといわれる手法が活用されている。「まちづくりワークショップ」は現在では各地域で当たり前に行われている。ワークショップでは、全体を進行し、意見をまとめるファシリテーターが重要な役割を果たす。ファシリテーターはワークショップの目的を明確にし、目的達成に向けて準備をし、当日の運営方針を立案し、成果のとりまとめをする必要がある。

ワークショップはその全体を通じて、まちづくりの方向性を定め、方向性を共有し、合意のもとに様々な計画を進めるきっかけとなる。

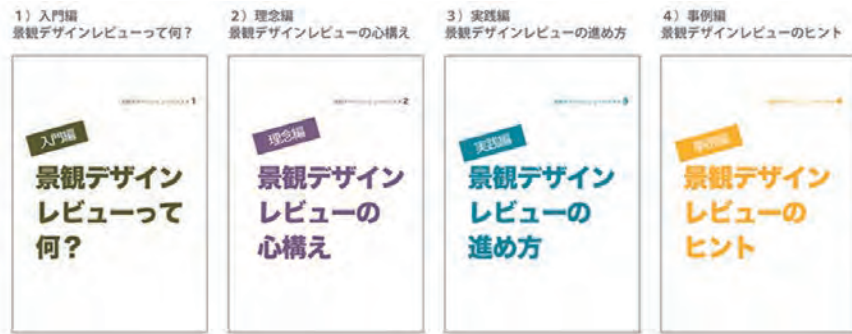
景観まちづくり協議会

2009年(平成21)、「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会(景観まちづくり協議会)」が設立された。良好な景観形成・まちづくりの推進に大きな役割を有する建築の専門家により構成される建築関連団体と、景観形成・まちづくりの推進に積極的な地方公共団体が連携し、良好な建築活動の活性化に向けた情報の発信、各地域における様々な活動に対する支援等を総合的に行うことにより、建築等を通じた良好な景観形成・まちづくりを推進することを目的としている。

景観デザインレビュー

景観法などの法制度により、景観行政団体などでは、一定の規模以上の個々の建築行為等について、景観形成に関する協議・調整の方針や基準を抛り所に、自治体、専門家、事業者、設計者、地域住民が同じテーブルについて、建物のデザイン等を創造的に議論されるようになってきた。そこで、景観まちづくり協議会では、そのような場の運用指針として小冊子「景観デザインレビューのススメ 入門編・理念編・実践編」を発行した。景観デザインレビューとは、「建築物等の構築物が新たに環境に追加される等の際、それが望ましい景観形成に寄

与できるようにするための協議方法で、その実効性を高めるためにさまざまに工夫された形式」とされる。



まちづくり会社

中心市街地の再生では、中心市街地活性化法に基づき「まちづくり会社」を設立する手法が多くみられる。地元商店街を構成する細分化された地権者の個々の努力には限界があり、通常の市場で活動しているディベロッパーにはまちづくりの意思と哲学をもった開発を主導する役割を期待することは難しい。まちづくりのために必要な開発を実現するには、行政の力を活用することや専門家の意見を聞くことも大切であるが、地域の住民が中心的に担う必要がある。近年、地域住民が主体となって、行政や専門家の力を借りつつ、大規模な事業でよくみられる再開発事業を商店街程度の規模で使いこなす試みが行われ、成果をあげている。

従来の一般的な再開発では、土地権利交換方式で地権者が土地の権利を権利変換し、新しいビルに等価の床（権利床）を得る方式がとられてきた。また、建設費は権利床以外の部分である保留床の売却益を充てる。このため、土地を含めて全体の事業資金を回収する必要があり、地価が顕在化するなどの課題があった。また、運営は外部から参入するキーテナントの動向に大きく左右される事例が多くみられた。

これに対し、新たな再開発の組み立て方では、地権者の土地の権利はそのままとし、地権者が設立するまちづくり会社が自己資金の他、融資や各種補助金などを活用して建物を整備し、主として賃貸収入で資金を回収する方式がとられる。余った床を外部に処分することはなく、建設費のみを回収することで事業が成り立ち、地価が顕在化することを避け、全体の事業費を低く抑えることができる。運営は地権者の集まりである「まちづくり会社」が担うことで、地権者にまちづくり事業の責任と自覚が生まれる。外部資本に頼ることなく、地域を基盤とすることで、地に足の着いた事業となっている。

(参考事例：高松丸亀商店街振興組合、高松丸亀町まちづくり株式会社)

(4) まちづくりにかかわる法律

景観緑三法

日本における都市化の進展は、経済性、効率性、機能が重視されるあまり、地域固有の歴史、景観、町並み、生活が軽視されてきたといえる。各地で高層マンションの建設などをきっかけに景観をめぐるトラブルが続発する一方で、美しい町並みなど、良好な景観に関する国民の関心が高まりつつある。

2003年（平成15）、国が「美しい国づくり政策大綱」を制定し、これまでの都市づくりのあり方への反省にたち、「この国土を国民一人ひとりの資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした」としている。翌2004年（平成16）には、「景観法」を中心とする「景観緑三法」が制定された。

「景観緑三法」とは「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「都市緑地保全等の一部を改正する法律」からなる。地方自治体は景観法の下、景観行政団

体として強制力をもつ景観条例を制定することが可能となった。

景 観 計 画

景観計画は、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画である。景観計画の区域（景観計画区域）内においては、建築物の建築等の行為が、原則として届出・勧告により穏やかに規制される。また、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定の締結等、景観法に規定する制度の多くは、景観計画区域内で活用することができる。

景 観 整 備 機 構

景観整備機構は、まちづくりを行う公益法人やNPO法人を指定して、景観に関する住民の取組を支援しようとするものである。景観行政団体の長は、公益法人やNPO法人を景観整備機構として指定することができ、景観整備機構は、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場、その他の公共施設に関する事業の実施、管理協定に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の管理等の業務を行う。建築士会、及び建築士事務所協会の単位会が多くの都道府県で景観整備機構として認定され、景観に係わる様々な業務を実施している。

ま ち づ くり 三 法

「まちづくり三法」とは、大規模小売店舗の出店により地域の中心市街地の小売店舗が衰退する状況を改善するため、1998年（平成10）～2000年（平成12）にかけて制定された以下の法律を指す。

- ①「大規模小売店舗立地法（大店立地法）」（大規模店舗の出店に際して周辺的生活環境保全に配慮を求める）
- ②「中心市街地活性化法」（空洞化の進行する中心市街地の活性化を図る）
- ③「都市計画法」（まちづくりの観点から大規模店の立地規制などを可能にする。）

その後、十分な実効性が見られないことから数次にわたる改正を重ねているが、その後も多くの中心市街地の衰退は進行しつつある。2006年には改正中心市街地活性化法が施行され、国による認定対象の「選択と集中」、多様な民間主体の参画、支援措置の拡充など、新たな措置も試みられている。

都 市 再 生 特 別 措 置 法

2019年（令和元）、「安全なまちづくり」、「魅力的なまちづくり」を目的として、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行された。

このうち、「魅力的なまちづくり」では、居住エリアの環境向上、老朽化した都市インフラの改修をはかるための都市計画制度の見直しや各種支援制度により、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりと民間都市開発を推進することとしている。この制度により、市町村が都市計画において居住誘導地区内に「居住環境向上用誘導地区」を定めることで、病院、店舗等の日常生活に必要な施設（生活便利施設）について、用途制限、容積率を緩和することを可能とし、これらの施設の立地を促進することができる。その他、まとまった農地が住宅と混在し、居住環境を形成している地域において、農業と調和した良好な居住環境を確保するため、きめ細やかに地区内のルールを定めることができる新たな地区計画制度を創設するとともに、相続税・贈与税の納税猶予等の税制特例を講じるとしている。

歴 史 ま ち づ くり 法

2008年（平成20）、歴史まちづくり法（「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」）が制定された。これは、地域における固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物や周辺の市街地が一体となって形成してきた市街地の環境（「歴史的風致」）の維持向上を図り、個性豊かな地域社会を実現し、都市の健全な発展と文化の向上に寄与することを目的としている。

これまで、指定・登録文化財以外の歴史的建造物は公的な補助がないこともあり、撤去や建て替えが進んできた。金沢市では1999年（平成11年）に一万棟以上あった歴史的建造物はその後8年で約20%失われ、東京都台東区では、1986年（昭和61年）に500棟以上あった戦前の住宅兼店舗はその後13年間に30%以上が失われた。

歴史まちづくり法では、歴史まちづくりを進める市町村が作成した「歴史的風致維持向上

計画」を国が認定し、その計画に沿って実施する各事業に対して法的な特例、国の補助対象の拡大、あるいは国費率の嵩上げをするなど、核となる文化財を保護しつつ、その周辺一帯を歴史まちづくりの対象区域とし、歴史的環境の保全を支援する制度となっている。

具体的な支援として、歴史的風致形成建造物の買い取りや移設、修理・復元の補助、都市公園等の整備において古墳や城跡など、歴史的価値が高いものへの補助などがある。

(5) まちづくりを支援する様々な活動

まちづくり賞

(公社)日本建築士会連合会では、建築士としての職能を活かし、地域における継続的に優れた住まい・まちづくり活動の実績を評価・表彰することを通じて、地域のまちづくりの発展を支援している。2018年には第10回の表彰が行われ、多数の応募があり、多岐にわたる事例が発表され、他の地域での活動の貴重な参考資料もなり、大きな刺激にもなっている。

ヘリテージマネージャー

ヘリテージマネージャー(地域歴史文化遺産保全活用推進員)とは、地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材とされている。阪神・淡路大震災を期に、登録文化財制度が創設され、その制度を支える人材育成のため、2001年(平成13)、「兵庫県ヘリテージマネージャー養成講習会」が開講された。その後、多くの都道府県で養成講習会が実施されている。

認定まちづくり適正建築士

(一社)日本建築まちづくり適正支援機構は、良質な建築、美しいまちづくりを推進すべく、広く市民、行政、それにかかわる建築士の支援、まちづくり条例や協議調整などの仕組みづくりの支援を行うことを目的として設立された。そのため、地域のまちづくりの現場で建築士としての職能を十分に活かすため、「認定まちづくり適正建築士」を養成する講習を実施している。まちづくりにおいて、建築の専門性を活かすだけでなく、都市計画やまちづくりに関する知識、多様な意見をまとめるファシリテート能力などについて学ぶ場となっている。

(参考図書:『建築系のためのまちづくり入門:ファシリテーション・不動産の知識とノウハウ』著者:連健夫、野沢康、三井所清典、他)

全国町並みゼミ

全国町並み保存連盟は、歴史的な集落や町並みで、歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいる全国の団体と、団体を支援する個人によって構成されている。1974年(昭和49)に結成され、1978年(昭和53)に愛媛県の有松・足助で第1回の全国街並みゼミが開催され、その後毎年開催し、2021年(令和3)奈良大会で44回を数え、団体会員は67団体となっている。ゼミでは全国各地でのまちづくりの事例が発表され、各分野別の議論の場を設けるほか、全体会議で情報が共有される。その内容は相互の活動の参考となり、情報交換、交流、助言などを行うことで、各地のまちづくり活動を支援している。



5. おわりに

本書は令和2・3年度 景観・まちづくり専門委員会により編集されました。

委員長 柏本 保（兵庫会、(株)アーキノヴァ設計工房）

◎編集後記（景観・まちづくり専門委員会委員より）

☆**村田良太**（秋田会、(有)村田弘建築設計事務所）

地域の独自の視点で取り組んだ景観やまちづくりの活動は、単位会・建築設計業界・地域社会の課題解決の手がかりとなる示唆に富むデータベースになるものと期待しております。

特に興味深い活動として、景観・防災まちづくり活動、イメージムービーによる発信と街並みガイドライン実現への支援、場のデザイン賞、町屋を活かした城下町の復興と再生等が挙げられ、今後の活動に参考にしてみたいと思いました。

また、中・長期的な活動において、例えば10年後の姿を再確認して、継続的に活動を続ける上での課題・反省点を伝えられるような場面をつくりたいと思いました。

☆**米田正彦**（東京会、(株)ATELIER FOLIUM一級建築士事務所）

近所の通りが無電線化され、通りから電線が無くなるとこんなにもまちの景観が変わるんだということを感じていました。一方で設計した建築が景観協議の末、調整を受けても、建築の前に電柱が立ち電線が下垂してはデザインが台無しになってしまうと思ったことがありました。こんな経験が景観・まちづくりにかかわろうとする自身の動機の一つになっています。

今回、編集に関わりながら会員によるさまざまな活動事例を知る良い機会となりました。

☆**小澤勝美**（神奈川会、(株)ユー・アール・ユー総合研究所）

神奈川会の景観・まちづくり特別委員会では、相模原市での景観整備機構としての活動や他の自治体への景観整備機構への指定推進、まちづくり提案、まち歩き等の活動や有志での日本遺産大山への大山詣りを「かながわ建築設計大山講」として毎年行っています。

また、個人的には神奈川県には1件もない「伝統的建造物群保存地区をぜひ神奈川にも」という想いで、日本全国の伝建地区巡りや先進まちづくり事例、国宝建築物の魅力探訪を行ない、「まちの魅力とは」を常に考え、神奈川の魅力づくりに微力ながら貢献したいと考えています。今回の事例集で日本のまちの魅力の一片を垣間見た想いになることができたのであれば幸いです。

☆**小林正澄**（石川会、K建築総合研究所）

景観・まちづくりの動向として、法律や活動内容を巻末に示していますが、各地域の景観・まちづくりの活動を5分類に分けて紹介することで、事例をわかりやすくしています。建築士事務所の関わりが大きなものとして、街づくりの整備やリノベーションがありますが、その中で魅力や活力を高めることに寄与することを目的として、地域社会に存続させる建物を通してさまざまな機関や団体、住民などが連携したり協力し合って、ルールづくり、人と人とのコミュニケーションづくりの具体的なヒントになる一冊として活用していきたいと思います。

☆**内田康博**（京都会、一級建築士事務所 内田康博建築研究所）

建築士事務所として個々の建物の設計にとりくむなかで、まちづくりの重要性を実感することはあっても、具体的にまちづくりに関わる機会は少ないのが現状のようです。一方で、建物単体の計画にとどまらず、まちづくりの視点をふまえて活動し、計画されている事例についてお聞きすることが多々あります。そのような事例について冊子としてまとめて共有することで、会員の皆様の参考になればと願って編集作業を進めてきました。掲載いただいた事例は多岐にわたり、様々な場面で参照いただけるものと思います。少しでもみなさまのお役に立てていただければ幸いです。

{現・令和4年度 景観・まちづくり専門委員会協力}

景観・まちづくり活動事例集

－持続可能なまちづくり－

2022年12月12日

1版1刷発行

編集・発行

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

〒104-0032

東京都中央区八丁堀2-21-6 八丁堀NFビル6階

電話 03(3552)1281(代)

印刷所

日本印刷株式会社

※無断転載禁ず

